

生活 第16号 安全

ジャーナル



■特集

流通事業者が担う 製品安全

安全とあなたの未来を支えます

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

16
2014.07

表紙について

登山用ロープなどの品質性能を確認するための国内唯一の「落下衝撃試験装置」です。

登山用ロープについては、「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令」に定める技術上の基準の一部（落下衝撃の応力及びせん断衝撃力）を確認するために、この装置を用いて試験を行っています。

生活安全ジャーナル

C O N T E N T S

特集 流通事業者が担う製品安全

NITE データベースにみる ～流通事業者が担う製品安全～	2
製品安全に関する流通事業者向けガイドについて ～製品安全において流通事業者に期待される役割～	
経済産業省 商務流通保安グループ 製品安全課 課長補佐 守田 伴弘	7
大型小売事業者としての製品安全への取り組み イトーヨーカ堂 QC室衣料・住居担当総括マネジャー 北原 一	13
家電量販店としての製品安全への取り組み 上新電機 CSR推進室 室長 名畑 和世	17
街の電気屋さん和電機商業組合の製品安全への取り組み びーんず 代表取締役社長、兵庫県電機商業組合 理事長 高畑 俊一	21
総合通販としての製品安全への取り組み ニッセン 品質管理室 高砂 隆二、お客様相談室 永尾 博之	26

NITE安全の視点

事故動向等について 平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）	32
社告・リコール情報（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）	38
NITE「製品事故 100 選」 ～典型的な製品事故事例から見た危害シナリオとリスクアセスメント（RA）～ NITE 製品安全センター 製品安全技術課 酒井 健一	54

安全研究

製品リコールについて考える 千葉工業大学 金融・経営リスク科学科 教授 越山 健彦	63
ガス・石油機器における製品安全への取り組み 日本ガス石油機器工業会 安全対策委員会	67

コラム

製品安全だより「高齢社会の安全な暮らしを考える」 全国消費生活相談員協会 理事長 吉川 萬里子	30
セーフティファイル「1 本のナイロンザイル」	62
事故情報収集制度と NITE	72
編集後記	73

特集

流通事業者が担う 製品安全

今号の特集は、「流通事業者が担う製品安全」がテーマです。流通事業者は、製造事業者と消費者の間を「製品」でつなぐ橋渡しの役割を担っています。消費者の意見を直接聞いて、それを製造事業者に伝えることで、製品の安全性を高める改良の提案ができたり、またはリコールなどの際には顧客情報を活用して迅速でダイレクトな情報提供ができるなど、製品安全においても重要な役割を担っています。

特集では、経済産業省の「製品安全に関する流通事業者向けガイド」の概要をはじめ、「製品安全対策優良企業表彰」受賞企業の中から流通にかかわる事業者それぞれの立場から「流通事業者が担う製品安全」をテーマに、執筆していただきました。NITE のデータベース分析では、流通事業者から通知のあった事故情報を中心にその傾向を考えてみました。

NITE データベースにみる 流通事業者が担う製品安全

生活安全ジャーナル編集事務局

N I T Eに報告された消費生活用製品の事故情報⁽¹⁾において、流通事業者⁽²⁾から直接報告される事故情報が増えている。平成 19 年度 5 月施行の「改正消費生活用製品安全法」において、「小売販売事業者、修理事業者又は設置工事事業者は、重大製品事故を知ったときは、当該消費生活用製品の製造事業者又は輸入事業者に通知するよう努めなければならない。」と表現されているが、非重大製品事故⁽³⁾も含め、カタログ販売やインターネット販売、流通事業者独自のプライベートブランドの拡大など、製造から販売、廃棄に至るまでの製品のライフサイクルにおける流通事業者の関わる状況が大きく変化しつつあると考えられる。今回は、N I T E 事故情報データベースから、最近 5 年間に発生した製品事故において流通事業者から報告を受けた非重大製品事故を取りあげて、その傾向を分析する。

事故情報収集件数

表 1 および図 1 に、平成 20 年度～平成 24 年度までの 5 年間に発生した製品事故の情報源別の NITE 事故情報収集件数を示す（重複情報は含まない）。従来は、「製造事業者等」と表現されていた区分を「製造事業者」、「輸入事業者」、「流通事業者」に区分し、「流通事業者の事故」⁽⁴⁾を抽出した。

なお、「国の行政機関」と表現されたものに

は、重大製品事故として消費者庁に届けられた事故及びガス事業法などの法律に基づく報告が含まれる。

収集された事故件数の総数は、平成 20 年度の 4,211 件から平成 24 年度は 2,847 件と減少傾向にあるが、流通事業者から報告された事故情報は平成 20 年度の 89 件から平成 24

表 1 情報源別、事故情報収集件数

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	総計	比率
警察・消費者他	449	144	53	48	116	810	4.6%
消防機関	227	211	191	182	210	1,021	5.9%
消費者センター	763	775	611	509	447	3,105	17.8%
国の行政機関	1,044	871	948	946	874	4,683	26.9%
輸入事業者	838	877	799	929	741	4,184	24.0%
製造事業者	801	1,103	513	269	213	2,899	16.6%
流通事業者	89	119	111	171	246	736	4.2%
流通事業者比率	2.1%	2.9%	3.4%	5.6%	8.6%	—	—
総 計	4,211	4,100	3,226	3,054	2,847	17,438	100%

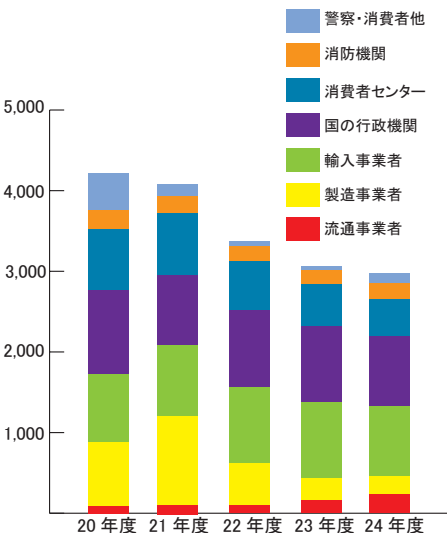


図 1 情報源別、事故情報収集件数

1 重大製品事故情報は、平成 19 年度 5 月施行の「改正消費生活用製品安全法」において、国（消費者庁）に報告されるため、ここでは NITE に直接報告される非重大製品事故情報を主に取り扱っている。

2 流通事業者には、製造事業者や輸入事業者を除き、流通経路に関与する卸売事業者や小売事業者に加え、運送や包装などの商品輸送に関与する事業者も含めている。従来、NITE データベースにおいて、販売事業者と表現されている区分を、流通事業者まで拡大して区分表現した。

3 非重大製品事故とは、重大製品事故（死亡、重傷、後遺障害、CO中毒、火災）以外の製品事故情報のこと。

4 流通事業者から NITE に直接報告された製品事故情報を、「流通事業者の事故」と表現する。

表2 製品区分別、流通事業者の事故情報収集件数

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	総計	比率	NITE (注)
家庭用電気製品	36	38	47	33	25	179	24.3%	52.9%
台所・食卓用品	2	0	3	3	15	23	3.1%	3.2%
燃焼器具	14	27	8	9	13	71	9.6%	18.6%
家具・住宅用品	12	20	22	4	17	75	10.2%	7.6%
乗物・乗物用品	3	2	3	4	1	13	1.8%	4.3%
身のまわり品	22	28	20	115	175	360	48.9%	7.5%
保健衛生用品	0	0	0	0	0	0	0%	1.3%
レジャー用品	0	1	2	1	0	4	0.5%	2.1%
乳幼児用品	0	0	1	2	0	3	0.4%	1.7%
繊維製品	0	3	5	0	0	8	1.1%	0.7%
総 計	89	119	111	171	246	736	100.0%	100.0%

注：NITE 事故情報平成 20～平成 24 年度 5 年間の平均値（平成 25 年度業務報告会資料より）

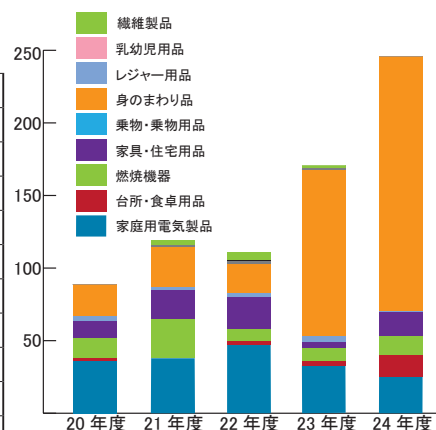


図2 製品区分別、流通事業者の事故情報収集件数

年度は 246 件と増加傾向にある。全体に占める比率においても、平成 20 年度 2.1%であったものが平成 24 年度においては 8.6%で、ほぼ4倍に増加している。

また、表1および図1において製造事業者の事故収集件数が大きく減少しているが、国内の製造事業者であっても海外生産品の取り扱いは輸入事業者に分類されるために、海外生産比率の高まりや流通事業者のシェア拡大などの傾向が推測される。

流通事業者の事故情報収集件数

表2および図2に、「流通事業者の事故」736 件の製品区分別の件数を示す。電池やデスクマット等を含む「身のまわり品」360 件 (48.9%)、水槽用ヒーターや電気ストーブ等の「家庭用電気製品」179 件 (24.3%)、家具やベッド等の「家具住宅用品」75 件 (10.2%) 等、上位3製品区分で 83.4%を占めている。ただし、平成 23 年、平成 24 年の「身のまわり品」の増加は、同一事業者の乾電池液漏れ事故が、平成 23 年は 97 件、平成 24 年は 157 件発生している事による影響がある。

表2の右端欄に NITE 事故情報全体の平均比率⁽⁵⁾を示すが、流通事業者の事故は「身のまわり品」の比率が非常に高くなっていることが分かる。

図3に、流通事業者の事故 736 件の被害状況別の件数を示す。死亡事故は無く、重傷8件、軽傷 142 件、拡大被害 91 件、製品破損 477 件、ヒヤリハット情報（被害なし）18 件となっている。

また、重傷事故8件の内訳は、「家具・住宅用品（折りたたみ式ベッド、踏み台、吊り戸棚）」が3件で、その他は、「家庭用電気製品（照明器具）」、「台所・食卓用品（陶器製炊飯が

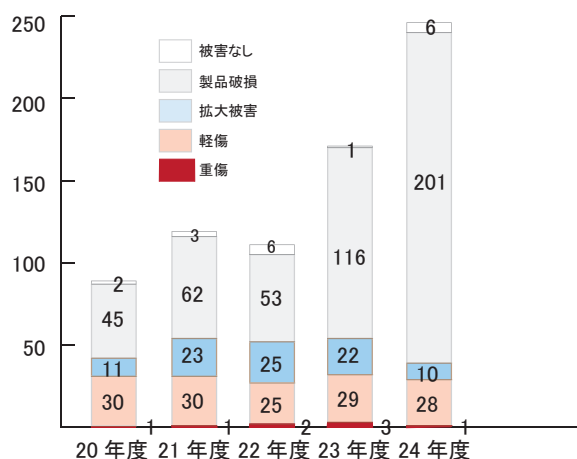


図3 被害状況別、流通事業者からの事故情報収集件数

5 事故情報平成 20～平成 24 年度 5 年間の平均値（平成 25 年度業務報告会資料より）

ま)」、「乗物・乗物用品（電動アシスト自転車）」、「身のまわり品（OA クリーナ容器）」、「レジャー用品（キックスケーター）」が1件ずつ発生している。事故の特徴としては、使い方や製品構造が比較的簡単なものが多く、重篤な被害は少ない傾向がみえる。

図4及び表3に、流通事業者の事故 736 件の事故原因区分別の比率及び事故原因区分別記号の詳細を示す。

流通事業者の事故の特徴として、事故原因区分A「設計、製造又は表示等問題があったもの」の比率が62.3%で、NITE 事故情報全体の平均値より10%程度高くなっている。また一方で、事故原因区分E「誤使用や不注意によるもの」の比率は5.2%と、NITE 事故情報全体の平均値より10%程度低くなっている。その理由としては、流通事業者の関係する製品が、使い方や製品構造が比較的簡単な「身のまわり品」が多いためと考えられる。

表4に、流通事業者の事故 736 件の製品種類別の件数を示す。

事故件数の多い製品では、液漏れした電池、腕にアレルギー症状を起こしたデスクマット、家具に分類されるテレビ台の天板ガラス破損、ペット用品である水槽用ランプソケットの焼損などの事故が多く発生している。

また、ガスふろがま等の燃焼器具や電動車いす等においては、販売店やサービス会社からの事故情報の届け出があり、消費者や地域

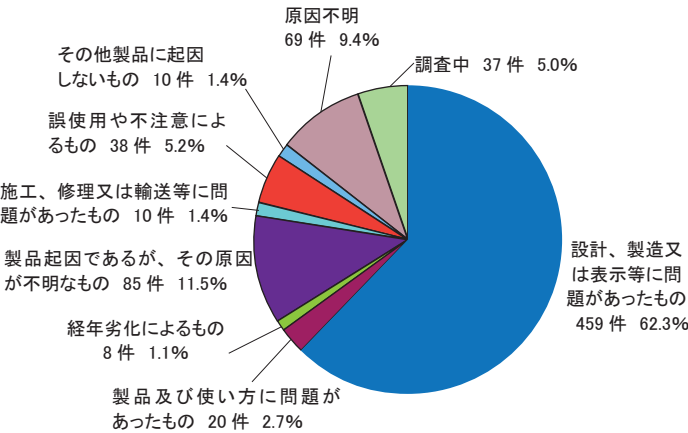


図 4. 事故原因区分別、流通事業者からの事故情報収集件数

に密着した流通事業者の事故対応の姿勢も見る事ができる。

表3 NITEの事故原因区分

製品に起因する事故	A	専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの
	B	製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの
	C	製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの
	G 3	製品起因であるが、その原因が不明なもの
製品に起因しない事故	D	業者による工事、修理、又は輸送中の取扱い等に問題があったと考えられるもの
	E	専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの
	F	その他製品に起因しないか、又は使用者の感受性に関係すると考えられるもの
その他	G	原因不明のもの（G3は除く）
	H	調査中のもの

表4 製品種類別、流通事業者の事故情報収集件数

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	総計
家庭用電気製品	36	38	47	33	25	179
ペット用品 ^(※1)	7	7	14	13	4	45
電気ストーブ	6	8	6	2	2	24
床暖房器	0	6	2	7	0	15
照明器具	8	2	2	1	1	14
直流電源装置	0	1	1	1	11	14
薄型テレビ	0	2	7	1	1	11
配線器具	1	3	2	1	1	8
扇風機	1	0	2	0	3	6
電気こんろ	0	2	2	0	0	4
音響機器、他 24 種	13	7	9	7	2	38
台所・食卓用品	2	0	3	3	15	23
ポット	1	0	0	0	8	9
フライパン	0	0	1	0	5	6
食器・容器（水筒等）	0	0	1	2	1	4
調理器具、他 2 種 ^(※2)	1	0	1	1	1	4
燃焼器具	14	27	8	9	13	71
ガスふろがま	3	13	3	1	1	21
ガス給湯器	3	3	0	4	6	16
ガスこんろ	1	1	1	1	1	5
ガス衣類乾燥機	1	1	2	0	1	5
ガス温風暖房機	1	3	0	0	0	4
ガス炊飯器、他 10 種	5	6	2	3	4	20
家具・住宅用品	12	20	22	4	17	75
家具 ^(※3)	10	14	19	1	14	58
ベッド	2	4	1	0	0	7
いす	0	0	1	0	2	3
住宅 ^(※4)	0	1	1	1	0	3
はしご・脚立、他 3 種	0	1	0	2	1	4
乗物・乗物用品	3	2	3	4	1	13
電動車いす	3	1	1	1	0	6
自転車	0	0	2	2	1	5
自転車用品	0	1	0	1	0	2
身のまわり品	22	28	20	115	175	360
電池	0	0	0	97	157	254
デスクマット	19	23	14	15	14	85
バッテリー	0	1	1	2	1	5
靴	0	1	1	1	1	4
文具、他 6 種	3	3	4	0	2	12
レジャー用品		1	2	1		4
アウトドア用品 （キックスケーター）	0	0	0	1	0	1
ペット用品 （散歩用リード）	0	0	1	0	0	1
靴、靴	0	1	1	0	0	2
乳幼児用品	0	0	1	2	0	3
衣服	0	0	0	2	0	2
ベッド	0	0	1	0	0	1
繊維製品	3	5	0	0	0	8
衣服	3	5	0	0	0	8
合計	89	119	111	171	246	736

※1 水槽用照明器具や水槽用ヒーター等 ※2 陶器製炊飯がま等
 ※3 テレビ台等も含む ※4 住宅用手すりや取り付け金具等

まとめ

流通事業者からの製品事故情報の傾向分析を行ったが、製品安全に関わる流通事業者の対応も大きく変化しつつあると考えられる。特に、流通事業者は、消費者により近い位置に存在し、消費者からの情報がいち早く届くことが多いことから、リコール等の対応においても重要な役割を果たすことが期待されている。

経済産業省では平成 25 年 7 月に流通事業者に期待される自主的な取組を促すための手引きとして「製品安全に関する流通事業者向けガイド」を公表した。

さらに、多種多様な流通事業者の存在を考慮し、販売形態、取扱製品の種類、事業規模等によって期待される取組が異なることから、それぞれの特色を踏まえて製品安全に取り組むことが効果的であるとして、各事業者団体主導で作成された個別ガイドライン、

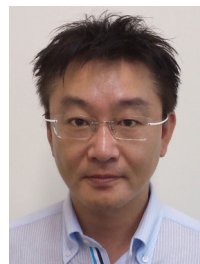
- ・中小家電販売事業者向け製品安全に関するガイドブック
- ・通信販売事業者向け製品安全に関するガイドブック
- ・ホームセンター事業者向け製品安全に関するガイドブック

を平成 26 年 4 月に公表している。

より安全・安心な社会の構築に向けて、流通事業者の果たす役割はますます大きくなっている。消費者や消費者庁、経済産業省や NITE 等の行政部門も含め、製造事業者や輸入事業者、流通事業者等、製品安全に関わるステークホルダーのより緊密な連携が望まれており、NITE としても積極的に取り組んでいきたい。

製品安全に関する流通事業者向けガイドについて ～製品安全において流通事業者に期待される役割～

経済産業省
商務流通保安グループ 製品安全課 課長補佐
守田 伴弘



流通事業者は、サプライチェーンの中でも消費者に一番近い位置にあり、製造・輸入事業者との関係も密接であるなど、製品安全対策において重要な役割を担うことが期待されている。こうした中で、経済産業省では、流通事業者が自主的に取り組むための手引きとして平成 25 年 7 月に「製品安全に関する流通事業者向けガイド」及びその解説を策定・公表した。

経済環境の変化と 自主的取組の促進

近年、市場のグローバル化がますます進展し、製造事業者は国内から海外に生産拠点を移して熾烈な競争を行っている。あらゆる製品が国境を越えて世界中に流通しており、日本にも、made in China をはじめ海外製品の輸入が増加している。また、製品の流通・販売形態も多様化し、電子商取引市場は年々拡大を続けており、インターネットで、いつでも気軽に世界中から商品を購入できる時代となっている。

平成 18 年に一酸化炭素中毒で 21 名が亡くなったパロマ製ガス瞬間湯沸器の事故を契機に、国は、平成 19 年 5 月に「重大製品事故情報報告・公表制度」を創設し、製品安全対策として製造・輸入事業者に法的義務を課しているが、法による規制は、守るべき最低限のルールを定めたものであり、経済環境が刻々と変化する中で、法令を遵守するだけでは、製品の安全レベルを高めることが難しくなっている。このため、これまで以上に事業者の自主的な取り組みが求められている。

サプライチェーン全体で 製品安全を確保する時代

製品安全課には、日々製品事故の情報が飛び込んでくる。報告される事故は、エアコンや電子レンジといった家電製品から自転車、いすといった日用品、ガスこんろ、石油ストーブなどの燃焼器具まで、あらゆる製品に及んでいる。事故の内容は、ヒヤリハット、ケガ・火傷などの軽度な人的被害や、製品の発煙・発火等の物的被害などの非重大製品事故¹に加え、死亡、重傷（治療期間 30 日超）、一酸化炭素中毒、火災等の重大製品事故が報告されている。その件数は年間 4,000 件程で、うち事業者に報告義務がある重大製品事故は毎年 1,000 件程にも上る。

リスクゼロの状態は「絶対安全」と定義されるが、残念ながらリスクゼロの製品は存在しない。このため、製品安全の「安全」は、“製品に残留するリスクを社会的に許容されるレベルまで低減させた状態”と定義されている。事故の原因をみると、設計・製造不良など製品に起因して起こる事故だけでなく、製品の設置作業ミスや、使用者の誤使用によるもの、適切な保守・点検を怠ったために発生する事故、

¹ 非重大製品事故については、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）本部又は支所に報告することが求められている。

製品寿命など様々な原因で事故が発生している。このため、「製品事故は起こり得る」という前提で対策を講じていく必要があり、製造・輸入事業者に加えて、流通、卸、販売、設置といったサプライチェーンを構成する事業者全体で、製品安全対策に取り組むことが不可欠となっており²、こうした流れが国際的にも主流となっている。

製品安全対策に重要な役割を担う流通事業者

サプライチェーンの中でも特に流通事業者は、消費者に一番近い位置にあり、製造・輸入事業者との関係も密接であるなど、製品安全対策において重要な役割を担うことが期待されている。最近では、プライベートブランドを展開して製品の企画、設計、生産に関与する流通事業者や、流通事業者でありながらも、生産、輸入、配送、販売を一貫して行う製造小売と呼ばれる形態の事業者も現れている。

平成 24 年 9 月には、産業構造審議会流通部会の報告書において、製品の安全確保が、流通事業者に期待される取り組みとして位置づけられた。また、平成 25 年 2 月には、内閣府消費者委員会³から経済産業大臣に対して、販売事業者のリコール情報等の提供に係る効果的な実施方法等について建議がなされた。

こうした流れを受け、経済産業省は、流通事業者、学識経験者、消費者代表などをメンバー⁴とする検討委員会を設置して、製品安全において流通事業者が果たすべき役割について検討し、流通事業者が自主的に取り組むための手引きとして「製品安全に関する流通事業者

向けガイド（以下「ガイド」）を策定・公表した（平成 25 年 7 月 1 日）。

（参考 1）産業構造審議会流通部会報告書＜抜粋＞（平成 24 年 9 月 12 日）

（1）製品の安全・安心に対する消費者意識及び流通事業者の役割の変化

従来、製品安全は製造事業者や輸入事業者の責任であるとされてきた。しかし、消費者の安全・安心に対する要望の高まりとともに、流通事業者は、製造事業者や輸入事業者の責任を前提としつつも、直接消費者に対して、商品に関する情報を提供する立場にあり、また製造・輸入事業者と消費者を繋ぐ重要な位置にいることから、製品安全に果たす役割が重要視されつつあるところである。

（参考 2）消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議＜抜粋＞（平成 25 年 2 月 12 日）

経済産業省は、販売事業者等の実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。

流通事業者向けガイドの概要

ガイドが対象とする製品の範囲は、消費生活用製品の新規完成品であり、消費生活用製品を日本国内で消費者に直接販売している小売事業者をターゲットとしているが、当該製品を取り扱う卸売事業者も参考にできる内容となっ

2 経済産業省では、サプライチェーン全体で製品安全に取り組む体制の構築に向けた先駆けとして、製品安全対策優良企業表彰の受賞企業が参加する「製品安全優良企業コミュニティ」を創設。製造・販売の業種・業態の枠や大企業・中小企業の垣根を超えた異業種交流の場を提供。

3 消費者委員会：内閣府に設置された独立の第三者機関。消費者問題について調査審議し、建議等を行う。

4 ガイドは経済産業省ウェブサイト「製品安全ガイド」からダウンロードできる。

http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/index.html

ている。また、大手の事業者だけでなく中堅・中小事業者も対象としている。

ガイドは、2～3行で要点を記した“主文”と、主文の考え方を説明した“基本的な考え方”で構成されており、これに加えて、ガイドの実務的な“解説”と“例示”、流通事業者が実践している“取組事例”を掲載した「ガイドの解説」も作成した。また、ガイドとガイドの解説は、国際規格であるISO10377「製品安全ガイドライン」及びISO10393「製品リコールガイドライン」に準じた内容となっている。

(参考) ガイド及びガイドの解説の構成

・「主文」

1. 製品安全に関する経営者の責務

経営者は、安全・安心な社会を実現するという企業の社会的責任を踏まえ、経営者の責務を認識した上で、製品の安全確保に努める必要があります。

・「基本的な考え方」

流通事業者が製品安全を実現するためには、ステークホルダーとの連携・協働、経

営資源の適切な運用管理、製品安全方針・目標・計画の策定、製品安全を確保するための組織体制の整備など、経営全般にわたる様々な意思決定が求められます。……

・「解説」＊以下はガイドの解説に掲載

経営者は、事業活動において最も優先すべき事項の一つが消費者の安全確保であることを認識し、率先して自社の製品安全活動に取り組むとともに、経営者が製品安全を重視する姿勢を社内外に宣言します。……

・「例示」

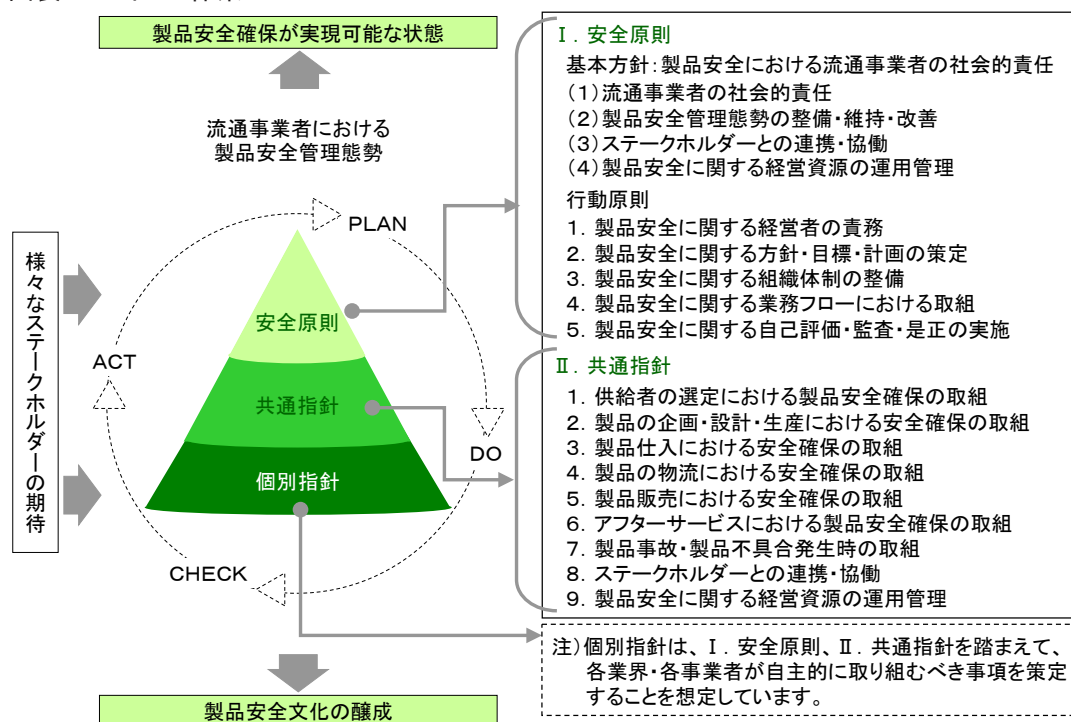
[製品安全における経営者の責務の例示]

- ✓ 経営者は、事業活動において最も優先すべき事項の一つが消費者の安全確保であることを認識すること
- ✓ ……

・「取組事例」

➤ 歴代の社長が、先進的な考え方を経営に取り入れる気風があり、また、業界団体の活動にも積極的に取り組んでいて、それらが社員の行動に反映される社風となっている。[中小小売業]

図表1 ガイドの体系



1. 安全原則

図表1はガイドの体系を示している。三角形の頂点にある「安全原則」は、製品の安全を確保する上で、全ての流通事業者に認識して頂きたい「基本方針（製品安全における流通事業者の社会的責任）」と、基本方針を実現するために全ての流通事業者に実践して頂きたい経営者の責務や組織体制の整備等、5つの「行動原則」を示している。

2. 共通指針

「共通指針」は、製品安全の具体的な取組を業務フローのプロセスごとに示している（図表2参照）。取扱製品のリスク特性や、製品の企画・

設計・生産への関与の度合いは、流通事業者によって様々であり、このため、共通指針には、ナショナルブランド（NB製品）・ローカルブランド（LB製品）と呼ばれる製品を供給者（製造事業者・輸入事業者・製造委託事業者等）から仕入れて、消費者に販売する一般的な流通事業者の取組に加え、プライベートブランド（PB製品）を展開するなど、主体的に製品の企画・設計・生産に関与する流通事業者の取組も記載している。当然のことながら、NB・LB製品とPB製品では、取り組むべき製品安全の内容は異なり、流通事業者と供給者との間の製品安全に関する責任範囲も異なる。

図表2 業務フローの各プロセスにおける取り組み

1 供給者の選定	1-1 製品安全要求事項と製品安全基準の策定
	1-2 供給者の評価・選定
2 企画・設計・生産	2-1 製品のリスクアセスメントの実施
	2-2 供給者の製品検査工程への関与
3 仕入	3-1 納入品の安全確認
	3-2 供給者に対する継続的な監査等の実施
4 物流	4（仕入）物流
5 販売	5-1 製品安全情報の消費者への提供
	5-2 販売時における製品の安全確認
	5-3 顧客情報の把握・管理
	5-4 製品の設置・組立
4 物流	4（販売）物流
6 アフターサービス	6-1 消費者からの問い合わせ・相談・苦情等への対応
	6-2 消費者情報の整理・共有・活用
	6-3 製品の保守・点検・修理等を実施する体制の整備
7 製品事故・不具合	7-1 製品事故・製品不具合への対応
	7-2 製品リコールへの対応
	7-3 事故原因の究明と再発防止
8 ステークホルダーとの連携・協働	
9 製品安全に関する経営資源の運用管理	

3. 個別指針

三角形の下に位置する「個別指針」は、ガイドの「安全原則」「共通指針」を参考に、各業界、各事業者が自主的に策定する製品安全に関する業界指針やガイドライン等を想定している。一口で流通事業者と言っても、販売形態、取扱製品の種類、事業規模、ビジネスモデルは多種多様であり、例えば、販売形態を大別すると、店舗販売、インターネット販売、カタログ・通信販売、テレビショッピング等があり、事業規模は、全国的にチェーン展開する事業者から地域密着型の事業者まで様々。また、ビジネスモデルも、海外に生産拠点を確保し、製造・輸入・配送・販売を一貫して行う垂直統合型の事業を展開する事業者から、国内の大手製造事業者の製品を系列販売する、いわゆる“町の電気屋さん”と呼ばれる中小事業者まで多岐にわたる。

このため、各業界団体は、それぞれの特色を踏まえた上で、業界としての製品安全の取組を個別指針として策定し、会員企業、組合員等の流通事業者の取り組みを支援することが望まれる。

平成26年4月には、通信販売事業者、中小家電販売事業者、ホームセンター事業者の3つの形態の流通事業者の業界団体が、業界ごとの特色を踏まえた効果的なリコール等の製品安全の取り組みをガイドブック（個別指針）として取りまとめて公表した。

例えば、通信販売事業者向けのガイドブックでは、「通信販売業においては、時間や地域に限定されることなく日本全国をマーケットとし

て、海外製品を含めた多種多様な製品をウェブサイト・テレビ・カタログ等の媒体を通じて消費者に販売しており、販売した製品や顧客情報を確実に把握・管理できるという業界特色を踏まえ、製品の安全を確保する取組を促進させること」、また、中小家電販売事業者向けのハンドブックでは、「中小家電販売事業者の多くは、特定の国内大手メーカーを主取引先とした販売店であり、地域密着型で顧客と密接に関わることができ、日々の定期点検活動等を通じて顧客情報を把握・管理できるという業界特色を踏まえ、製品の安全を確保する取組を促進させること」など、各業界の特色を考慮し、各業界が重点的に力を入れるべき製品安全の取り組みが記載されている。

■ 終わりに

今日も日本のどこかで製品による事故が発生し、国民の生命・身体を脅かしている。国民一人ひとりが安全に暮らせる安心な社会を構築するため、流通事業者は、製品安全に関する法令を遵守⁵し、社会的責任を十分に認識した上で、サプライチェーンを構成する様々な事業者と連携して製品事故の未然防止に努める必要がある。また、製品事故の発生やリコールの際は、製造・輸入事業者に協力して事故被害の拡大防止、再発防止に努める必要がある⁶。

経済産業省は、こうした流通事業者の取組を支援するため、全国規模で説明会等を開催してガイドの普及に努めるとともに、業界団体等が個別指針を作成する際の取組を引き続き

5 流通事業者は、製品事故に関する情報を収集し、一般消費者に対し適切に提供しよう努める必要がある（消費生活用製品安全法第34条第1項）。また、流通事業者は、製造・輸入事業者が行うリコール等に協力しよう努める必要がある（同法第38条第2項）。さらに、流通事業者は、製造・輸入事業者が「危害防止命令」を受けて行うリコール等に協力しなければならない。（同法第38条第3項）

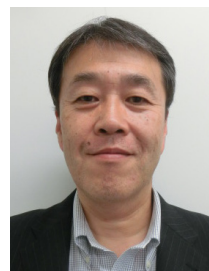
6 経済産業省は流通事業者団体と協力体制を構築し、リコール情報の迅速な提供を行っている。これまでに協力に合意した団体は、①大手家電流通協会、②全国電機商業組合連合会、③日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会、④日本通信販売協会、⑤日本福祉用具・生活支援用具協会、⑥日本福祉用具供給協会、⑦Amazon.co.jp、⑧日本リユース機構、⑨ジャパン・リサイクル・アソシエーション、⑩日本チェーンストア協会

支援する。また、製品安全を担う仕入担当者や販売担当者、アフターサービスを担当する者など、人材の育成も重要な課題であり、今後は、経済産業省としても人材育成の分野に力を入れていく所存である。

最後になるが、ガイドが、流通事業者の製品安全の取り組みを促進させる一助になれば幸いである。

大型小売事業者としての製品安全への取り組み

株式会社イトーヨーカ堂
QC室衣料・住居担当総括マネジャー
北原 一



流通事業者は製造事業者（以下、メーカー）が製造する製品を文字通り流通させ販売している。その中で、当社のような小売事業者自ら企画、製造する製品（プライベートブランド＝PB）の扱いが増加している。又、お客様（以下消費者）の購買方法の多様化、社会的要請の高まりにより、メーカー同様に「販売事業者」の立場で、消費者に今まで以上に「安全」な製品の提供が要求されるようになってきた。このような背景の下、「小売事業者」が実践すべき「製品安全」について述べる。

小売事業者は消費者に最も近いところにいる

小売事業者はメーカーと比べ消費者に近い位置におり、常に消費者の「生の声」を収集できる立場にいる。収集された製品に対する意見や不満は、製品の性能、機能等について、品質改善のヒントが埋もれている。この中には「製品の安全」に関わるものも少なくなく、消費者の声をメーカーに伝え、改善提案を実施する事は品質改善、製品安全対策における小売事業者の「製品安全」への取り組みの第一歩である。

「品質方針」を明確に打ち出す事が品質管理の基本

小売事業者においても製品安全は大きな命題である。会社や組織全体で関係する人々の「品質」に対する考え方や目指す方向が一致している事が重要で、これは一般に「品質方針」として打ち出される。「安全・安心」を一言で表す傾向にあるが、品質の中の一要素に「安全」の概念が取り込まれ、実現のため

の目標、計画に基づき、製品に様々な安全対策が付加されることで、消費者に「安心」が生まれ、製品安全が確立される。このような概念、品質に対する考え方を明文化したものが「品質方針」であり、この方針に基づいた品質向上の具体的取り組みが会社や組織に求められる時代になった。

誤使用・不注意事故防止に向けた事業者求められる取り組み

メーカーは製品を設計する際、予め消費者が使用時に想定される誤使用（合理的に予見可能な誤使用）を見越した安全を確保する義務がある。但し、それでも消費者より寄せられる意見や苦情を分析した結果、課題や問題点があれば、事業者は対処を検討すべき領域をどのように考えるかがポイントになる。この際の事業者とは単にメーカーだけではなく小売事業者も積極的に関与すべきと考える。

そこでリスクを低減させる手法として「スリーステップ・メソッド」の考え方が有効である。これは製品安全に課題が生じた場合の対処について優先順位に従ったリスク低減法である。

リスク課題が生じた場合、1番目の対策として「本質安全設計」の修正により安全を担保する事が求められる。

製品の特性や設計上、修正ができないのであれば、2番目として「保護装置による安全確保」を対策する事が必要である。

以上2つの対策が困難な場合、又は対策をしてもまだリスクが残る場合、最終的に「消費者に対する情報による安全確保」を対策する。すなわち製品本体や取扱説明書に製品の持つリスクに係わる警告や注意表示、その回避策を消費者に伝達する対処をする事である。特に最終的な対策である「消費者に対する情報による安全確保」は小売事業者でも十分対応できる対策法である。ここで当社が実際に鍋の「突沸現象」で実施した表示改善の事例を挙げる。

調理用鍋の突沸現象の表示改善事例

ステンレス鍋を購入した消費者より、味噌汁を温め直した際、突然汁が吹き出した（突沸現象）との申し出が発生。突沸現象については製品の「特性」による出現可能性のある現象として、多くのメーカー製品や当社PB商品で既に取扱説明書に注意表記を実施していたが、鍋本体への表記は皆無の状況であった。当社では販売する鍋の製造委託メーカーに対

し、突沸現象に対する注意シールを鍋本体に直接貼付し、消費者がより認識し易いよう、注意喚起をする事を要請実施した（写真1）。

結果、表示実施により、当社において消費者による突沸の申し出は激減し、一定の効果が発揮されたと判断している。現在では当社以外の小売店（他社）においても、同様シールを貼付した製品が広く販売されるようになった。この事例は小売事業者の製品安全の取り組みが、メーカーへ拡大したものと認識し、当社では他商品群にも同様の取り組みを広げている。

小売事業者として独自の品質基準の策定、運用

PB商品は小売事業者が自社名を製品に表記して販売され、消費者に対し製品の品質についての責任を自らが負うことになる。このような点からPBについては慎重な品質確認が大変重要となる。

PB商品を製造販売するにあたり、小売事業者は独自の品質基準を設定し、品質が自ら求める基準に適合している事を確認して販売する事が必要となる。品質基準は素材原料、工程管理、製品性能、表示等それぞれについて策定し、運用されるものでなければならない。万一事故、或いは委託先メーカーが法令に反したり、社会的責任が問われる事案が発生した

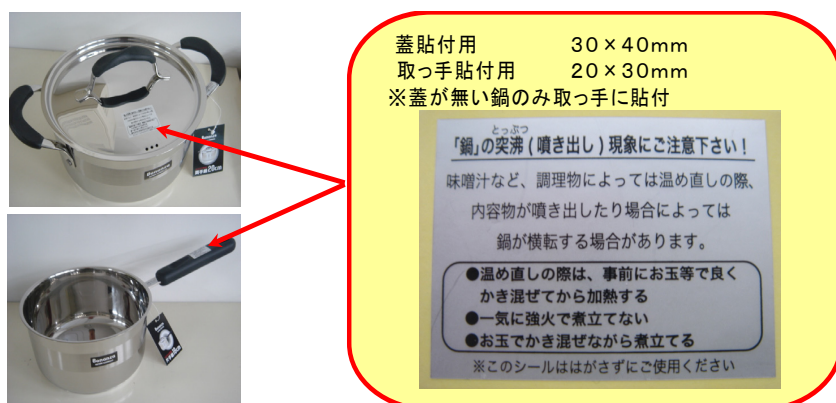


写真1 鍋本体に突沸の注意シールを貼付

場合、その責任はメーカーだけではなく表示している小売事業者にも課せられ、「作ったのはメーカーだから」では済まされない状況となる事を強く認識すべきである。

当社では1995年に独自の品質基準を制定実施。その後、消費者の品質要求、社会環境の変化、更には公的規格、基準（JISやSG等）の改定に合わせ、小売の立場で必要とされる基準を、その都度改訂を実施してきた。特に2012年の改定においては1年間を費やし、従来の品質基準書を「製品安全」を機軸に全面改訂し運用を開始。更に内容をCDに編集し、主力取引先約500社に無償配布した(写真2)。

又、PB商品を生産する工場については生産、

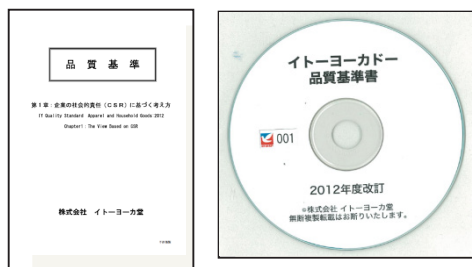


写真2 製品安全を機軸に改訂した「品質基準書」

工程管理等様々な視点で現場を確認する事が求められ、当社では以下の視点で工場の評価を実施している。

● CSR（企業の社会的責任）の履行 ● 原材料管理 ● 工程管理 ● 危害物管理 ● 管理帳票類 ● 検品、検針体制 ● モニタリングテスト（実使用試験）等により、客観的な評価を加え生産の可否を決定する事で品質事故を

未然に防ぐ事が肝要である。特にCSR（企業の社会的責任）の履行状況は製品安全にも関わる重要項目とし、当社グループでは2013年度より、PB生産委託工場に外部の専門機関による第三者監査の導入を始め、監査に適合した工場には適合認定書を授与している(写真3)。

重大事故発生時の 自主行動基準の策定、運用

事業者は製品事故を未然に防止するため、常に品質性能を高めるために設計仕様の改善を進め、工程管理体制の強化徹底を図っているが、それでも事故が発生する。

消費者より重大事故情報の申し出があった場合、事故の拡大防止を図るため消費生活用製品安全法に基づき迅速な対応を実施する義務が生じる。

特に小売事業者は同一事故の多発が予測できる場合、販売を直ちに中止すると同時に、速やかに関係省庁、製造事業者、関係先に対しての報告により自社のみならず市場全体への被害拡大を防止する事が重要な製品安全対策となる。このような事故発生時の対応を迅速に行うには、報告先、決裁者を明確にし、更に会社としてどのように行動するかを定めた「事故対策自主行動基準」を事前に策定しておくことが必要である。

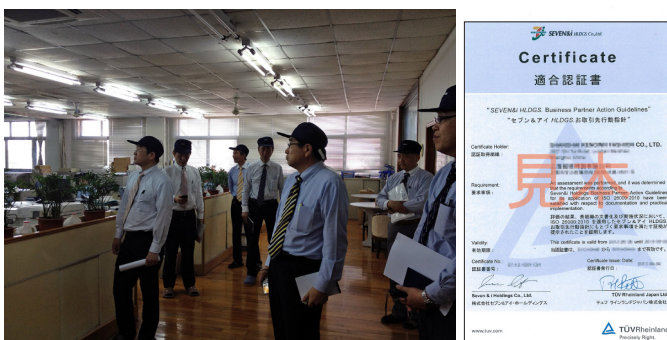


写真3 委託工場の監査風景と認証書

小売事業者における リコール対応

万一製品の不具合が発生しメーカーが製品リコールを発表した場合、メーカーと協力して速やかに市場から商品を回収する事が求められる。メーカーのリコールに対応する場合は、経済産業省発行「消費生活用製品のリコール



写真4 取引先情報交換会（品質改善提案会）

「ハンドブック」を参照し、リコールの詳細情報を確認し、又、自社で販売した顧客情報を活用し、リコールの進展を援助する事が大変重要となる。

本年2月に大手家電メーカーが実施した洗濯機発煙・発火によるリコールでは、当社で販売したリコール対象商品の顧客情報についてメーカーと「お客様情報利用に関する誓約書」を交わした上で顧客情報を開示した。メーカーでは顧客情報を基に直接、対象の消費者にリコール情報をダイレクトメールで送付する事でリコールの促進に小売の立場で協力する事ができた。

以上の事例のように、万一リコールが発生した場合、小売事業者がメーカーと連携する事でリコールを促進し、被害拡大を防止するための行動をとることは重要な小売事業者のリコール対応である。一方で、小売事業者が独自の判断で、当事者（メーカー）が実施するリコールと異なった対応を実施する事は、市場（消費者）の混乱を生じ、しいては本来のリコールに支障をきたす可能性がある事から厳に慎むべきである。

取引先や製造事業者との情報交換、自社内における啓蒙活動の実施

当社では年2回、取引先が一堂に会して品質、製品安全に関わる情報交換会を開催している（写真4）。消費者より寄せられた製品についての申し出や不満内容を取引先、メーカー



写真5 グループ仕入れ担当者合同研修

に開示し品質や安全性の向上に向け、双方向で検討を加えるものである。又、実際の申し出品の展示や公的検査機関との協力により新たな検査手法、製品安全対策の実現に向けた提案を実施している。

更に当社グループ（セブン&アイグループ）では、各事業会社の仕入れ担当者が一堂に会した品質研修を定期的に行っている（写真5）。外部の検査機関、専門家を講師として招請し、製品安全等の共通するテーマについて啓発を実施し、製品を仕入れる際のスキル向上を図っている。

以上、当社の製品安全対策は、まだまだ途上ではあるが、消費者にいかに安全な商品を提供できるかを常に考え、そのための対策を一つずつ積み重ね、今後も小売事業者の立場で製品安全対策の取り組みを進めたいと考えている。

経済産業省「製品安全対策優良企業表彰」

《大企業 小売販売事業者部門》

2011年・2013年 経済産業大臣賞

家電量販店としての製品安全への取り組み

上新電機株式会社
CSR推進室 室長
名畑 和世



弊社は創業以来、一貫して「まごころサービス」をキャッチフレーズにCSR経営を標榜してきた。製品安全に関わる取り組みは、製品の仕入、販売、アフターサービスと、グループ全社が関わる横断的なマネジメントシステムだと弊社は考え、常に改善・改良を重ねつつ、グループ一丸となって取り組んでいる。弊社が創業以来蓄積してきた各種データを活用し、お客様の安心・安全のために実践している取り組みを紹介する。

はじめに

「まごころサービスのジョーシン」、これは弊社が1972年から掲げているキャッチフレーズである。弊社は1948年に大阪で創業した家電量販店であるが、創業からわずか8年後の1956年には、家電製品の修理等のアフターサービスを担当する「サービス部門」を、業界に先駆けて設置した。これは、「弊社で製品をご購入いただくお客様には、故障の場合の修理も含めてアフターサービスについても責任をもって対応すべき」という「まごころサービス」の理念に基づくものである。このサービス部門は、現在、ジョーシンサービス㈱というグループ会社として独立し、確かな修理技術をもつ社員を多数育成している。

弊社の経済産業大臣賞受賞ポイントを経済産業省の発表リリース文から抜粋する（表1）。

創業後、早々にサービス部門を設立するなど、お客様に対する小売業の使命としてアフターサービスを強化し、全従業員がお客様の立場に立って様々に対応してきた結果が、このような受賞に繋がったと考える。以下、弊社が製品安全に向けて取り組んできた事項の中からピックアップして説明する。

製品安全マネジメント推進体制とリコール発生時の対応

弊社の製品安全マネジメント推進体制を図示したのが図1である。製品に関する対応方針等の判断は、取引先様との窓口である商品部が担当する。したがって、製品に関する安全情報は、すべて商品部に集約される仕組みになっている。

取り扱い製品に関する不具合発生情報は、

表1 経済産業大臣賞受賞ポイント（経済産業省の発表リリース文から抜粋）

受賞年度	受賞ポイント
2008 年度	◎卓越したアフターサービス体制の構築整備
	◎安全な製品の仕入・販売
	◎店舗販売員による製品安全情報の提供
2010 年度	◎購入者履歴 DB と不具合関連情報 DB を活用した顧客への情報提供
	◎取引先の市場対応の支援による対応率の向上
	◎商品仕入における安全性の確認
2012 年度	◎設置作業不備による製品事故を防止するため社内外におけるトレーニングの実施
	◎製品毎に故障特性を分析し、メーカーに製品の改善を提案
	◎リコール告知の効果を高めるアイデアをメーカーに提供

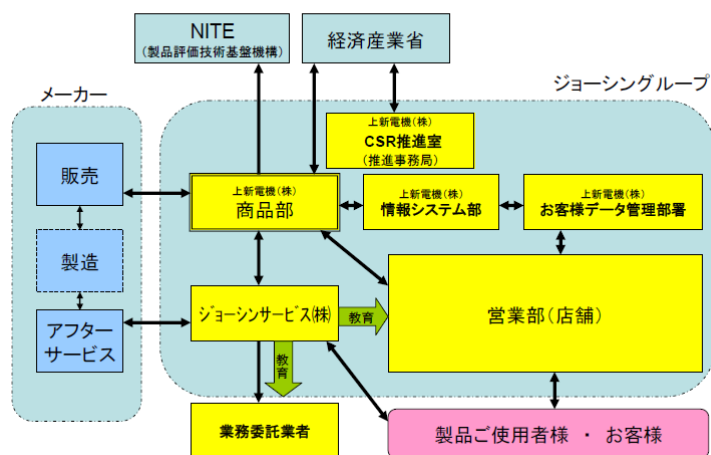


図1 製品安全マネジメント推進体制

まずメーカーから商品部の担当者に寄せられ、その情報に基づき商品部が全社の不具合対応方針を決定する。決定した不具合対応方針は、社内ネットワークを通じてグループ全部署に周知されるので、該当製品の店頭からの撤去、お客様からの問い合わせ対応、該当製品をご購入いただいたお客様データの抽出、不具合告知ダイレクトメールの作成準備等、グループ内の関連部門が連携しあって迅速に対応している。

また、ご購入いただいた製品を使用されているお客様から「使っていたら急に煙がでた」等の連絡が、店舗や弊社サービスセンターに寄せられることもある。このような情報を受け取っ

た現場スタッフは、速やかに商品部に報告すると共に、該当する製品の状況を確認するため、ジョーシンサービス（株）にも連絡。サービススタッフがお客様宅に訪問し、お客様の被害を最小限に抑えるための初期対応を行うとともに、製品の故障状況等の情報を商品部経由で速やかにメーカーに情報提供する。このようにしてメーカーとも連携し、不具合製品の発見と速やかな対応を心がけている。

なお、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等、訪問点検の必要な製品の場合は、メーカーに協力し、弊社のサービススタッフによる訪問点検を行う場合もある。

不具合対応は、いかに早くお客様にアプローチできるかが重要であり、その基礎となるのは「購入者履歴データベース」である。弊社は1974年以降の購入者情報を抽出できるシステムを構築しており、累計8億7,000万件を超える購入者データを管理しているので、例えば30年前に弊社でご購入された製品などの劣化による不具合に対しても、ご購入者情報を抽出し、使用中止のお願い連絡を差し上げることもできる。

リコールが発生した場合の対応手順は、次のとおりである。

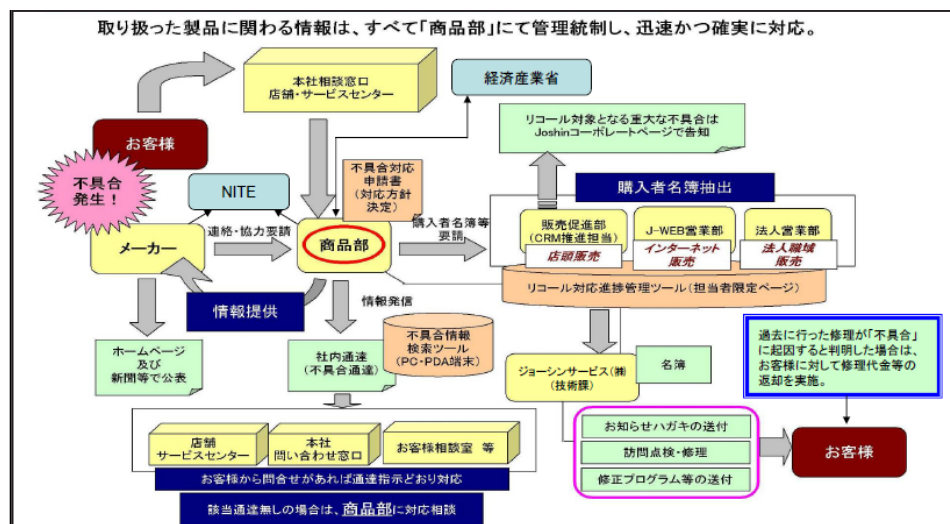


図2 販売商品に不具合が発生した場合の基本フロー

- ①弊社が販売したすべてのお客様のご購入履歴情報を対象として抽出。
- ②メーカーと協力して、可能な限り弊社で訪問点検・修理を実施。
- ③抽出した全購入者の内、弊社で訪問点検・修理を実施しなかったお客様には、必ずダイレクトメールを発送する。

重大事故に限定したリコール対応実績は、集計を取り始めた2005年からの累計で82万4,000件を超えている（図3）。

また、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、テレビ等の訪問対応製品については、その29%を弊社サービススタッフが訪問点検・修理している。サービススタッフが直接お客様のご自宅を訪問することにより、他のリコール製品を見つける場合もあるので、非常にきめの細かい対応が可能となっている。

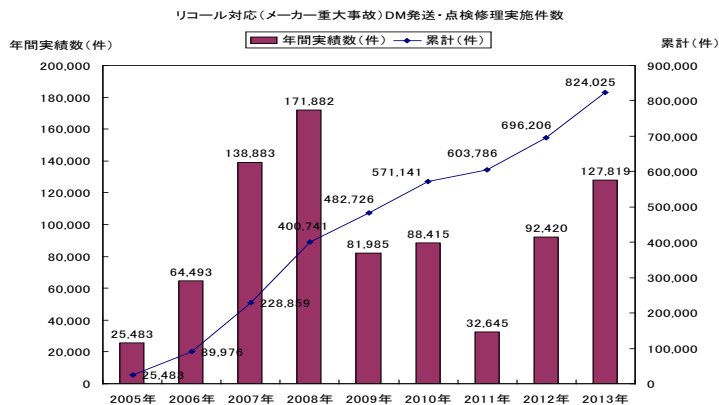


図3 重大事故に限定したリコール対応実績

製品毎の故障特性分析を基にメーカーに製品の改善を提案

弊社は、年間57万件に及ぶ修理受付情報と、実際に修理を行ったサービススタッフから報告される修理技術情報を統合したデータベースを構築し、製品毎の故障特性を分析できる体制を整備している。この分析結果をメーカーにフィードバックし、メーカーの製品開発・改良に協力する体制を整え、定期的もしくは随時、メーカーへの情報提供と提案を行っている。

製品安全に関する弊社の教育体制

製品による重大事故の中でも家電製品による事故は、誤使用による事故も含めて、残念ながら依然として多いのが実情だ。そこで、弊社では製品安全関係の従業員教育にも力を入れている。社員はもとより、パートタイマーに至るまで、年間約300回に及ぶ集合研修を実施しており、eラーニングシステムによる教育を含めると毎年、延べ5,000人以上の従業員に教育を実施している。また、配送・工事の協力会社従業員に対しても、年間100回程度、延べ1,400人に研修を実施している。

2011年には、商品搬入・設置工事等の教育訓練施設「ジョーシン トレーニングハウス」

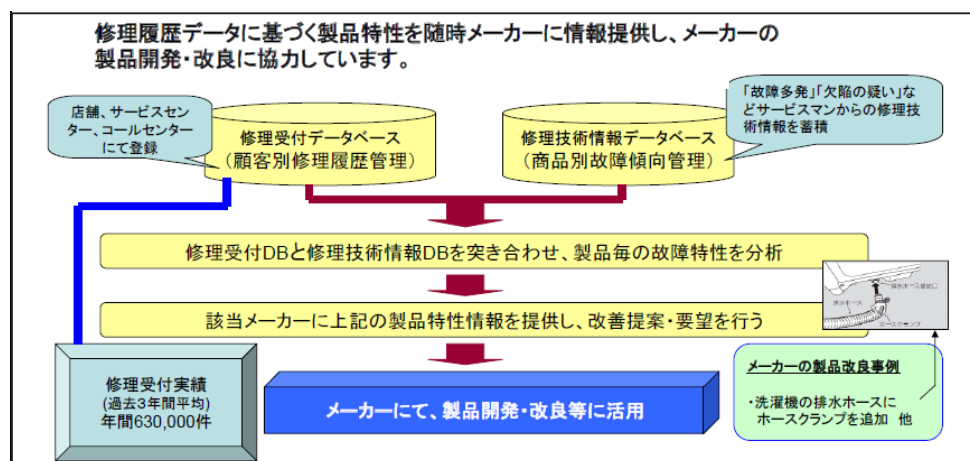


図4 修理履歴データに基づく製品特性情報の提供フロー



写真 ジョーシン
トレーニングハウス

（写真）を弊社技術研修センター内に開設し、弊社の従業員はもとより協力会社の従業員に対してもトレーニングを実施し、作業不備による製品事故の防止に努めている。

一人でも多くのお客様に リコール情報を伝えるために

弊社は、不具合製品情報をデータベース化し、部品・消耗品の商品情報データベースと関連づけたシステムを構築した。これにより、弊社で部品や消耗品を購入されたお客様に対して、その部品や消耗品から製品本体が特定でき、その製品本体にリコールが発生した場合には、製品本体は他社で購入されたものであったり、他社PB製品であっても、製品本体のリコール情報（ダイレクトメール）を提供している。

また、弊社の売場ではこのシステムを利用して、PC端末・携帯情報端末による不具合情報の提供も行っている。販売員は、携帯型のPDA端末を携帯してお客様に対応しているので、お客様が部品・消耗品等の問い合わせに来店された場合には、販売員はPDA端末等で該当製品本体にメーカーから不具合情報が発

信されていないかも併せて確認し、お客様にこれらの情報を提供するように心がけている。店頭で当該システムを利用した検索性数は1年間で約120万件であり、その内、約2万件は関連不具合情報の確認である（図5）。

お客様にせっかくリコール告知ダイレクトメールをお送りしても、販促DM等と勘違いして見ずに捨てられるケースも多いのが実情である。そこで、弊社ではリコール対応促進のための様々なアイデアをリコール事案毎にメーカーの担当者に提供し、一人でも多くのお客様にリコール情報が届くよう協力している。

【リコール告知ダイレクトメールに関するアイデア例】

◎封書よりハガキ形式で、製品本体の画像を入れるなどわかりやすく説明する。

◎販売後かなりの年数が経つ製品の場合は、往復ハガキで廃棄情報も収集する。

◎ご購入者と使用者（設置場所）が異なる場合は、往復ハガキで使用者住所を連絡いただく。

最後に

今年5月、製品安全対策優良企業表彰制度が経済産業大臣賞を3回以上受賞した企業を対象に「製品安全対策ゴールド企業マーク」を創設したとのリリース発表があった。リリース文には「このマークは、製品安全対策が顕著に優れているとともに、継続的に本表彰制度の審査を受け、客観的な評価をもとに自社の取り組みを意欲的に改善している企業に授与するものです」と書かれている。弊社はこの条件に適合することから、6月24日付でこのマークをホームページや各種印刷物に使用させていただくことになったが、これを機になお一層の努力を重ね、製品安全文化の醸成と安心・安全な社会の構築に向けた活動をさらに積極的に推進していきたい。

経済産業省「製品安全対策優良企業表彰」

《大企業 小売販売事業者部門》2008年 金賞

2010年・2012年 経済産業大臣賞

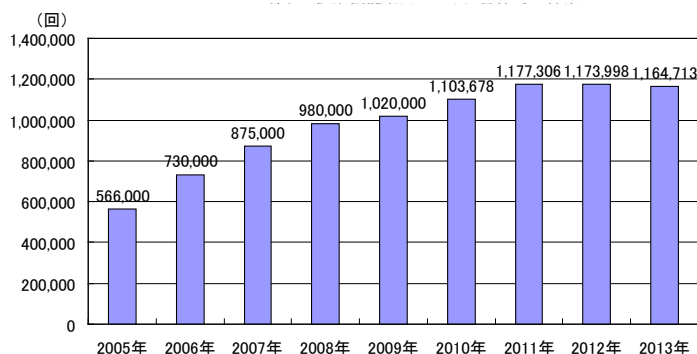


図5 PAD・PC端末の検索機能活用によるお客様対応件数

街の電気屋さんと電機商業組合の製品安全への取り組み

びーんず株式会社 代表取締役社長
兵庫県電機商業組合 理事長
高畑 俊一



地域に根付き密着している「街の電気屋さん」の殆どは一桁従業者数の零細企業で、国内でも数少ない「継続した御用聞き営業」を展開している業態である。「街の電気屋さん」が、点から線、線から面、更には面から三次元的に「製品安全対策活動」や「地域貢献活動」を真摯に捉え、業界団体や組合組織を通じて活動している姿を紹介し、弱者組織ならではの連系・連帯・協働活動の重要性にも言及したいと願うものである。

中小家電販売店の現況は

国内で約 30,000 店といわれる「街の電気屋さん」。そのうち約 19,000 店が都道府県電機商業組合とその上部団体である全国電機商業組合連合会に所属し、業界情報を共有し連帯を図っている。メーカーの縦系列では近年チェーン化やグループ化が進み、更にメーカーを横断する F C 店や V C 店の展開も進んでいる。バブル期以降は大型家電量販店や大規模カメラ店の台頭により苦戦していたが、近年、家電デジタル化に対する丁寧なフォロー体制と、LED 照明器具、太陽光発電、オール電化、リフォーム工事等の業容拡張により、シェアを徐々に回復しつつある。

びーんず株式会社の製品安全対策への取り組み

我が社の社名の由来は【びーんず＝豆】「家電小売業」ではなく、「お客様のお困り解決業」と自覚し、マメマメしくきめ細かい訪問サービスを提供している。C I もサヤエ

ンドウの中に「お客様・取引先メーカー・我が社スタッフ等が仲良く過ごしている姿を現している。

びーんず(株)では、お客様にご信頼頂く為に各種のサービスプログラムを実施しているが、『製品安全対策優良企業表彰 2011』で特に評価されたのは、

- ①細やかなアフターサービスの実施…商品は必ず自社社員が納品し、その後の訪問活動で、商品の誤使用は無いか、困っている事は無いかを確認している。地元密着でミツバチのように機敏に対応する事をモットーにしている。
- ②メーカーと連携して製品の不具合に関わる原因分析を実施…製品に不具合等が発生し、再発や拡大の恐れがある場合、メーカーの責任者やサービス会社の責任者と共同で、不具合の原因分析を実施し対応策を検討（写真 1）。これは私が商業組合等の業界活動を長年続けている事から、情報共有と再発防止の 2 点で常日頃心がけている事である。小さな事象に対する油断が取り返しのつかない大事故に繋がると肌で感じ、その予防に努めている。



(写真1) メーカーと連携して
実施している不具合の原因分析

③リコール時の即時対応…メーカーからリコール情報が入った場合、開店以来35年間の販売データベース（PC管理する前からの全てのデータを紙ベースで保有している）から顧客情報を抽出し、即日お客様に電話で情報提供を行うと共に、訪問をして使用停止や商品回収を行う等事故の未然防止に努めている。リコール商品の回収や使用停止の連絡は、安全対策の根幹であり、即時対応が最も大切な事項だと心得ている。

の3点であった。

その他、顧客を取引規模により3ランクに分類し、それぞれ①毎月②季節ごと（年4回）③年末と夏季休暇前（年2回）の訪問活動を実施している。商材やカタログと共に、安全情報（NITEやメーカーから入手）や、便利情報等も届けている。開店以来継続してきた「御用聞き訪問」は、我が社の大きなアイデンティティとなっており、ユーザーの安心と安全に貢献する継続活動と心得ている。

又、迅速にユーザーのお困り事解決に対応できるように、冷蔵庫や洗濯機やパソコンに至るまで貸出商品を用意している。夏場の冷蔵庫の故障など、緊急を要する対応

も、地域密着した中小家電小売業ならではの機動力を発揮していると自負している。

活動は点から線へ

びーんず(株)のような、規模が小さな中小企業が経済産業大臣賞を受賞しても、その波及範囲は商圈や顧客内の微細なもの。それよりも受賞した後、「他社や他業界の製品安全対策への真摯な対応」「まだまだ我が業界が取り組まねばならない課題」が多くあることを知った。

これらの事を、所属する中小家電販売業界に知らしめたいと思い、様々な機会で、自社の取り組みと、製品安全対策の重要性を発表した。「兵庫県電機商業組合」の理事会はじめ各種会合及び式典。理事を務める「兵庫県中小企業団体中央会理事会」や「(公財)ひょうご環境創造協会理事会」、もちろん、業界の上部団体である「全国電機商業組合連合会理事会」でも説明の機会を持った。

全国電機商業組合連合会 (ZDS)の取り組み

全国電機商業組合連合会（以下ZDS）では、従前より家電各社及び経済産業省製品安全課からリコール情報を受け取ると、速やかに傘下の都道府県電機商業組合（以下単組）に連絡を行い、ホームページや広報誌に掲載する等の活動を続けて来た。更に「(一財)家電製品協会」と連携し、毎年「安全点検技術講習会」を単組と共催し、「長期使用製品安全点検制度」等の啓発を行っている。そして単組単位で、「(一財)日本電

化協会」と連携し、「消費者団体との懇談会」を開催している。

又ZDSでは、2012年度より、敬老月間の9月をキャンペーン月間として「高齢者宅無料訪問点検活動」を企画し、全国の単組に呼びかけている。以前より県単位、支部単位で同様の活動をしていた組織もあり、多くの好取り組み事例が、ZDS広報誌や市町の広報誌等、更には新聞にも紹介された事により、年々活動が活発化している。更に経済産業省及び消費者庁から、2014年度、この活動に対して後援を得る事になり、都道府県や市町及び各地の民生組織や社会福祉協議会等とも連携して、更に取り組みが前進すると思われる。又製品安全対策優良企業表彰の中小企業小売業部門では、実施7年度間で4回の経済産業大臣賞がZDS傘下の中小家電販売店であり、中小家電販売店業界としての意識が高まっている事を実感する。

又、ZDSでは2013年度、経済産業省製品安全課と、㈱インターリスク総研の支援を得て「中小家電販売事業者向け『製品安全に関するガイドブック』」(写真2)を作成した。ガイドブック作成にあたっては、有識者や各種団体代表による検討委員会を設立し、その傘下に実務経験豊かな組合員ワーキンググループを組成してヒヤリング



(写真2) 中小家電販売事業者向け『製品安全に関するガイドブック』を作製

等の編纂会議を実施した。なお完成した冊子は、今後組合員のみならず、冊子を所望される「街の電気屋さん」諸兄にも配布することを検討している。

兵庫県電機商業組合の取り組み

2012年、組合として「製品安全対策優良企業表彰『団体特別賞』」に応募した。法定団体としての都道府県域商工組合の諸活動は、主に業界の調整業務と情報発信業務であり、その中で「製品安全対策」に特化した活動を抽出して応募する事にした。その訴求事項は、前項のZDS活動に包括されるものに加えて、①兵庫県エコフェスティバルへの出展参画(写真3) ②組合内に「製品安全窓口」を設置し、メーカーと販売店・消費者との橋渡し役を務めている事 ③家電メーカーサービス会社代表との定期的な意見交換会の開催 ④機関誌やホームページでのリコール情報の迅速な広報 ⑤独自のLED照明器具及び電球の実証実験事業であった。但し⑤の事業が構築途上だったため、当年度の入賞は叶わなかった。

しかし、2012年秋には、冊子やチラシや実験報告書が完成し、イベントや加盟する各種団体の会合等でも冊子を配布し説明



(写真3) 兵庫県電機商業組合としてエコフェスティバルに出展

したところ好評を得た。その為 2013 年度、新たに門戸を広げてリニューアル設置された同表彰『特別賞』に、エビデンス資料を拡充し、活動強化した内容を追記してリベンジ応募を図った結果、念願の入賞を果たす事ができた。

受賞ポイントは、意図した通り下記の内容であった。

- ①製品安全に関する情報を消費者等に積極的に発信…消費者団体との懇談会を定期開催し、家電製品の安全な使い方やリコール情報等の製品安全情報を積極的に発信している。
- ②組合員からの情報を汲み取る窓口を組合に設置…事務局のみならず、技術担当専務理事を責任者として情報集約システムを構築し、組合店からの製品トラブルや商品クレームに対する情報を汲み取り、組合がその調整をメーカーと行う仕組みを構築している。
- ③LED照明のトラブル予防に向けた消費者への啓発活動を実施…LED照明の取り付けにトラブルが発生している状況を踏まえ、組合独自でLED照明及び電球の実証実験を行うとともに、消費者にわかり易いパンフレットを作製（写真4）、



（写真4）兵庫県電機商業組合として作製したLEDのパンフレット

配布し、ZDSにも情報を提供している。

中小企業団体中央会を通じ、線から面へ「街の電気屋さん」組合活動をアピール

特別賞受賞を組合広報誌に掲載すると共に、兵庫県中小企業団体中央会にも報告したところ、「組合としては全国初の入賞である。」旨の記事が県中央会広報誌12月号、全国中央会広報誌1月号に掲載頂いた。更に鶴田欣也全国中央会会長からお褒めの書状も頂いた。なお、全国広報誌1月号には、表紙のデザインは、2013年度、共に特別賞を受賞した「㈱コシダアート」によるものである事も追記されている。

製品安全対策活動から、更に三次元活動へ発展

本年5月、兵庫県警本部より兵庫県電機商業組合に、『高齢者の特殊詐欺撲滅（犯罪の未然抑止）の為に力を借りたい。』との依頼を頂き協議を持った。「高齢者の生活を守る」という観点では、安全対策と同ベクトル上にある問題と捉え、家電製品点検の際に、追加して作業や声掛けをする事で、犯罪抑止に役立つような取り組みを図りたいと考えている。更に兵庫県地域安全課とも協同し、三位一体での「高齢者を守る活動」を推進していきたい。地域に根付き信頼され愛されてこそ、今後も「街の電気屋さん」の将来展望が広がると考える。

兵庫県電機商業組合では、次代の業界を担う50歳以下の若手組合員（経営者・後継者・従業員）で組織する【青年部】を

2012年に設置し、組合の諸活動を披露&レクチャーし、将来にはバトンを渡せるような人材を育成すべく、体制を構築中である。又姫路支部では、黒田官兵衛ゆかりの広峯神社の参道清掃活動を自主的に実施する等、各地各部署で社会貢献への意識が少しずつ浸透してきた事を感じ嬉しく思っている。

経済産業省「製品安全対策優良企業表彰」
びーんず株式会社
《中小企業 小売販売事業者部門》
2011年 経済産業大臣賞
兵庫県電機商業組合
《特別賞》 2013年 特別賞

製品安全文化の 発展と熟成に向け

既に8年を経過した経済産業省製品安全対策優良企業表彰であるが、経済産業省・審査委員・表彰事務局・受賞企業との双方向での情報交換の場がなく、要望する声も上がっていた。

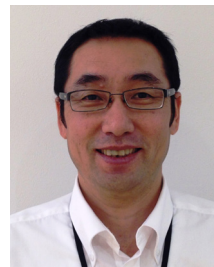
その意を汲み取り、経済産業省は2014年度に「製品安全対策優良企業コミュニティ」を、まずは受賞企業や団体のクローズドな構成員体制ながら創設し、次年度以降にワーキンググループ等の発展を講じる事になった。これにより応募企業や団体が増え、取り組み内容がより高度に又広範になる事を期待している。

私は、製品安全対策関連の講演会等で、数回スピーカーとして発表させていただいたが、出席される企業や団体はまだまだ少なく、企業活動の背骨ともいえる「製品安全対策」が、費用や手間以上には、社会の関心を浴びない事にジレンマを感じる。

「製品安全対策」が、義務や決まりという規定枠ではなく、顧客満足や素晴らしい社会構築を図り、更に携わる全員が、その活動に喜びを共有できるような、明るい使命感を持った活動に昇華する事を願うものである。

総合通販としての製品安全への取り組み

株式会社ニッセン
品質管理室 高砂 隆二（写真）
お客様相談室 永尾 博之



お客様へ提供する製品には“使用者の生活シーンを想定した、事故の未然防止が、設計品質として盛り込まれていなければならない。ニッセンでは、製品の使命である市場やお客様ニーズに基づく開発「マーケットイン」の発想を備え、利便性と共に安全安心を製品の核として品質を担保すべく、独自の取り組みを推進している。

製品事故からの改善事例

NITE に登録されている事故情報検索で、直近3カ年（事故発生日）のニッセンの事故情報は、5製品で重傷（重大製品事故＝治療に要する期間が30日以上）の負傷が5件、軽傷が1件の計6件発生となっている（表1）。

製品起因としてのリコールは3件の発生で（No.1、No.4、No.5）、この3件の事故の内容と、反省点及び改善内容を紹介する。

【事例①】収納家具の引き戸が外れてけが

製品（写真1）はお客様自身で組み立てていただくもので、引き戸の扉に鏡があるタイプと鏡のないタイプがある。事故が発生した製品は鏡のあるタイプで、お客様が扉を閉めようとスライドさせた際に、扉がレールから外れ、左足



写真1 クローゼットハンガー（引き戸）

の薬指を骨折した。

反省点としては、お客様の設置環境（畳や絨毯など沈み込む可能性のある場所）によっては、アジャスターを組み立て完成後に調整しても緩んでしまうなど、お客様による調整が難しいことがわかった。また、扉の開閉でガタツキが発生した場合、上部のレールが容易にたわむため、扉とレールとの隙間が大きくなり、外れやすくなっていた。

対策としては、天板のレールに補強レールを取り付けることでレールのたわみを防ぎ、万一レールから扉が外れるようなことがあっても、完

表1 NITE 事故情報の検索における2011年～2014年のニッセンの事故情報

No.	品名	製品名	重傷	軽傷	事故内容	リコール	事故原因	対策
1	収納家具	クローゼットハンガー（引き戸）	1	1	扉を開けようとした際、扉部分がレールから外れて落下し、左足を負傷した。	○	扉の戸車が脱輪しやすい構造であったため、扉の開閉の際に戸車がレールを乗り越えて脱輪することで扉が落下し、事故に至ったもの。	補強レール部材の取付け
2	靴（インプス）	ストラップ付2WAYウエッジインプス	1	0	歩行中、転倒し負傷した。	×	靴底の接着強度が低かったため、事故に至った可能性が考えられるが、事故後も継続使用されたため、その影響が不明なことから事故原因の特定は至らなかった。	特に対処無し
3	ベッド	布団が干せるすのこベッド	1	0	床板を折りたたんだところ、床板が当該製品のフレームから外れ、落下し、負傷した。	×	製造時にボルトとナットで接合される床板が接合されていなかったことから、接合部がずれて落下し、足に当たって負傷したもの。	引き続き経過観察
4	椅子	オットマン付リラックスクチェア（ロータイプ）	1	0	座面の前縁部に座ったところ、背もたれ部分が後ろに倒れ、転倒し、負傷した。	○	座面前縁部に深く着座して体重をかけ続けたことで、リクライニング部が故障して背もたれ部分が180度以上倒れたもの。	リクライニングを制御する部品の取付け
5	靴（インプス）	バックル付オーブントゥインプス	1	0	階段を下降中、かかと部が取れ、負傷した。	○	ヒール部の耐衝撃性が不十分であったため、歩行中にヒール外側から衝撃が加えられて、ヒールが折れたことにより、事故に至ったもの。	ヒール衝撃試験は全品番を必須とし、さらにX線検査の実施

全に外れない構造にした。

この事例からは、お客様の設置環境は様々であることから、組立家具は設置される場面を想定し、如何に簡単で安全に組立てられるかの「設計品質」を開発段階の試験評価で担保することの重要性を再認識した。

【事例②】リラックスチェアでけが

製品（写真2）はリクライニング機能があり、座面の高さが約 30 cmと通常の座面より低いタイプのソファ。事故の内容は、お客様が座面の前縁部に座ったとたん、背もたれ部分が 180 度以上倒れ、反り返った状態になり、そのまま後ろに倒れ、後頭部を打ちけがをした。

事故品を回収し、当社で事故状況を確認調査したところ、リクライニングを最大に倒した状態で座面の前縁部に着座を繰り返すと、リクライニング機能のレバー動力部分が斜めに変形し、さらにその状態で座面の前縁部へ勢いよく着座すると、背もたれが 180 度以上倒れることが確認できた。（構造が同じである座面の高いハイタイプでは問題は発生していない）

対策については、必要以上に背もたれ部が倒れないように、リクライニングの角度を制御するための改良部材を取り付ける内容のリコールを行った。

また、反省点としては、JIS試験項目（背もたれ耐久 10 万回）だけでは今回の事故を防ぐことができず、実際のお客様の着座の仕方を想定するなどの実用評価が必要であった点。座面の低いリクライニングチェアでは腰と座面に



写真2 オットマン付リラックスチェア（ロータイプ）



写真3 バックル付オープントウパンプス

距離があるため、勢いよく着座されることは十分に想定できることだった。想定される誤使用は誤使用ではないと考え、安全措置をとる必要があった。

【事例③】靴のヒール折れによるけが

製品（写真3）はヒールの高さが8cmで、事故の状況は、お客様が階段を下りていたところヒールが根本から取れ、バランスを崩し、足首のじん帯を損傷した。在庫品でヒールの衝撃試験を行ったところ、不合格であったため、ただちにリコールを実施した。

反省点としては、ヒールの衝撃試験を型式試験としていたため、実用的な安全性の確認が不十分であった点。

対策としては、ヒールの取付強度を確保する仕様として、金属プレートの使用やヒールの形状・長さにより釘の長さや本数を基準化し、徹底した。また、その裏付けをとる意味で、ヒール衝撃試験の全品番適用とX線検査で釘の状態の目視確認を全数必須とした。この対策により、ヒール折れや仮止めのタックス（釘）の飛び出しによるけがの発生はなくなった。

リスク低減に向けて

お客様へ提供する製品の安全安心を確保する目的で、自社の独自の品質基準を策定し適用している。その適用製品には、2つのパターンがある。1つは、自社の開発製品で、SPA（製造小売業）として、企画から生産仕入を自社

表2 製品タイプにおけるメリット・デメリット

製品タイプ	品質基準	メリット	デメリット
自社開発品	自社基準	品質確認が容易	開発期間が長い
市場流通品	仕入先基準	開発期間が短い	品質確認が困難

で行う製品と国内お取引先様と協同で企画開発して仕入れる製品。もう1つは、品揃えを豊富にするための市場流通品の採用。流通品の特徴としては、インターネット販売で旬の製品を短期で採用販売をできるメリットがある一方で、品質確認が困難となる（表2）。

市場流通品のリスクを低減するために、R-MAPを使ってリスクアセスメントを行っている。B3領域以上の事故が発生する可能性のある品目は、自社の基準の適用を含め試験内容を関連部門と調整して対応している。

また、安全安心が特に求められる製品群として、お客様に組み立てていただく家具がある。自社開発製品の場合は、新たなお取引先様、または、新たな構造や仕様となる製品に対して、商品担当部門と共にリスクアセスメントの視点を取り入れた『確認会』を行っている。そこでは、現時点で想定出来る要素（自社や他社の事故事例及び生活環境など）を製品の採用前に検討している。確認会を行うことで、事故の未然防止及びリスク低減に繋げることができる。

その他にも、日々公表されるリコール情報を元に、自社でも取扱いをしている製品がある場

● 2014年 4月 9日、(株)○○○○○○店8店舗及びオンラインストアで販売した「ウィンスジュートソールシューズ」で、靴底剥がれの可能性があることが判明したため、回収・返金する旨の通告がございましたので配信致します。



写真4 関連部門へリコール情報の確認指示

合、試験内容の確認及び自社基準の適用を含めて対応している。また、関連部門へは対象となる製品の確認事項、注意事項などを指示している（写真4）。

このように、リコール情報を有効に活用することで、当該品や類似品での事故防止に役立っている。

独自のセミナーを開催

製品安全を実現するための取り組みとして、弊社では以下のセミナーや教育を行っている。

1. 知の市場 ～製品総合管理特論 製品安全対策の基礎知識～

毎年 NITE の講師による「知の市場」が関東だけでなく関西でも開催されている。この講義を受けることで、製品安全について論理的に理解が深まる。生活者の中で弱者となる子どもや高齢者の特徴、うっかりミス（割り込みタスク）や生活習慣に潜む誤使用などを理解した上で、の「危害シナリオ（リスクの想定）」と「リスクアセスメント（評価と対策）」、そして対策の基本となる3STEP メソッド「本質的安全設計」「安全防護措置」「使用上の注意」など、製品安全を追及する上で非常に重要な内容が学べる講義。この講義に弊社の関係部門の多くの社員が受講することは困難なので、NITE から講師を招聘して、住居製品の担当者和その取引先様を対象に、独自のセミナーを開催している（写真5）。



写真5 第2回ニッセン製品安全セミナー

2. 日本規格協会の QC 検定の活用

弊社では一般財団法人日本規格協会による品質管理検定（QC 検定）を採り入れ、推進している。この勉強をすることで、品質管理の基礎知識とマインド（考え方）を学び身につけることができる。「不良を作らない」「作らせない」だけでなく、社内の人材育成として活用している。特に、品質管理部門の職員には QC 検定の受験を推奨。品質管理についての問題点や対策などを関連部門に論理的にわかり易く説明するスキルを身に付けることで、改善の質やスピードアップが期待できる。並行して、社内での共通セオリーとするために、関連部門の職員にはeラーニングでの講習とテストも実施。この狙いは、ファクトコントロール（事実に基づいてデータでものをいう）や問題解決STEPを学び、業務改善に活かしていくことである。

発展の流れに合わせて移動する。今まであたりまえにできていたことが、生産地や環境の変化で突然できなくなることもありえる。そのために、試験の目的と過去の事例からの原因・対策の推察力（考える力＝問題解決力）を持つ人材を社内で育成することが重要となる。

まだまだ道半ばだが、これからも全社一丸となり、お客様に喜んでいただける製品を提供する上で前提となる「安全安心」を追及していきたい。

経済産業省「製品安全対策優良企業表彰」

《大企業 小売販売事業者部門》

2010 年 商務流通審議官賞

総括

「安全安心を提供する」ことを実現するためには、「安全安心」が、私たちの日常生活の中に全てのヒントがあると意識する事から始まる。つまり、試験のための試験ではなく、生活者が使用するそのシーンを想定しての試験であると意識しなければならない。試験での評価は大切だが、これは過去情報を元にした基礎となる試験。新たな製品が、お客様ニーズに伴い開発されることは進化と同じで当然のことである。また、よりよい製品を開発して提供することは企業の使命で、基準化された基礎試験だけでなく、その時代の生活環境でどのように使用されるのかを、可能な範囲でイメージし、リスクアセスメント評価を取り入れることが、時代のニーズとして変化する「安全安心」に近づくことになる。

また、一方で生産地は、「沿岸部から奥地」や「中国から ASEAN」等、生産環境も経済

製品安全だより

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長
吉川 萬里子

高齢社会の安全な暮らしを考える

イケメン俳優が高齢者の機能低下を疑似体験してみせる家電メーカーのテレビコマーシャルに、「そうだよね」と共感できるのは、「その状況にならないと分からないことがたくさんあるのよ」と母親からよく言われたことを私自身が実感する年齢になったからだろう。



NITE が事業者必携として発行している「消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック」の中で、『当該機構が収集・分析する製品事故の3分の1は消費者の誤使用及び不注意が原因で起こっている。しかし、誤使用による事故が必ずしも消費者の責任だとはいえないこと、「予見可能な誤使用」の範囲までは製品で安全を確保する必要があること、さらに製品で安全を確保する範囲は「消費者の属性、環境、使用状況等により変動する」こと』としている。今はやりの言葉でいうと消費者目線での「ものづくり、ということになるのだろう。家電メーカーのコマーシャルは機能の衰えた高齢者に予見可能な誤使用が起こらないように配慮して製品づくりをしていることを示すメッセージだといえる。

そして同ハンドブックでは「予見可能な誤使用」を超える「非常識な使用」を防ぐために「事業者は消費者に危険性を表示等で知らせ、消費者は注意を守る義務を負う」として、消費者教育が欠かせないことを告げている。

消費者教育推進法が2012年8月に制定された。消費者教育とは「生きる力を育むこと、だ」と考える。安心・安全な暮らしを誰もがどこにいても享受できるようにするためには、老若男女関係なく全ての消費者に状況に応じた消費者教育が必要である。

例えば消費者庁が実施した消費者意識基本調査(2012年)では高齢者になった場合の不安として「表示や説明等が見づらい」ということをあげている。今、高齢社会に対応するように表示や説明が大きくわかり易くとの配慮がなされるようになってはいるが、一方で「字は大きいので読めても、さっぱり理解できない」という高齢者の声をよく聞く。加齢とともに理解力もまた柔軟性がなくなっていくことに配慮した表示や説明であってほしい。そうであってこそ事業者は非常識な使用を防ぐ消費者教育(表示や説明)をしたことになり、高齢消費者は注意を守ることができるようになる。

高齢者が本当に安心して暮らすことができる「ものづくり」を望みたい。

NITE 安全の視点

事故動向等について

平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日）

平成 23 年度から平成 25 年度に「受け付けた事故情報」（事故情報収集件数）、調査を終了して「結果を公表した事故情報」をそれぞれ分析する（件数はすべて平成 26 年 5 月 15 日現在）。

事故情報収集結果とその動向

1. 製品区分別収集件数

年度別の「製品区分別収集件数」を表1に示す。平成 25 年度は 3,650 件で、平成 24 年度の 3,045 件と比較すると約 2 割増となっている。一方、「重大製品事故」は、平成 23 年が 1,036 件、平成 24 年が 974 件、平成 25 年度

表 1 製品区分別収集件数※

製品区分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数及び割合		件数及び割合		件数及び割合	
家庭用電気製品	2,308 (499)	59.1%	1,394 (506)	45.8%	1,483 (565)	40.7%
台所・食卓用品	78 (9)	2.0%	177 (11)	5.8%	88 (8)	2.4%
燃焼器具	705 (321)	18.1%	601 (263)	19.7%	795 (250)	21.8%
家具・住宅用品	304 (76)	7.9%	241 (74)	7.9%	224 (46)	6.1%
乗物・乗物用品	168 (63)	4.3%	101 (53)	3.3%	110 (31)	3.0%
身のまわり品	199 (38)	5.1%	413 (45)	13.6%	180 (31)	4.9%
保健衛生用品	20 (10)	0.5%	23 (7)	0.8%	20 (5)	0.5%
レジャー用品	74 (18)	1.9%	56 (8)	1.8%	52 (10)	1.4%
乳幼児用品	21 (1)	0.5%	14 (4)	0.5%	673 (1)	18.5%
繊維製品	25 (1)	0.6%	25 (3)	0.8%	24 (3)	0.7%
その他	-	-	-	-	1 (0)	0.0%
合 計	3,902 (1,036)	100.0%	3,045 (974)	100.0%	3,650 (950)	100.0%

() 内は重大製品事故、内数
※重複情報含まず

は 950 件であり、ほぼ横ばいで推移している。

「家庭用電気製品」の事故件数は、平成 25 年度は 1,483 件で、平成 24 年度の 1,394 件と比較すると 89 件増加しているが、収集件数全体からみた割合は年々低くなっている。

「燃焼器具」の事故件数は、平成 25 年度は 795 件あったが、同一事業者の同一製品による多発事故が 150 件含まれている。平成 23 年度は 705 件、平成 24 年度は 601 件であり、今年度も同一事業者による事故を含んでいることからすれば、ほぼ横ばいに推移していると考えられるが、収集件数全体に占める割合は増加傾向にある。

「収集件数が多かった 10 製品」を表2に示す。平成 25 年度で最も多い「乳母車」は 661 件中 659 件、次いで多い「ガス給湯器」397 件中 150 件は、ともに同一事業者の同一製品に

表2 収集件数が多かった 10 製品

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
品目	件数	品目	件数	品目	件数
直流電源装置	521 (3)	乾電池	259 (0)	乳母車	661 (0)
パソコン周辺機器	472 (2)	電気ストーブ	174 (32)	ガス給湯器	397 (13)
ガスふろがま	179 (21)	ガスふろがま	151 (24)	ガスふろがま	281 (22)
ガスこんろ	108 (65)	扇風機	145 (9)	直流電源装置	179 (6)
自転車※	104 (39)	ガスこんろ	92 (50)	電気ストーブ	129 (60)
電気ストーブ	93 (39)	食器	83 (0)	ガスこんろ	110 (63)
電気オーブントースター	92 (3)	直流電源装置	80 (2)	エアコン	109 (88)
ガス給湯器	88 (22)	配線器具	79 (11)	自転車	102 (31)
石油ストーブ	83 (68)	ガス給湯器	77 (18)	アイロン	101 (2)
電気フライヤー	78 (0)	自転車	68 (32)	石油ストーブ	80 (57)

() 内は重大製品事故
※平成 23 年度には電動アシストを含まない

よる多発事故だった。平成 24 年度の「乾電池」も 259 件中 254 件は同一事業者の同一製品によるものだった。また、平成 23 年度の「直流電源装置」、「パソコン周辺機器」も同様の事故を多く含んでおり、収集件数が多い製品は、同一事業者の同一製品による多発事故を含む傾向がみられる。

2. 製品区分別被害状況

平成 23 年度から平成 25 年度までの「製品区分別被害状況」を表3に示す。

「死亡」が最も多いのは『燃焼器具』の 50 件で、「石油ストーブ」28 件、「ガスこんろ」11 件などを含む。次いで多いのは『家庭用電気製品』の 48 件で、「電気ストーブ」15 件など多くの品目から事故が発生している。『家具・住宅用品』30 件では、「介護ベッド用手すり」14 件、「手すり（床置き式）など」5 件などがあつた。『乗物・乗物用品』14 件は、すべて「電動自転車」だが、その中でハンドル式が 13 件を占めている。

「重傷」が最も多いのは『家具・住宅用品』

表3 製品区分別被害状況（平成23年度～平成 25 年度）

製品区分	被害状況			人的被害の発生した事故			人的被害の発生しなかった事故			総計
	死亡	重傷	軽傷	死亡	重傷	軽傷	拡大被害	製品破損	被害なし	
家庭用電気製品	48	83	286	1,412	3,217	139	5,185			
台所・食卓用品	0	24	163	16	130	10	343			
燃焼器具	50	54	207	627	1,085	78	2,101			
家具・住宅用品	30	165	238	78	244	14	769			
乗物・乗物用品	14	127	135	5	76	22	379			
身のまわり品	2	86	185	90	411	18	792			
保健衛生用品	4	17	26	6	9	1	63			
レジャー用品	0	32	50	3	90	7	182			
乳幼児用品	0	6	37	1	663	1	708			
繊維製品	0	7	44	1	8	14	74			
その他	0	0	0	0	0	1	1			
合計	148	601	1,371	2,239	5,933	305	10,597			

- (注) 1. 重傷とは、全治1か月以上のけがをいう
 2. 拡大被害は、製品以外に他の物的被害に及んだものをいう
 3. 数値は各年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別の被害状況を集計したものである

表4 年度別製品区分別被害状況

被害状況				人的被害の発生した事故									人的被害の発生しなかった事故									
				死亡			重傷			軽傷			拡大被害			製品破損			被害なし			
製品区分	合計																					
家庭用電気製品	2,308	1,394	1,483	16	17	15	26	32	25	92	94	100	442	464	506	1,671	767	779	61	20	58	
台所・食卓用品	78	177	88	0	0	0	8	9	7	26	104	33	5	11	0	37	46	47	2	7	1	
燃焼器具	705	601	795	20	15	15	15	25	14	93	58	56	239	192	196	315	293	477	23	18	37	
家具・住宅用品	304	241	224	19	8	3	56	64	45	89	81	68	52	18	8	82	67	95	6	3	5	
乗物・乗物用品	168	101	110	5	7	2	58	40	29	61	29	45	0	5	0	38	17	21	6	3	13	
身のまわり品	199	413	180	1	1	0	24	38	24	77	50	58	37	26	27	53	296	62	7	2	9	
保健衛生用品	20	23	20	2	1	1	8	5	4	8	9	9	2	1	3	0	7	2	0	0	1	
レジャー用品	74	56	52	0	0	0	17	9	6	22	17	11	0	0	3	34	28	28	1	2	4	
乳幼児用品	21	14	673	0	0	0	1	3	2	15	9	13	0	1	0	5	0	658	0	1	0	
繊維製品	25	25	24	0	0	0	1	3	3	13	19	12	1	0	0	1	1	6	9	2	3	
その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
総計	3,902	3,045	3,650	63	49	36	214	228	159	496	470	405	778	718	743	2,236	1,522	2,175	115	58	132	

- (注) 1. 重傷とは、全治1か月以上のけがをいう
 2. 拡大被害は、製品以外に他の物的被害に及んだものをいう
 3. 数値は各年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別の被害状況を集計したものである
 各欄の数値は、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度 の順に表記 (件)

の165件で、「はしご・脚立」45件、「いす」39件などがあった。次いで多いのは『乗物・乗物用品』127件で、「自転車」93件、「自転車用幼児座席」10件など。『身のまわり品』86件では「靴」39件などがあった。『家庭用電気製品』83件については、多くの製品から事故が発生している。

「軽傷」が最も多いのは『家庭用電気製品』286件で、「電気ストーブ」26件、「携帯電話機（充電時のショートによるやけどなど）」21件、「ヘアドライヤー」20件など多くの品目から事故が発生している。

人的被害は発生しなかったが、「拡大被害」に至ったもの、「製品破損」でとどまったもの、ヒヤリ・ハット情報などの「被害なし」に分類して分析する。

「拡大被害」で最も多いのは『家庭用電気製品』1,412件で、「エアコン」120件、「電気ストーブ」122件など多くの品目から事故が発生している。次いで多い『燃焼器具』627件では、「ガスこんろ」133件、「石油ストーブ」92件などがあった。『身のまわり品』90件中では、「バッテリー（携帯電話用など）」34件な

どがある。

「製品破損」では、『家庭用電気製品』が3,217件と半数以上を占めるが「ACアダプター（コードレス電話子機用）」485件、「パソコン周辺機器（プリンター及びプリンター複合機）」468件など同一事業者の同一製品による多発事故が多く含まれている。『燃焼器具』1,085件では、「ガスふろがま」411件、「ガス給湯器」310件、「ガスこんろ」67件などがあった。『乳幼児用品』663件には同一事業者の同一製品である「乳母車（折り畳み式）」652件が含まれている。

「年度別製品区分別被害状況」を表4に示す。

事故情報調査結果の 分析とその動向

1. 事故原因別件数

「年度別事故原因別被害状況」を表5に示す。ここからは、「調査中」を除いた事故原因が判明し、結果を公表している平成23年度の3,896件、平成24年度2,725件、平成25年度1,052件の計7,673件について分析する。

表5 年度別事故原因別被害状況 （事故原因のA～重大製品事故 は表下の 表の見方参照）

事故原因	被害状況 合計			人的被害の発生した事故									人的被害の発生しなかった事故								
				死亡			重傷			軽傷			拡大被害			製品破損			被害なし		
A	1,377	1,009	445	1	0	0	1	1	2	114	167	73	60	48	27	1,136	780	327	65	13	16
B	74	54	26	0	0	0	0	1	0	34	15	6	7	3	1	32	35	19	1	0	0
C	45	33	22	0	0	0	1	0	0	4	0	0	6	5	5	32	27	17	2	1	0
G 3	491	161	54	0	0	0	0	1	0	7	20	15	59	28	8	423	112	31	2	0	0
D	69	60	12	1	0	0	8	2	0	16	14	5	25	18	3	19	26	4	0	0	0
E	466	398	128	10	5	0	40	30	1	113	85	34	171	136	31	119	128	61	13	14	1
F	290	204	43	27	14	0	75	61	0	54	30	10	91	66	15	37	28	17	6	5	1
G 1、2	532	432	322	2	7	1	2	5	1	122	105	49	90	77	47	291	219	216	25	19	8
重大製品事故	552	374	-	20	11	-	88	54	-	31	10	-	267	177	-	146	122	-	0	0	-
合 計	3,896	2,725	1,052	61	37	1	215	155	4	495	446	192	776	558	137	2,235	1,477	692	114	52	26

各欄の内の数値は、平成23年度、平成24年度、平成25年度の順に表記（件）

表の見方 A：設計、製造又は表示等に問題があったもの B：製品及び使い方に問題があったもの C：経年劣化によるもの G3：製品起因であるが、その原因が不明なもの
D：施工、修理または輸送等に問題があったもの E：誤使用や不注意によるもの F：その他製品に起因しないもの G1、2：原因不明のもの
重大製品事故：重大製品事故のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明と判断したもの

表6 年度別製品区分別事故原因（事故原因のA～重大製品事故 は表下の 表の見方参照）

事故原因 製品区分	A			B			C			G 3			D			E			F			G 1、2			重大製品事故			合 計		
家庭用電気製品	1,034	481	280	30	37	3	21	16	5	428	83	17	29	21	4	129	131	31	83	69	22	206	143	79	342	235	-	2,302	1,216	441
台所・食卓用品	28	96	22	15	6	1	0	1	0	2	29	2	0	0	0	7	15	3	2	3	0	19	22	1	5	3	-	78	175	29
燃焼器具	27	15	13	0	1	0	21	14	17	9	8	1	24	13	2	239	167	48	100	59	14	173	165	176	113	87	-	706	529	271
家具・住宅用品	90	67	63	4	3	0	1	0	0	37	17	14	8	21	5	58	39	38	36	14	1	41	30	20	27	19	-	302	210	141
乗物・乗物用品	42	6	17	11	2	1	0	0	0	2	7	13	8	5	0	10	10	3	29	21	0	37	25	14	28	12	-	167	88	48
身のまわり品	101	324	41	2	5	18	0	1	0	11	3	6	0	0	1	15	10	3	20	21	3	35	24	21	17	11	-	201	399	93
保健衛生用品	2	10	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	6	3	0	4	2	4	7	4	-	20	22	5
レジャー用品	33	4	5	3	0	1	2	1	0	0	2	1	0	0	0	6	17	1	7	6	0	11	19	4	12	1	-	74	50	12
乳幼児用品	7	2	3	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6	1	1	3	0	2	1	1	1	1	-	21	13	6
繊維製品	13	4	1	0	0	0	0	0	0	2	12	0	0	0	0	0	0	0	6	5	3	4	1	2	0	1	-	25	23	6
合 計	1,377	1,009	445	74	54	26	45	33	22	491	161	54	69	60	12	466	398	128	290	204	43	532	432	322	552	374	-	3,896	2,725	1,052

各欄の内の数値は、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度 の順に表記（件）
表の見方 A：設計、製造又は表示等に問題があったもの B：製品及び使い方に問題があったもの C：経年劣化によるもの G 3：製品起因であるが、その原因が不明なもの
D：施工、修理または輸送等に問題があったもの E：誤使用や不注意によるもの F：その他製品に起因しないもの G1、2：原因不明のもの
重大製品事故：重大製品事故のうち、経済産業省が製品に起因する事故及び原因不明と判断したもの

「製品に起因する事故（A、B、C、G 3）」3,791 件のうち最も多いのは、『A：設計、製造又は表示等に問題があったもの』2,831 件で、「製品に起因する事故」の 75%を占めた。一方、「製品に起因しない事故（D、E、F）」1,670 件中では、『E：誤使用や不注意によるもの』が最も多い 992 件で、59%を占めた。

平成 25 年度の「製品に起因する事故」で最も多いのは、『A：設計、製造又は表示等に問題があったもの』445 件。「製品に起因しない事故」で最も多いのは、『E：誤使用や不注意によるもの』128 件で、平成 23 年度、平成 24 年度と同様の傾向がみられる。平成 25 年度の「死亡」1件は「浴室用混合水栓（シャワー付）」によるものだった。「重傷」は4件で、「はしご兼用脚立」（事故原因A）が2件、「幼児用乗物（三輪車）」（事故原因E）、「電気ポット」（事故原因G1、2）がそれぞれ1件ずつだった。

2. 製品区分別事故原因

「製品区分別件数」を図1、「年度別製品区分別事故原因」を表6に示す。

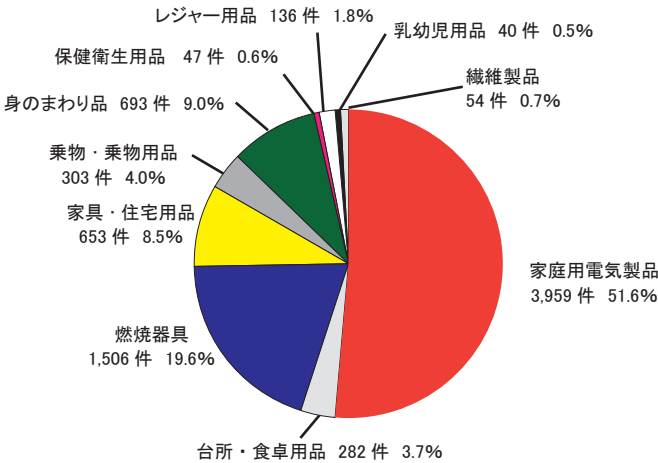


図 1 製品区分別件数（7,673 件）
平成 23 年度～平成 25 年度

平成 23 年度から平成 25 年度までの3年間の合計 7,673 件中、最も事故が多かったのは、『家庭用電気製品』の 3,959 件で、52%と半数以上を占めている。また、『家庭用電気製品』3,959 件では、「A：設計、製造又は表示等に問題があったもの」1,795 件が 45%と半数近い。次いで多い『燃焼器具』1,506 件は、「製品に起因しない事故（D、E、F）」は 666 件で全体の 44%、「A：設計、製造又は表示等に問題があったもの」は 55 件で1%未満だった。

平成 25 年度で事故件数が最も多かったのは『家庭用電気製品』の 441 件で、事故原因が

表7 年度別「製品に起因する事故及び重大製品事故」の多い5製品

平成 23 年度				平成 24 年度				平成 25 年度			
非重大 (1,987 件)		重大 (552 件)		非重大 (1,256 件)		重大 (375 件)		非重大 (547 件)		重大 (- 件)	
品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数	品目	件数		
ACアダプター※	509	エアコン	33	乾電池	256	エアコン	23	アイロン	94		—
パソコン周辺機器	378	石油ふろがま	31	扇風機	128	電気冷蔵庫	19	自転車	29		—
電気オーブントースター	87	電気ストーブ	26	電気ストーブ	118	電子レンジ	19	ACアダプター※	28		—
電気フライヤー	78	石油給湯機	24	食器	79	石油ストーブ	15	靴	27		—
介護ベッド(電動式)	58	電気洗濯機	21	ACアダプター※	70	石油給湯機	15	電気オープン	26		
						石油ふろがま	15	電気スタンド	26		
						電気洗濯機	15				

※直流電源装置

表8 年度別「誤使用や不注意によるもの」の事故が多い5製品

平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
(465 件)		(398 件)		(128 件)	
品目	件数	品目	件数	品目	件数
ガスこんろ	63	ガスこんろ	55	草刈機	21
ガスふろがま	57	ガスふろがま	39	ガスふろがま	16
はしご、脚立	28	はしご、脚立	16	ガスこんろ	8
石油ストーブ	26	電磁 (IH) 調理器	14	ガス栓・迅速継ぎ手	6
ガス栓・迅速継ぎ手	25	ガス栓・迅速継ぎ手	13	電子レンジ	5
		玩具 (携帯型)	12	踏み台	5
		石油ストーブ	12	配線器具	5

「A：設計、製造又は表示等に問題があったもの」は 280 件と半数以上を占めており、「スチームアイロン」94 件のほか、「ラミネーター」、「電気スタンド」、「電気オープン」などさまざまな品目で事故が発生した。次いで多い『燃焼器具』271 件中では、「G1, 2：原因不明」を除くと事故原因は『E：誤使用や不注意によるもの』

が 48 件と多く、「ガスふろがま」や「ガスこんろ」などから事故が発生している。

「年度別『製品に起因する事故及び重大製品事故』の多い5製品」を表7に示す。「収集件数が多かった 10 製品」同様に同一事業者の同一製品による多発事故が多く、平成 25 年度で最も多い「アイロン」は 94 件のうち 93 件

表9 年度別製品区分別再発防止措置等の実施状況（製品に起因する事故）

製品区分	再発防止措置の実施状況 措置実施件数			製品の交換、部品の交換、安全点検等を行ったもの			製品の製造、販売又は輸入を中止したもの			製品の改良、製造工程の改善、品質管理の強化等を行ったもの			表示の改善、取扱説明書の見直し等を行ったもの			政府、団体、事業者等の広報等により消費者に注意を喚起したもの			被害者への措置 損害賠償、製品交換等、個別的な措置		
	1501	584	272	811	406	173	111	174	3	127	362	174	491	123	9	1,255	355	111	861	212	181
家庭用電気製品	53	104	19	22	88	16	25	0	2	35	13	2	25	2	2	15	94	16	20	10	16
台所・食卓用品	100	91	130	39	55	105	0	1	0	30	28	9	2	7	1	82	70	122	46	33	16
燃焼器具	160	123	108	134	87	69	161	56	50	81	78	50	14	15	30	112	47	55	93	70	67
家具・住宅用品	87	31	38	57	14	31	22	0	5	49	14	36	26	10	15	43	14	23	45	12	23
乗物・乗物用品	113	333	63	76	57	33	24	33	28	76	284	32	22	11	19	63	48	30	57	64	45
身のまわり品	5	13	0	1	7	0	2	8	0	2	4	0	2	6	0	1	7	0	2	6	0
保健衛生用品	50	8	8	39	4	7	1	0	5	19	2	4	6	4	2	43	6	6	30	3	4
レジャー用品	18	6	6	5	1	3	6	0	0	11	2	0	6	0	1	7	4	5	14	5	4
乳幼児用品	16	4	1	8	3	0	2	1	0	17	3	1	3	0	0	9	2	0	7	2	1
繊維製品																					
総計	2,103	1,297	645	1,192	722	437	354	273	93	447	790	308	597	178	79	1,630	647	368	1,175	417	357

(注) 1. 各欄の内の数値は、平成 23 年度、平成 24 年度、平成 25 年度 の順に表記 (件)

2. 再発防止措置の実施状況の件数は、複数の措置が取られたものは、措置ごとに集計

表10 年度別社告・リコール情報収集件数

年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
総件数	125 件		98 件		91 件	
製品区分	件数	割合	件数	割合	件数	割合
家庭用電気製品	46	36.8%	39	39.8%	29	31.8%
台所・食卓用品	5	4.0%	4	4.1%	11	12.1%
燃焼器具	6	4.8%	4	4.1%	3	3.3%
家具・住宅用品	15	12.0%	5	5.1%	13	14.3%
乗物・乗物用品	11	8.8%	15	15.3%	8	8.8%
身のまわり品	21	16.8%	18	18.3%	12	13.2%
保健衛生用品	1	0.8%	3	3.1%	0	0.0%
レジャー用品	6	4.8%	3	3.1%	10	11.0%
乳幼児用品	3	2.4%	5	5.1%	2	2.2%
繊維製品	11	8.8%	2	2.0%	3	3.3%

が同一事業者の同一製品によるものだった。

平成 23 年度で最も多い「ACアダプター」は、509 件中 485 件が同一事業者の「ACアダプター（コードレス電話子機用）」、「パソコン周辺機器」は 378 件中 376 件が同一事業者の「プリンター及びプリンター複合機」だった。平成 24 年度の「乾電池（アルカリ単3形）」は、256 件中 254 件、扇風機 128 件中 116 件が同一事業者の同一製品事故である。

「年度別『誤使用や不注意によるもの』の事故が多い5製品」を表8に示す。平成 25 年度は「草刈機」が最も多い 21 件で、事故は「使用中、エンジンとメインパイプの取り付け部の樹脂部品が折れた」というもので、事故原因は「E：誤使用や不注意によるもの」だった。ほか、「ガスふろがま」16 件、「ガスこんろ」8 件は、例年多く発生している。

3. 再発防止措置

平成 23 年度から平成 25 年度の「年度別製品区分別再発防止措置等の実施状況」を表9に示す。実施状況件数の 4,045 件中、『家庭用電気製品』2,357 件が最も多く 58%を占めている。平成 25 年度でも『家庭用電気製品』272 件が最も多くなっており、平成 23 年度、

平成 24 年度と同様の傾向がみられる。

「年度別社告・リコール情報収集件数」を表10に示す。最も多いのが『家庭用電気製品』で、次いで多いのが『身のまわり品』。平成 24 年度でも『家庭用電気製品』37 件が最も多く、次いでは『家具・住宅用品』だが、『身のまわり品』、『台所・食卓用品』、『レジャー用品』など多くの製品で社告・リコールが行われた。

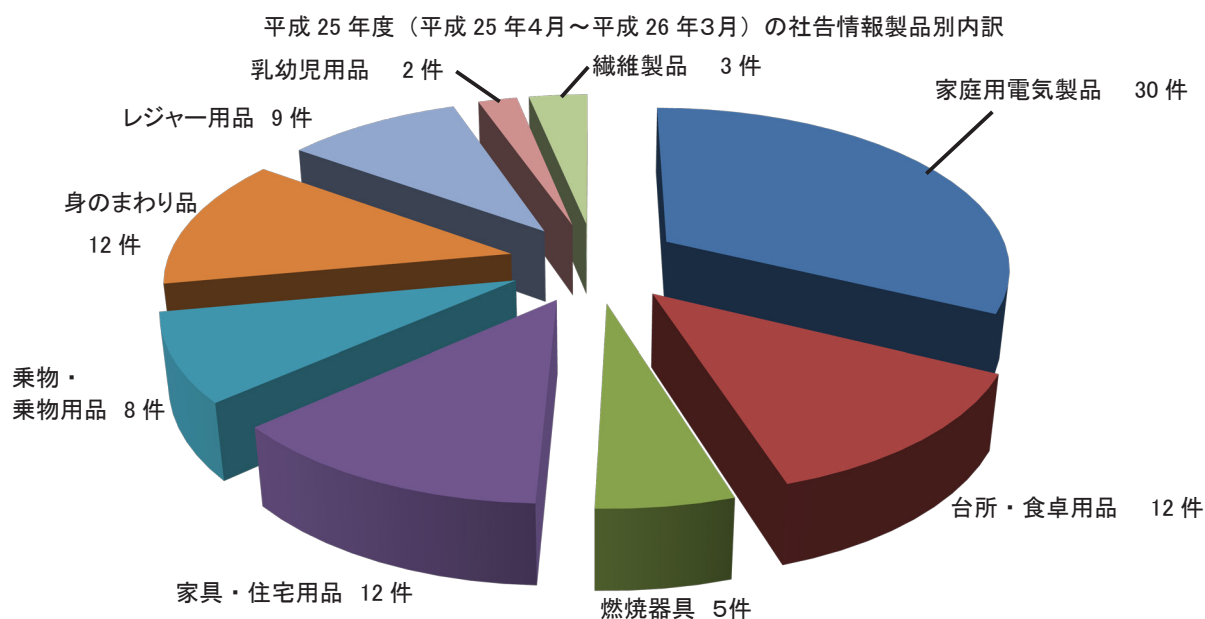
社告・リコール情報

社告・リコール情報はリスクアセスメントの観点から、事故等が発生後、事業者が事故の被害の大きさと事故の発生確率が社会に許容されるかどうかを検討・判断し、その結果、消費者へ広く周知することに至ったとみることができる。社告・リコール製品での事故の再発を防ぐために、NITE が収集している社告・リコール情報を関係者が使いやすいように製品区分別に整理した。

社告・リコール情報は NITE ホームページ (<http://www.jiko.nite.go.jp>) にも掲載している。

平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）のに NITE で収集した社告・リコール情報は 93 件。当情報は、平成 25 年度の 1 年間に新聞やホームページ等に情報を掲載し、製品の回収・交換等を実施しているもの（再公表情報含む）の中から、事故情報収集制度における対象製品で、事故が発生したか事故の起こる可能性の高い製品の社告・リコールを収集したものである。



平成 25 年度（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）の社告回収一覧

【家庭用電気製品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
エアコンプレッサ	(株)パオック 0120-53-5501 09:00～18:00 (土・日・祝日除く) http://www.paock.co.jp/news/130426.html	1) AIRONE オイルレスミニコンプレッサ 型番：OM-1212 JANコード：4975846525313 2) LUDMAX オイルレスエアコンプレッサ 型番：OLF-0925 B JANコード：4975846890268/ 4975846890251	1) 2009 年 11 月 ～ 2013 年 4 月 2) 2008 年 12 月 ～ 2013 年 4 月	2013/04/26 (HP)	当製品の一部において、作動中にモータ内の過剰スパークが発生し本体を破損、焼損する可能性があることが判明。	回収 (詳細は下記の問い合わせ先迄)

【家庭用電気製品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
エアコンプレッサ	㈱パオック 0120-53-5501 09:00～18:00（土・日・祝日除く）	1) Power Sonic オイルレスエアコンプレッサ 型番：O LB-1025 JANコード：4975846885257 2) Power Sonic オイルレスエアコンプレッサ 型番：O L-1525 JANコード：4975846489233	1)2009年6月～ 2012年12月 2)2011年10月～ 2012年10月	2013/05/07 (HP)	当製品の一部分において、作動中にモータ内の過剰スパークが発生し本体を破損、焼損する可能性があることが判明。	回収 (詳細は問い合わせ先迄)
電気洗濯乾燥機	三洋電機㈱ 0120-34-9180 09:00～21:00（6月14日まで毎日） 09:00～17:00（6月15日以降、土・日・祝日を除く月～金曜日） http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/130515.html	対象製品：タテ型洗濯乾燥機 ブランド名：三洋電機 品番：AWD-E105ZA 製造番号：すべて JANコード：4973934409934 品番：AWD-E105ZB 製造番号：600001～604000 JANコード：4973934463349	2005年9月～ 2009年2月	2013/05/15 (HP)	当製品において、基板に搭載した部品が、使用しているうち、まれに、高温となり発煙・発火に至る可能性があることが判明。＊製品の品番および製造番号を確認の上、対象の場合は使用を中止し、下記の問い合わせ先に連絡してください。	無償修理 (該当基盤の交換)
電気温水器	㈱キューヘン（旧社名：九州変圧器㈱） 0120-048-500（携帯電話・PHS可） 9:00～18:00（土・日・祝日を除く） http://www.kyuhen.jp/	ユノカ電気温水器（旧社名：九州変圧器㈱製） 丸型D3：SM 830 DB-C 177/ SM 837 DB-C 178/ SM 846 DB-C 179/ SM 855 DB-C 180 角型D3：SM 830 DB-F 01/ SM 837 DB-F 02/ SM 846 DB-F 03 角形R2：SM 830 RB-F 04/ SM 837 RB-F 05/ SM 846 RB-F 06 床下用：SM 846D-G 01	1996年9月～ 2000年10月	2013/05/21 (HP)	「ユノカ電気温水器」の中で、ヒーターリレーの配線接続部のソケット取付状況と経年劣化の進展具合によっては、ごく稀にソケット接続部分から焼損に進展する可能性があることが判明。＊2008年4月25日にホームページに掲載した社告の再告知	無料点検・修理 (部品交換)
LEDランプ	岩崎電気㈱ 048-554-1108 09:00～17:00（土・日・祝日除く） http://www.iwasaki.co.jp/contact_us/iie/1307beam.html	ビーム電球形 18 W LEDランプ LDR 18 N-W /755(昼白色タイプ) LDR 18 L-W /730(電球色タイプ) No. 11 J (2011 年 9 月製) 11 K (2011 年 10 月製)	2011 年 9 月～ 2011 年 10 月	2013/07/08 (HP)	当製品において、ダウンライトなどのランプ表面温度が高くなる器具で使用している場合、極めてまれにランプ前面のアクリルグローブが落下に至る可能性があることが判明。	回収 (代替品に無償交換)
扇風機	(製造) テコット社（2011年12月事業停止） (販売) ㈱ユニリビング 0120-25-5009 09:00～17:00（土・日・祝日を除く） http://www.uniliv.co.jp/pop_news/04.pdf	充電式リモコン扇風機（テコット社製） 製造番号：CF-JL 14 R JANコード：4562227817015	2011 年 7 月～ 2011 年 9 月	2013/07/09 (HP)	当製品において、商品本体、パネル部に内蔵されている充電バッテリーが発熱、最悪の場合は破裂する可能性があることが判明。	回収 (返金)
食器洗い乾燥機	三洋電機㈱ 0120-34-3581 09:00～21:00（2013年7月28日まで毎日） 09:00～17:00（2013年7月29日以降 土・日・祝日を除く月～金曜日） http://panasonic.co.jp/sanyo/info/products_safety/130122.html	ブランド：三洋電機 DW-S 2000/229751～254746 900001～900081(今回追加分) (S) 4973934 324558 DW-S 2100/200001～219000 (S) 4973934 338418 DW-SJ 2000/200001～200050 (S) 4973934 343719 ブランド：大阪ガス (4) 115-1045/200001～202300 ブランド：東京ガス SN-D 503/200001～200300 200301～200697(今回追加分)	2000 年 12 月～ 2002 年 11 月 (製造)	2013/07/19 (HP)	当製品において、機器内部のヒーター接続部に不十分な処理がされており、使用しているうちに、発煙・発火に至る可能性があることが判明。 ＊2013年1月22日にHP上に掲載した内容に三洋電機と新東京ガスに製造番号を追加しました。	製品回収 (一台3万円引き取り)
全自動洗濯機	シャープ㈱ 0120-404-660 09:00～18:00（月曜～土曜）09:00～17:00（日曜／祝日）※2013年8月1日までは、午前9時～午後8時まで受付。 http://www.sharp.co.jp/support/announce/es_info_130729.html	ES-70EE,C75D,LC80B,72EM,CL75D,M7K,73EM,CY75,D,N75D,74EM,D75D,N7K,75N,D75E2,T730V,80EE,D85E2,T830V,82EM,DD8E,TG74V,83EM,FG74V,TG84V,84EM,FG84V,U70C,A70E,G70V6,U70D,A80E,G80V6,U80C,AG70D,KG73V,U80D,AG80D,KG83V,V73V6,B75D,LC70B,V83V6	1999 年 8 月～ 2006 年 12 月 (製造)	2013/07/29 (HP)	当製品の一部分において、内部電気部品の配線において結束処理の状態や洗濯機の設置環境による振動等で断線し、稀に発煙・発火に至る恐れがあることが判明。	無料点検 (修理)
ACアダプター（冷蔵庫用）	サッポロビール㈱ 0120-321-607 10:00～21:00（受付期間 2013年9月30日まで土・日・祝日も受付可） http://www.sapporobeer.jp/info/news/0004/130826.html	サッポロ 北海道 PREMIUM ご当選賞品「うまさでっかいぞう冷蔵庫」	2013 年 3 月～ 2013 年 6 月 (キャンペーン期間)	2013/08/26 (HP)	当製品に、同梱しているACアダプターが取扱説明書に記載されている想定温度(50℃前後)よりも高温になるものがあることが判明。 ・2013年9月17日に追加情報をホームページに掲載 http://www.sapporobeer.jp/info/news/0004/index.html	回収 (改良品と交換)

【家庭用電気製品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
電気スタンド	コーナン商事(株) 0120-04-1910 (固定電話専用) 09:00 ~ 18:00 (月～金・土・日・祝、定休日を除く) http://www.hc-kohnan.com/important/images/2013.09.19_deskStand.pdf	デスクスタンド KMB 08-0144 * 商品型番は本体台座裏の表示シールを確認して下さい。 * 特徴：本体のかさ上部は青色で、タッチスイッチ式	2007 年 6 月～ 2012 年 2 月	2013/09/19 (HP)	当製品において、蛍光灯の寿命末期において本体基盤から発煙、発火する可能性がある事が判明。	回収 (代替品交換)
家庭用ミシン	ブラザー工業(株) 0120-355-862 FAX 052-824-3161 9:00 ~ 17:30 (土曜日、日曜日、祝日およびブラザー販売(株)休日を除く) http://www.brother.co.jp/notice/1001sewing/index.htm	「SC 307/308、CPS 50/52/54/56/70/72、EMU 15/16/17」の内製造番号 9 桁の上 3 桁を確認してください。(詳細は下記の URL を参照してください) * ただし上記該製品においても、検査済みシールが貼られているモデルは対象外。	2002 年 8 月～ 2010 年 2 月 (製造期間)	2013/10/01 (HP)	当製品において、ミシンを頻繁に持ち運ぶなど、ハンドルに負荷が繰り返しかかった場合、ハンドルが折損し本体が落下する可能性がある。 * 対象台数に変更はないが製造番号の確認方法が変更になったため、2010 年 6 月 14 日にホームページにて掲載した社告の内容を改定して再社告	無償部品交換 (ハンドル)
ワンセグチューナー (iPhone / iPad用)	(製造) icube Corp (販売) ソフトバンク BB (株) 0800-919-0911 9:00 ~ 21:00 (土・日・祝日も受付可) icube Corp (アイキューブ) http://www.icube-japan.net/about_icube/icube_pr.htm ソフトバンク BB (株) http://www.softbankbb.co.jp/ja/news/press/2013/20131004_01/	バッテリー機能付きワンセグチューナー 製品名：TV&バッテリー 製品型番：iGB-001、iGB-001 b JANコード：4560156040009、4580152971244	2008 年 12 月 31 日～ 2013 年 8 月 8 日	2013/10/04 (HP)	当製品に起因した可能性がある発火が 2 件発生。	回収 (オンラインショップ利用券と交換)
扇風機	(株)アピックスインターナショナル 0120-19-2000 09:00 ~ 18:00 (月～日曜) 09:00 ~ 17:00 (2013/12/31 ~ 2014/1/3) http://www.apix-intl.co.jp/	製品名：タワーファン (扇風機) 型番：AFT-677R1 (WC) / (IS)	2007 年 4 月～ 2009 年 8 月	2013/12/06 (HP)	当製品において、電源コードの断線による発火・火災事故が発生。	無償製品交換
電気ストーブ	(株)ピーナッツ・クラブ (販売) (株)ヨシナ (輸入) 06-6789-0877 09:00 ~ 17:00 (土・日・祝を除く月～金曜日) http://www.peanuts-club.co.jp/content/item-info.html#pfh	Smart-StyLE パワフルヒーター 型番：NSB-C56 商品コード：KK-00131	2013 年 10 月 25 日～ 2013 年 12 月 25 日	2013/12/10 (HP)	当製品の一部において、ヒーターの熱により本体プラスチックが変形及び溶解し、発煙、発火に至る可能性があることが判明。	回収 (無償修理)
照明器具	イケア・ジャパン(株) 0120-151-870 09:30 ~ 18:00 (祝・祭日を除く) http://www.ikea.com/jp/ja/about_ikea/newsitem/attention20131212_SMILA	SMILA/ スミラ ウォールランプ 1) SMILA/ スミラ バッグェウォールランプ グリーン JP 2) SMILA/ スミラ プロマウォールランプ ライトピンク JP 3) SMILA/ スミラ プロマウォールランプ ホワイト JP 4) SMILA/ スミラ イェルタ Nウォールランプ JP 5) SMILA/ スミラ モーネウォールランプ 31 × 22 イエロー JP 6) SMILA/ スミラ ショーヘストウォールランプ オレンジ JP 7) SMILA/ スミラ スネッカウォールランプ ライトブルー JP 8) SMILA/ スミラ シェールナウォールランプ 28 ブルー JP	1)、2) 2006 年 4 月～ 2013 年 5 月 3) 2006 年 4 月～ 2011 年 2 月 4) 2012 年 2 月～ 2013 年 5 月 5) 2012 年 2 月～ 2013 年 5 月 6) 2006 年 6 月～ 2009 年 2 月 7) 2006 年 8 月～ 2009 年 2 月 8) 2012 年 2 月～ 2013 年 5 月	2013/12/12 (HP)	当製品において、海外で幼児がウォールランプのコードに絡まる重大事故が発生したため。	無償提供 (コード固定キット)

【家庭用電気製品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
空気清浄機	㈱アントレックス 0120-813-321 09:30～12:00、13:00～17:00（土日祝休み） http://www.entrex.co.jp/news/2013/12/25/viktor%20%E4%BF%AE%E7%90%86%E5%AE%9F%E6%96%BD%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E8%A9%AB%E3%81%B3%E3%81%A8%E3%81%8A%E9%A1%98%E3%81%8420131224.pdf	VIKTOR エアコンディショナー 2257 VIKTOR エアコンディショナー WH 2258 VIKTOR エアコンディショナー BK	2009 年 12 月～（販売）	2013/12/24（HP）	当製品において、フィルターのお手入れ時の水分の残存、また埃の堆積により、集塵板ユニット内部で放電を起こし、場合によっては製品外殻部品に、焦げ、発煙を伴う恐れがあることが判明。	回収（修理）
オーブントースター	イオン(株) 0120-301-580 10:00～17:00（日曜を除く） http://www.aeon.info/news/important/pdf/140110R_4.pdf	トップバリュ 温度調節機能付きオーブントースター 品番：ABM-TV101-W（白色） JAN：4902121769834 品番：ABM-TV101-R（赤色） JAN：4902121769841	2013 年 8 月～2014 年 1 月	2014/01/10（HP）	当製品の一部商品におきまして、使用中にガラス扉が破損する恐れのあることが判明。	回収（代金返金）
オーブントースター	㈱山善 0120-680-286 09:00～17:30（土・日・祝を除く） http://www.yamazen.co.jp/japanese/csr/quality03/important/list/node_10077	YAMAZEN オーブントースター 型番：BTM-E1000（R） BM-Y100（WR）	2013 年 2 月～2014 年 1 月	2014/01/22（HP）	当製品の一部において、使用中にガラス扉が破損する事故が発生。	回収（購入代金返金）
液晶テレビ	日立コンシューマエレクトロニクス(株) 0120-0628-00 09:00～19:00（2014 年 2 月 28 日まで毎日） 09:00～17:00（2014 年 3 月 1 日以降、土・日・祝日および年末年始、夏季休暇等の弊社休日を除く） http://av.hitachi.co.jp/link/tv-ut.html	販売型式（モニター表示型式（前面左下に表示）） UT32-HV700B（UT32-MH700JB） UT32-HV700W（UT32-MH700JW） UT32-HV700A（UT32-MH700JA） UT32-HV700R（UT32-MH700JR） UT32-WP770B（UT32-MW770JB） UT32-WP770W（UT32-MW770JW） UT37-XV700（UT37-MX700J） UT37-XP770B（UT37-MX770JB） UT37-XP770W（UT37-MX770JW） UT42-XV700（UT42-MX700J） UT42-XP770B（UT42-MX770JB） UT42-XP770W（UT42-MX770JW） UT47-XV700（UT47-MX700J） UT47-XP770B（UT47-MX770JB） UT47-XP770W（UT47-MX770JW）	2007 年 12 月～2010 年 9 月	2014/01/22（HP）	弊社製品の液晶テレビにおいて、付属の ACアダプターの DCプラグ部に不具合があり発熱・発煙を伴って故障する場合があることが判明。	ACアダプターを改善品に無料交換させていただきます。
テレビ用デジタルチューナー	日立コンシューマエレクトロニクス(株) 0120-0628-00 09:00～19:00（2014 年 2 月 28 日まで毎日） 09:00～17:00（2014 年 3 月 1 日以降、土・日・祝日および年末年始、夏季休暇等の弊社休日を除く） http://av.hitachi.co.jp/link/tv-ut.html	型式：IV-R 1000	2007 年 12 月～2010 年 9 月	2014/01/22（HP）	弊社製品のテレビ用デジタルチューナーの一部において、付属の ACアダプターの DCプラグ部に不具合があり発熱・発煙を伴って故障する場合があることが判明。	ACアダプターを改善品に無料交換させていただきます。
充電式カイロ	㈱アイデアインターナショナル 10:00～17:00（祝・祭日を除く） http://idea-in.com/index.php?pg=news_detail&am=850	BRUNO 3way ハンディウォーマー BDE014-CLAU（4760134） BDE014-TATU（4760135） BDE014-LUCK（4760136） BDE014-LESL（4760137）	2013 年 9 月～2014 年 1 月	2014/01/24（HP）	当製品において、本体内部のリチウム電池の不具合に起因したと思われる発火事故が 1 件発生。	回収（製品代金返金）
加湿器	アイリスオーヤマ(株) 0120-821-109 09:00～17:00（平日） 09:00～12:00/13:00～17:00（土・日・祝日） ＊年末年始休暇・夏季休業期間・会社都合による休日は除きます。 http://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/humidifier_140127.html	強力ハイブリッド加湿器シリーズ KHH-800Z-S、KHH-800-A 製造年：2012 年 PHA-750Z-S、PHA-750-H、PHA-1000Z-S、PHA-1000-H、 製造年：2013 年	2012 年 9 月 24 日～2013 年 12 月 31 日	2014/01/27（HP）	当製品において、製品基板で稀にトラッキング（漏電）現象が発生し、最悪の場合発火に至る可能性があることが判明。	回収（返金もしくは代替製品交換）

【家庭用電気製品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
縦型洗濯乾燥機	東芝ホームアプライアンス㈱（製造・販売） ㈱良品計画（販売） 東芝洗濯乾燥機 0120-056-035 http://www.toshiba.co.jp/tha/info/140204.htm 無印良品 0120-365-035 http://ryohin-keikaku.jp/news/2014.0204.html 2014年2月28日まで 午前9時～午後8時（毎日）、2014年3月1日以降 午前9時～午後6時（土・日・祝日を除く）	1) 東芝洗濯乾燥機 AW-70VB、AW-70VBE2、AW-80VB、AW-80VBE2、AW-70VC、AW-75VCE3、AW-80VC、AW-70VE、AW-E470V、AW-E480V、AW-GN80VE、AW-80VE、AW-70VF、AW-GN80VF、AW-80VF、AW-70VG、AW-GN80VG、AW-80VG、AW-70VJ、AW-70VJE7、AW-80VJE7、AW-GN80VJ、AW-80VJ、AW-70VK、AW-70VKE8、AW-GH70VK、AW-80VKE8、AW-80VK、AW-GH80VK 2) 無印良品洗濯乾燥機（東芝ホームアプライアンス㈱が生産し、㈱良品計画が販売したもの） 機種名：M-AW80A	1) 2005年7月～ 2011年11月（製造期間） 2) 2010年1月～ 2011年4月（製造期間）	2014/02/04 (HP)	当製品において、ご使用いただく中で、本体内部の配線が断線し、運転中に発煙・発火に至る可能性があることが判明しました。	無償点検（修理）
ワンセグチューナー（iPhone/iPad用）	（製造）icube Corp （販売）ソフトバンクBB ㈱ 0800-919-0911 9:00～21:00（土・日・祝日も受付可） icube Corp http://www.icube-japan.net/about_icube/important.htm ソフトバンクBB http://www.softbankbb.co.jp/ja/news/press/2013/20131004.01/	ワンセグチューナー（iPhone/iPad用）	2008年12月31日～ 2013年8月8日	2014/02/06 (HP)	当製品に起因した可能性がある発火が2件発生。事業者告知履歴 一回目：掲載日：2013年10月4日/場所：事業者HP	回収（オンラインショップ利用券進呈）
電動工具	コーナン商事㈱ 0120-04-1910 月曜日～金曜日 09:00～18:00（土・日・祝、定休日を除く） http://www.hc-kohnan.com/important/images/2014.02.12_highspeedsetudanki.pdf	PROACTハイスピード切断機 180mm PALW-482 JANコード：4522831155286	2013年1月22日～ 2013年10月28日	2014/02/12 (HP)	当製品において、製造事業者が設計使用外の電源コードプラグを使用しており、電気用品安全法で定める技術基準への不適合が判明致しました。	回収（代金返金）
電気ストーブ	㈱ダイエー 0120-259-222 10:00～17:00（土・日曜日を除く）（※2014年5月31日（土）迄、土・日曜日受付可） http://www.daiei.co.jp/corporate/index.php/release/lists/detail/997	コルティナ 電気ストーブ DES-902（カラー：イエロー・グリーン・ホワイト） 販売店舗：ダイエー、グルメシティ、マルエツ、今治デパート、高知スーパーマーケット、㈱東武、ベルシャイン、ヤササキパリオ等 合計 384 店舗 ※対象店舗は、URLより、ご確認ください。	2002年10月5日～ 2002年11月9日	2014/02/20 (HP)	当製品において、製造時の部品加工不良が原因で、発火に至る恐れがあることが判明。	回収（代金返金）
スチーム式加湿器	㈱アントレックス 0120-813-321 10:00～18:00（土日祝日を除く） http://www.entrex.co.jp/news/%E2%96%A0%E3%82%B9%E3%83%81%E3%83%BC%E3%83%A0%E5%BC%8F%E5%8A%A0%E6%B9%BF%E5%99%A8%28%E3%83%95%E3%83%AC%E3%83%83%E3%83%89%29%E8%A3%BD%E5%93%81%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B%E3%81%A8%E3%81%94%E6%B3%A8%E6%84%8F%202014%2002%2024.pdf	スチーム式加湿器 FredⅢ # 2385 Fred スチーム Ⅲ WH # 2386 Fred スチーム Ⅲ BK # 2387 Fred スチーム Ⅲ ハニカムYE # 2388 Fred スチーム Ⅲ アズーロBL # 2389 Fred スチーム Ⅲ シルバー	2011年10月25日～ 2013年3月18日（販売）	2014/02/24 (HP)	当製品において、湯釜ヒータの取り付け部分からの水漏れにより、使用部品が濡れ、トラッキング現象を起こす危険があることが発覚しました。 * 現在、使用中のスチーム式加湿器「フレッド」本体裏側部分より水漏れなどがあつた場合、使用を控えて、下記の「問い合わせ先」に連絡してください。	注意喚起
プリメインアンプ	アキュフェーズ㈱ 0120-602-920 09:00～17:00（土曜日、日曜日、祝日及び弊社の休業日を除く） https://www.accuphase.co.jp/inform.html	プリメインアンプ「E-460」 ・シリアルNo.11Y601～660（アイ・イチ・ワイ）は、点検が必要です。 対象製品の確認方法 対象製品は保証書、梱包用箱、製品「E-460」リアパネルのシリアルNo.プレートを確認して下さい。	2011年9月2日～ 2011年9月13日（製造）	2014/03/05 (HP)	当製品において、特定のシリアルNo.（製造番号）でコンデンサの液漏れにより、ノイズが発生する可能性の有る事が判明。	無償点検

【家庭用電気製品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ファンヒーター	ダイソン(株) 0120-210-905 09:00～17:30（土、日、 祝日を含む） http://www.dyson.co.jp/Support/CustomerNotice.aspx#DysonHotCoolAM04AM05 リコール専用サイト： https://www.dysonrecall.com/ja-JP/Info	ダイソン Hot+Cool （ホット アンド クール） AM 04 ダイソン Hot+Cool （ホット アンド クール） AM 05	2011 年 10 月 ～（販売）	2014/03/17 （HP）	全世界展開対象製品、本体 内で小さな発火が生じた事 象が少数件発生。 * 予防措置として、対象製 品のご使用を中止し、電源 プラグをコンセントから抜い てください。	回収（無償修 理）
ノートPC用 バッテリー	レノボ・ジャパン(株) 0120-988-819 月～日 9:00-18:00 レノボ月次指定休業日 * および 12/30～1/3 を除 く * 毎月の休業日は以下 の WEB サイトにてご案内 いたします。 http://www.lenovo.com/jp/lsmartctr/ WEBサイト： http://support.lenovo.com/ja_JP/detail.page?DocID=HF004122	ThinkPadシリーズ T 410、T 420、T 510、W 510、X 100 e、 X 120 e、X 200、X 201、X 201 s、 Edge 11、Edge 13、Edge 14 オプション製品：43 R 9255、51 J 0500、57 Y 4186、57 Y 4564、57 Y 4565、57 Y 4625、57 Y 4559、43 R 9254、0 A 36277 対象バッテリー部品番号（ASM P / N）：42 T 4695、42 T 4711、42 T 4798、42 T 4804、42 T 4812、42 T 4822、42 T 4828、42 T 4834、42 T 4840、42 T 4890 尚、掲示されている製品名・型式に 該当する製品の内一部が対象	2010 年 10 月 ～ 2011 年 4 月 （販売）	2014/03/28 （HP）	バッテリーパックが過熱し、 発火のおそれがあるため。	回収（無償 交換（バッ テリー）） * 保証状 況にかかわ らず交換用 バッテリー を無償で提 供していま す。

【台所・食卓用品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
鍋つかみ	㈱まるき 0721-54-1822 09:00～17:00（土・日・ 祝日・年末年始・夏期 休暇を除く） http://www.maruki-youji.co.jp/information.php	フェルト製ミトン 森シリーズ： パンダ柄：4984343-600416 トリ柄：4984343-600423 イヌ柄：4984343-600430 ウサギ柄：4984343-600447 4 色アソート：4984343-453159	2007 年 9 月 20 日～ 2009 年 3 月 31 日	2013/04/08 （HP）	当製品において、加熱直後 の土鍋を持つ際などに使用 した場合、フェルトが溶けて 火傷する、おそれのあること が判明。	回収 （返金）
ステンレス エアーポッ ト	サーモス(株) 0120-356-304 0256-92-6646 9:00～12:00、13:00～ 17:00（土・日曜・祝日・ 弊社休業日を除く） http://www.thermos.jp/announcement/2013.04.26.html	サーモス ステンレスエアーポット 品番：TAE-2500、TAE-2501、TA E-3000、TAE-3001、TAG-2500、 TAG-3000（品番は製品底面に貼り 付けてある「製造ロットシール」で確 認できます。） 容量：2.5 リットル あるいは 3.0 リッ トル 色名：ステンレスブラック（SBK）、 クリアステンレス（CS）、モダンゴー ルド（MOG）	2005 年 2 月～ 2009 年 3 月	2013/04/26 （HP）	当製品において、樹脂部品 取り付けに不具合があり、 本体を持ち運んだ際に樹脂 部品が本体からはずれて、 内容物がこぼれ出る可能性 があり、場合によってはや けどに至るおそれがあること が判明。 * 事故を未然に防ぐために、 当製品を使用されている方 は使用を中止してください。	回収 （改良済み 最新機種と 無償交換）
ガラス瓶	青い森鉄道(株) 017-752-0330 09:00～17:30（土日祝 日を除く） http://aomorirailway.com/cgi-local/news.cgi?f1=1372662805&f2=staff&ctg=1	ブランド名：A-mono 商品：諏訪ノ平ガスグレーブ （内容量 198 ml）	2012 年 10 月 14 日～	2013/05/13 （HP）	当商品において、瓶が破裂 する事象が発生。 * 気温が上昇すると何らか の変化で内圧が上昇し、保 管している瓶が破裂する可 能性もあります。	回収 （未使用の 物のみ返 金）
ステンレス マグボトル	東亜金属(株) 0120-777-981 09:00～17:00（平日） http://www.toa-corp.com/kigyuu/fuguai.html	アウトドア・プロダクツ 314-014 ステンレスマグボトル 300 ml（ドット柄 ブルー&グリーン） 314-015 ステンレスマグボトル 300 ml（ドット柄 ネイビー&ピンク） 314-016 ステンレスマグボトル 300 ml（ドット柄 カラフル） 314-019 ステンレスマグボトル 300 ml（アニマルファンシー ブルー） 314-020 ステンレスマグボトル 300 ml（アニマルファンシー レッド） 314-021 ステンレスマグボトル 300 ml（ボーダー） 314-023 ステンレスマグボトル 300 ml（動物迷彩 ピンク）	2012 年 2 月～ 2013 年 2 月	2013/05/31 （HP）	当製品において、蓋に不具 合がある場合、蓋を閉める 際に空回りしたり、うまく締 まらずに蓋が外れる可能性 があることが判明。 * 当製品をお持ちの方は、 直ちに使用を中止し、下記 カスタマーサポートまで連絡 してください。	回収 （代替品交 換）

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
カップ	イケア・ジャパン(株) 0120-151-870 09:30 ~ 18:00 http://www.ikea.com/jp/ja/about_ikea/newsitem/recall_201306_LYDA	LYDA/ リーダ ジャンボカップ 59 CL バラ AP JP (502-033-78)	2012 年 8 月 ~ 2013 年 5 月	2013/06/06 (HP)	当製品において、カップに熱い飲み物を入れると、カップが突然割れ、ヤケドを負うおそれがあることが判明。 * 当製品を所有されている方は、ただちに使用を中止し、最寄りのイケアストアまで持ってってください。	商品代金 払い戻し
包丁・まな 板スタンド	(製造) パール金属(株) (販売) イズミヤ(株) (販売) ユニー(株) パール金属(株) (イズミヤ / ユニー共通窓口) 0120-922-932 09:00 ~ 17:00 (土・日・ 祝日を除く) イズミヤ(株) http:// www.izumiya.co.jp/etc/ etcinfo/post_145.php ユニー(株) http://www.uny.co.jp/ upload/pdf/news_ customer_7.pdf	StyleONE ステンレス包丁・まな板 スタンド JANコード : 4976790545464	2013 年 2 月 21 日 ~ 2013 年 6 月 10 日	2013/06/14 (HP)	当製品において、メッシュ部 とフレーム部の溶接不良の 商品が混入している可能性 があることが判明。	回収 (返金)
カレー皿	(製造) 昭和製陶(株) (販売) (株)ダスキン 昭和製陶(株) 0120-592-199 09:00 ~ 12:00/13:00 ~ 17:00 (土・日・祝日・ 年末年始を除く) (株)ダスキン 0120-112-020 09:00 ~ 20:00 (平日) 09:00 ~ 17:00 (土・日・ 祝日・年末年始) http://www.duskin.co.jp/ whatsnew/2013/0822_01. htm	ミスタードーナツ「ボン・デ・ライオ ン カレー皿」 絵柄: ボン・デ・ライオン/フレンチ ウーラー	2013 年 7 月 29 日 ~ 2013 年 8 月 21 日	2013/08/22 (HP)	当製品において、一部商品 にバリ (突起物) があること が判明。	バリがある 商品のみ 回収 (交換)
炭酸飲料用 瓶	ポッカサッポロフード&ビ ナレッジ(株) 0120-706-007 09:00 ~ 17:00 (土・日・ 祝日を除く) (11 月 2 日 (土) ~ 11 月 4 日 (月・ 祝) は午前 9 時 ~ 午後 5 時まで受付) http://www. pokkasapporo-fb.jp/em/ info_131030.html	炭酸飲料「ビタエネC (240 ml・ビ ン入り)」 * 賞味期限: 2014 年 9 月 10 日: 賞 味期限はキャップ天面に印字してあり ます。	2013 年 9 月 ~ 2013 年 10 月	2013/10/30 (HP)	当製品の一部製品におきま して、ビンの成型不良により 開栓時に飲み口部外側のね じ山 (スクリュー) が一部欠 ける場合があることが判明。	回収 (返金)
マグカップ (景品)	(株) ローソン 0120-482-261 09:00 ~ 20:00 (土・日・ 祝日も受け付けています) http://www.lawson. co.jp/emergency/detail/ detail_84331.html	リラクマティーマグ * 引渡し期間: 2013 年 9 月 3 日 ~ 2013 年 11 月 25 日	2013 年 9 月 3 日 ~ 2013 年 11 月 18 日 (販促期間)	2013/12/02 (HP)	当製品において、熱湯を注 ぐ等が原因で劣化し破損す る恐れがあることが判明。	注意喚起 (希望者には代替品と 交換)
マグカップ	三郷陶器(株) (製造) (株)ユー・エス・ジェイ (販売) 06-6465-3556 09:30 ~ 17:30 http://www.usj. co.jp/20131203/	マグカップ「マグ SNK13」 商品特徴: 陶器製マグカップ、赤 色の本体に白色水玉模様、正面にス ヌービーのイラスト。	2013 年 5 月 19 日 ~ 11 月 25 日	2013/12/03 (HP)	当製品に熱湯を入れると底 が抜ける事例が 1 件、ヒビ から飲み物が漏れる事例が 2 件寄せられました。	回収 (代金返 金)
ガラス製 コップ	日本マクドナルド(株) 0120-010-916 09:00 ~ 17:00 (含む土 日祝) http://www.mcdonalds. co.jp/news/131122.html	キャンペーン用景品: 2012 年度オリ ンピック応援コークグラス (2013 年のキャンペーン (6 月 26 日 から 8 月まで) グラスは対象外) 対象色: グリーン、ピンク、グレイ (ディープブルー、グリーンブルー、 パープルの 3 色は対象外)	2012 年 6 月 19 日 ~ 2012 年 7 月 18 日 (キャンペーン 期間)	2013/12/03 (HP)	当製品の一部において、グ ラスの内側やふちに小さな 突起のある製造不良が確 認。* 該当のグラスで内側 やふちに小さな突起のある ものは使用をやめて、下 記の問い合わせ先まで連絡し てください。*2012 年 8 月 8 日に事業者ホームページに 掲載した告知の追加情報	注意喚起

【台所・食卓用品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
マグカップ (景品)	(配布)UCC 上島珈琲(株) (製造) (株)サンワ 0120-050-183 10:00 ~ 17:00 (土日祝を除く) http://www.ucc.co.jp/company/news/mug2013/	店頭配布用景品「UCC オリジナル マグカップ」 (白色の本体にピンク又は茶色のイラスト)	2013 年 4 月 ~ (販売促進期間)	2013/12/19 (HP)	当製品において、熱湯を注いだ時に破損する恐れがあることが判明。	

【燃焼器具】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
石油ストーブ	(有)グローバルトラスト(輸入) コーナン商事(株)(販売) 0120-04-1910 月曜日～金曜日 09:00 ～ 18:00 (土日・祝を除く) http://www.hc-kohnan.com/pdf/kinkoku_sekiyustove_2013.04.8.pdf	ブランド名：アルパカ 型番：TSG-1 (S) 2010 年製	2011 年 12 月 ~ 2013 年 3 月	2013/04/08 (HP)	当製品において、対震自動消火装置が作動しない場合があることが判明。 * 当製品を使用されている方は、商品番を確認上、使用を直ちに中止し、最寄りのコーナン店舗に持っていくか、下記のフリーダイヤルへ連絡してください。 * (有)グローバルトラストが平成 23 年 11 月に輸入・販売した石油ストーブアルパカ：(AlpacaTSG-1 (S)) について、消費生活用製品安全法に基づく技術基準に適合していないことが確認され、同社の技術基準適合義務違反が判明しました。	回収
ガスふろ給湯器	(製造) (株)ハウステック (販売) 大阪ガス(株)、東京ガス(株)、(株)ノーリツ、モリタ工業(株) (株)ハウステック 0120-80-1761 9:00 ~ 17:30 (但し 12:10 ~ 13:00 の間は除く) http://www.housetec.co.jp/2013/07/wf-s1601.html 大阪ガス(株) 0120-0-94817 平日 (月～土) : 9:00 ~ 19:00、休日・祝日 : 9:00 ~ 17:00 http://www.osakagas.co.jp/company/press/pr_2013/1204483_7831.html 東京ガス(株) 0120-355-426 9:00 ~ 19:00 (土日祝含む) 7 月 21 日 (日) まで 9:00 ~ 17:00 (土日祝、年末年始除く) 7 月 22 日 (月) 以降 http://www.tokyo-gas.co.jp/important/20130710-01.html (株)ノーリツ 0120-244-026 平日 9:00 ~ 17:30 ※土日祝日、夏期休暇、年末年始は休業 http://www.noritz.co.jp/info/30.html モリタ工業 (株) 0120-470-797 平日 9:00 ~ 17:30 (但し 12:10 ~ 13:00 の間は除く) http://moritakk.co.jp/documents/ProductsInfo_20130710.pdf	外壁貫通設置型ふろ給湯器 1) (株) ハウステック WF-S 1601 シリーズ WF-S 1601 AT WF-S 1601 AT-C WF-S 1601 AT-KJ WF-S 1601 AT-C-KJ WF-S 1601 AT-D 2) 大阪ガス(株) 131-K 970/131-K 971 131-K 972/131-K 959 3) 東京ガス(株) HK-S 816 RFWHB-RA HK-S 816 RFWHBRAK 4) (株)ノーリツ ガスふろ給湯器 (バスイング) GTS-C 165 A GTS-C 165 AC GTS-C 165 AD 5) モリタ工業 (株) ML-C 1601 Hシリーズ ML-C 1601 HS ML-C 1601 HC ML-C 1601 HL	1) 2012 年 10 月 ~ 2013 年 6 月 2)、3)、4)、5) 2013 年 3 月 ~ 2013 年 6 月	2013/07/10 (HP)	当製品において、機器内部の電装基板にある回路部品の制御プログラムに誤りがあり、大きな運転音とともに、設定温度よりも高い温水が出ることで、やけどをする恐れのあることが判明。	無償点検 (部品交換 : 電装基板)

【燃焼器具（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
豆炭あんか	シナネン(株) 0120-518-276 09:30～17:00(土・日・ 祝日を除く月～金曜日) http://www.sinanen.com/info/pdf/130801.pdf	品川あんか JANコード：4981973580262 (OEM供給先) (株)ミツウロコ ミツウロコ豆炭アンカ JANコード：4936966001033 (株)十全商会 十全あんか JANコード：4931209000088 *止め金部分に「12」の刻印がされたもの。	2012年4月～ 2013年3月	2013/08/01 (HP)	当製品の一部分において、金具のリベット止めの不具合により金具がはずれるおそれがある事が判明。	無料交換 (代替品)
ガスランタン用マントル	パール金属(株) 0120-992-342 09:00～12:00/13:00～ 17:00(土曜・日曜・祝 日と弊社特定休日を除く) http://www.captainstag.net/img/130911.pdf	CAPTAIN STAG 製品：ガスランタン用マントル 型式：M-7909/マントル〈L〉3 枚組、M-7910/マントル〈M〉3枚 組、M-7911/マントル〈S〉3枚組、 M-7906/ガスランタン〈L〉に付属 のマントル、M-7907/ガスランタン 〈M〉に付属のマントル、M-6322/ク リア ガスランタン〈S〉に付属のマ ントル	2011年7月～ 2013年8月	2013/09/11 (HP)	当製品において、ヒモ部分に法令で規制されている「アスベスト(クリソタイル(白石綿))」が混入していることが判明。	回収 (無償交換：マントルのみ)
ガスコード	(販売)大阪ガス(株) (製造)住友ゴム工業(株) 09:00～19:00(月～土) 09:00～17:00(日祝日) 大阪ガス http://www.osakagas.co.jp/company/press/pr_2014/1207256_10899.html 住友ゴム工業 http://www.srigroup.co.jp/important/cord.html	大阪ガスブランド「ガスコード」 都市ガス用 5m 型式 1-180-0050 JANコード：4985206006413	2013年2月 (製造期間)	2014/01/24 (HP)	当製品の一部分(199本)において、製造工程のミスにより、ガス栓継手部分からガスが微量に漏れる可能性があることが判明。	回収 (無償交換)

【家具・住宅用品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
椅子	(株)ジョイフルエーケー 屯田店 011-775-7777 大曲店 011-370-5555 帯広店 0155-28-3333 09:00～20:00 http://www.jak.co.jp/info/information46.html	メッシュチェア 品番：0053B-MSB ブラック JANコード：4930886113821	2013年3月1日～ 2013年5月5日	2013/05/09 (HP)	当製品において、商品の強度不足による破損事例が発生。	回収 (代金払戻し、または同等商品と交換)
モップ絞り器	(株)テラモト 06-6541-3333 09:00～17:50 (土・日・祝日を除く月～金曜日) http://www.teramoto.co.jp/kaishu.html	エールスクイザーB型 品番：CE-440-100-0 JANコード：4904771391106 エールスクイザーC型 品番：CE-440-000-0 JANコード：4904771199603	1993年2月～ 2013年5月	2013/06/18 (HP)	当製品において、使用中に付属のパネが破損し、金属片の一部が飛んで負傷するという事故が発生。	回収 (代替製品)
クローゼットハンガー	(株)ニッセン 0120-919-132 09:00～21:00(平日) 09:00～17:00(土日祝日) http://www.nissen.co.jp/oshirase/oshirase_120615.htm	クローゼットハンガー(引き戸) 1389-7231-111・112・113・114(白) 1389-7231-211・212・213・124(グレー) 1415-4651-111・112・113・114(ナチュラル) 1450-9201-111・112(ダークブラウン)	2010年1月7日～ 2012年9月10日	2013/06/21 (HP)	当製品において、設置場所などの影響により、天板と扉の隙間が大きくなり扉がレーールの溝部分より外れるおそれがある。 *2012年6月15日にホームページ上に「使用上の注意と定期点検のお願い」掲載 2012年6月上旬頃に「商品に関する注意事項と定期点検のお願い」を商品同梱もしくは別送書面送付	無償提供 (補強部材)
アルミ製踏み台	コーナン商事(株) 0120-04-1910(固定電話専用) 月曜日～金曜日 09:00～18:00(土・日・祝を除く) http://www.hc-kohnan.com/important/images/2013.07.08_arumifumidai.pdf	アルミスリム踏み台 2段 JANコード：4522831517138 アルミスリム踏み台 3段 JANコード：4522831517145	2007年6月18日～ 2013年1月22日	2013/07/08 (HP)	当製品において、樹脂製ヒンジ(ビク色)に亀裂が生じるおそれのあることが点検の結果、判明。	回収 (代替品と交換：2013年8月中旬より開始)

【家具・住宅用品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
子ども用 ベッド	イケア・ジャパン(株) 0120-151-870 09:30 ~ 18:00 http://www.ikea.com/jp/ja/about_ikea/newsitem/attention20130816_KRITTER-SNIGLAR	20167541 KRITTER/ クリッテル ベッドフレーム&ガードレール 70 × 160 cm パイン AP CN 日付スタンプ（製造年と週を4桁の数字で表したもの）が1114から1322のもの 70167671 SNIGLAR/ スニーグラル 70 × 160 cm ビーチ AP CN 日付スタンプが1114から1318のもの 日付スタンプはヘッドボードまたはベッド裏面に表示されています。 *上記以外の製造年週以外の商品については対象商品ではありません。	2009年10月～ 2013年5月	2013/08/16 (HP)	当製品において、ガードレールとベッドフレームをつなぐフィッティングが破損したとの報告が世界で7件イケアに寄せられました。なお、これまで破損したフィッティングによるケガの報告はありませんが、フィッティングが破損したまま使用すると、尖った先端でケガをするおそれがあります。	無償配布 (修理用 キット)
椅子	(株)コメリ 0120-371-134 09:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 (月～金) http://www.komeri.bit.or.jp/company/important/2013_08_17.html	木製チェア：パレンシア ハードウッド アームチェア	2013年3月1日～ 2013年8月2日	2013/08/17 (HP)	当製品において、使用時に破損の恐れがあることが判明。	製品交換または返金
刈払機	(株)丸山製作所 0120-912-907 09:00 ~ 17:00 (祝日を 除く月～金曜日) http://www.maruyama.co.jp/news/20130925.pdf	BIG-M刈払機 BC 200: JANコード 4941735108103, BC 200 S :4941735107908, BK 200: 4941735108011, AD 200 A-T :49417 35107977, AD 200 AL-T :494173510 7984, A C200, S :4941735107946, KY 200:4941735108110, BC 200 SN :494 1735108165, BC 232:4941735107878, BC 232 S :4941735107892, BC 232 M :4941735107885, A C232, S :494173 5107953, A C232 SL :4941735107960, SV 232:4941735108134, KY 232:4941 735108127, AD 230K S-T :49417351 08028, KC232 M :4941735108158, BC 232 SN :4941735108172, BC 232 SN L :4941735108219, BC 2000:4941735 107830, KC 2000:4941735107854	2013年1月～ 2013年8月	2013/09/25 (HP)	当製品において、エンジン停止後、一定の姿勢で保持した場合に限り（下記イラスト参照）、マフラーからの熱の影響で燃料タンクが変形し、最悪の場合、穴があき燃料が漏れることが判明。	無償部品 交換
ポータブル トイレ	積水ライフテック(株)(製造) 積水化学工業(株) 0120-011-578 FAX : 03-5521-0506 09:00 ~ 17:30 (土曜日、日曜日、祝 日と弊社特定休日を除く) http://www.sekisui.co.jp/notice/1238007_1969.html	1) ポータブルトイレ座楽背もたれ型 SP : SPTSP / SPTSPS / APTS P / SPTSPMB 2) ポータブルトイレ座楽背もたれ型 : SPTSD、ポータブルトイレ座楽背 もたれ型SB : SPTSB、ポータブル トイレ座楽背もたれ型HD : SPTH D *「折りたたみフタの裏面に「SEKISUI」と表記あり（SPTSPS除く）」	1) 2000年11月1日～ 2002年6月30日頃 2) 1996年11月1日～ 2002年3月頃頃	2013/10/28 (HP)	当製品において、転倒などの際にひじ掛けと背もたれのすき間に体の一部を挟むおそれがある。	無償交換 (2013年12月初旬より すき間の無い他 社製品)
刈払機	日立工機(株) 0120-95-0343 09:00 ~ 17:00 (土・日・ 祝日及び社休日を除く) http://www.hitachi-koki.co.jp/information/131205_info/info_131205.html タナカブランド専用コール センター 0120-77-5971 09:00 ~ 17:00 (土・日・ 祝日及び社休日を除く) http://www.nikko-tanaka-eng.co.jp/information/131205_info/info_131205.html	エンジン刈払機 1 日立ブランド CG22EASP, CG22EASP (S) CG22EASP (A), CG22EASP (AS) FCG22EASP, FCG22EASP (S) CG24EASP (S), CG24EASP (SL) CG24EASP (AS), CG24EASP (ASL) FCG24EASP (S), FCG24EASP (SL) タナカブランド TCG22EASP, TCG22EASP (F) TCG22EASP (L), TCG22EASP (S) TCG22EASP (S) AA, TCG22EASP (VW), PCG22EASP, PCG22EASP (F) PCG22EASP (S), PCG22EASP (S) AA, TCG24EASP (S), TCG24EASP (S) AA, TCG24EASP (SL), TCG24EASP (SVV), TCG 24EASP (SVW), PCG24EASP, PCG24EASP (S), PCG24EASP (SF) 2 日立ブランド CG27EASP (S), CG27EASP (AS) FCG27EASP (S), FCG27EASP (SL) タナカブランド TCG27EASP (S), TCG27EASP (S) AA, TCG27EASP (SVV), TCG27EASP (SVW), PCG27EASP (S), PCG27EASP (S) AA 3 日立ブランド CG25EUS, CG25EUS (A) 4 タナカブランド TCG22EAS (SP) 5 タナカブランド TCH22EPAP (S)	1. 2011年1月～ 2. 2011年2月～ 3. 2010年12月～ 4. 2010年2月～ 5. 2013年8月～	2013/12/05 (HP)	マフラーカバー一部が高温になり、触れた場合火傷をする可能性があることが判明。	部品の無料交換

【家具・住宅用品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
子ども用 ベッド	イケア・ジャパン(株) 0120-151-870 09:30～18:00 http://www.ikea.com/jp/ja/about_ikea/newsitem/attention20130816_KRITTER-SNIGLAR	20167541 KRITTER /クリッテル ベッドフレーム&ガードレール 70 × 160 cm バイン AP CN 日付スタンプ: 1114 ～ 1322 70167671 SNIGLAR /スニーグル ベッドフレーム&ガードレール 70 × 160 cm ビーチ AP CN 日付スタンプ: 1114 ～ 1318/ 1049 ～ 1113(2014年1月30日追加) * 日付スタンプ(製造年と週を4桁 の数字で表したもの)はヘッドボード またはベッド裏面に表示されています。	2010年12月 ～ 2013年5月	2014/01/30 (HP)	当製品において、ガードレールとベッドフレームをつなぐ金属チューブが破損したとの報告が8件イケアに寄せられています。チューブが破損したままベッドを使用すると、尖った縁でケガをするおそれがあります。破損した金属チューブによるケガはこれまでに1件報告があり、これは軽度の擦り傷でした。	無償配布 (修理用 キット)
子供用 ベッドキャ ノピー	イケア・ジャパン(株) 0120-151-870 09:30～18:00(祝・祭 日を除く) http://www.ikea.com/jp/ja/about_ikea/newsitem/recall_20140321_bedcanopy	MINNEN ミンネン ベッドキャノピー セット: 90087758 BARNSLIG BOLL バーンスリグ ポール: 20107830 MINNEN BRODYR ミンネン プロ ディール: 50107678 HIMMEL ヒツメル: 40175837,90137 640,70137641,10137639 FABLER ファブレール: 20130878, 00169206 TISSLA ティッスラ: 70236716	2006年4月～ 2014年3月前 半(販売)	2014/03/21 (HP)	当製品において、ベビーベッドや子供用ベッドと合わせてご使用のベッドキャノピーがベッドの中に引き込まれた際、幼児の首に巻き付いてしまったとの報告が海外でありましたので、未然防止のため回収。	回収 (購入代金 払戻)
ミニ耕うん 機	ヤンマー(株) 0120-310-309 09:00～17:00(月曜～ 金曜(祝祭日、弊社所 定の休日を除く)) http://www.yanmar.co.jp/important/20140325.html	ヤンマー(株) バッテリーミニ耕うん機 QT 10 e 製造番号: 全数対象 藤原産業(株) セフティー 3 バッテリーミニ管理機 SCB-300 製造番号: 全数対象	2009年1月～ 2012年4月	2014/03/25 (HP)	当製品において、電池パックのケースが破損し、最悪の場合、本体カバーを破損、飛散させるおそれがあることが判明。	無償修理 及び交換対 象の電池 パックの交 換

【乗物・乗物用品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
自転車用ハ ンドルバー	(株)グラファイトデザイン サイクルスポーツ 0494-62-2101 09:00～17:00(祝日を 除く月曜から金曜日) http://cycle.gd-inc.co.jp/information/2013/04/12	CLIMBAR. LR(クラインバーLR) ロードハンドルバー サイズ: 380 mm、400 mm、420 mm 製品コード: HB 006 B-380、 HB 006 B-400、 HB 006 B-420	2013年1月11 日 ～2013年4月 5日	2013/04/12 (HP)	当製品において、不良品が混入した可能性があり、折損するおそれがあることが判明。	回収 (点検)
自転車	ビーズ(株) 06-6732-4310 情報のご提供をお願い 致します。 平日 9:00～17:00(土 日祝休、盆休、年末年 始休) http://www.doppelganger.jp/support/info3/ http://www.be-s.co.jp/user_form/ http://www.be-s.co.jp/support/mobile_form/mobile_top.html 電子メール: sp@be-s.co.jp	ブランド名: DOPPELGANGER 1) 製品名: d 2 visceral 車台番号: Y 20907926 ～ Y20908675 Y 21101081 ～ Y21101230 Y 30100001 ～ Y30100150 2) 製品名: D 17 Crosstown Ru sh 車台番号: Y 20909276 ～ Y20909675	1) 2013年2 月1日～ 2013年4月23 日 2) 2013年2 月15日～ 2013年5月28 日	2013/06/04 (HP)	当製品の一部において、ディスクブレーキローターを固定するボルトの緩み止め剤塗布量が十分でないままの状態で使用を続けると、ディスクローター部分のボルトが緩み、最悪の場合、ローターが脱落するおそれがあることが判明。	ネジ止め剤 キットの送 付 (希望者の み)
折りたたみ 自転車	(輸入) (株)エヌピーエス (販売) (有)サイクルクリ エーション 03-3738- 6187 09:00～17:00(土・日・ 祝日及び年末年始・夏 期休業日を除く) http://www.ternbicycles.com/jp/news/releases/2013/05/2012	ブランド名: Tern(ターン) 対象品: Tern2012 モデル 機種・型式: Verge X10/ Verg e X20/ Verge X30 h/ VergeS 11 i	2013年1月11 月～ 2013年4月5 日	2013/05/10 (HP)	当製品において、折りたたみヒンジ部(ちょうつがい)とフレームの溶接に不具合があり、使用を続けた場合、破断するおそれがあることが判明。 * 下記の「フレームナンバール、シリアルタグナンバー」ページで、製品の確認を行ってください。該当製品を所有されている方は、ただちに使用を止めて、購入した販売店へ連絡してください。	回収 (無償部品 交換)

【乗物・乗物用品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
折りたたみ 自転車	(輸入元) 北日本サイクル販売(株) (販売元) オートボックスセブン 0120-707-237 09:00～18:00(土・日・祭日は除く) http://www.autobacs.com/info/customer/u-bike.pdf	折りたたみ自転車 U-BIKE 機種: UB-SPT 206-6 S	2012年6月22日～ 2013年5月31日	2013/07/08 (HP)	当製品において、ヒンジ部の不具合が判明。	対象商品回収 (返金)
自転車用ブレーキ	(株)シマノ 0120-50-1622 10:00～12:00/13:00～17:00(平日) FAX: 0120-50-1633 http://cycle.shimano.co.jp/publish/content/global_cycle/ja/jp/index/customer_center/important/mecha-disc-br.html	シマノ メカニカル(ケーブル式)ディスクブレーキ モデル名: BR-CX 75 BR-R 515 BR-R 315	2012年7月～ 2013年7月	2013/08/26 (HP)	当製品において、走行中にブレーキが制御できなくなり、転倒や衝突などの重大な事故が発生するおそれがあることが判明。	無償交換 (代替品)
電動アシスト自転車	ブリヂストンサイクル(株) ヤマハ発動機(株)(OEM提供先) ブリヂストンサイクル 0120-28-9828 月曜日～金曜日 09:00～17:00(土・日・祝日及び弊社指定休日は除く) http://www.bscycle.co.jp/company/info20131007.html ヤマハ発動機販売 0120-022744 月曜日～金曜日 10:00～12:30/13:30～18:00(祝日、弊社所定の休日等を除く) http://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2013-10-07/	ブリヂストンサイクル(株) 1) アシスタスティラL AS 6 L 8/2008 年 AS 6 L 49/2009 年 AS 6 L 40/2010 年 2) アシスタスティラ ブラック AS 6 L 7 G/2007 年 3) ポーテアシスタ BA 6 L 69/2009 年 4) アンジェリーノ アシスタ A G26 L 8/2008 年 A 26 L 49/2009 年 5) アンジェリーノ アシスタSP AS L263/2007 年 AS 263L/2007 年 6) アンジェリーノ アシスタDX A 26 L 69/2009 年 N 26 L 69/2009 年 ヤマハ発動機(株)(OEM提供先) PAS(電動アシスト自転車) 7) PZ 26 CM PAS CITY-Mリチウム 2009 年 X 561-0001001～0003425 8) PZ 26 CM PAS CITY-Mリチウム 2010 年 X 561-1001001～1002000 9) PZ 26 RM PAS Raffini 2009 年 X 566-0001001～0007175 10) PC 26 PAS リトルモアリチウム 2009 年 X 562-0001001～0005125 11) PZ 26 LS(限定車) PAS リチウムS(限定車) 2010 年 X 541-1011476～1011875 X 541-1012476～1012875 X 541-1014926～1015125 X 541-1016026～1017025	ブリヂストンサイクル(株) 1)～6) 2007 年 3 月～2011 年 1 月(製造) ヤマハ発動機(株) 7) 2009 年 2 月～ 2009 年 12 月(製造) 8) 2010 年 2 月～ 2010 年 7 月(製造) 9) 2009 年 6 月～ 2010 年 4 月(製造)ノ 10) 2009 年 5 月～ 2010 年 4 月(製造) 11) 2010 年 4 月～ 2010 年 7 月(製造)	2013/10/07 (HP)	当製品において、使用状況によりキャリア(荷台)の接続部が破損するおそれがあることが判明。	「分割式リヤキャリア(荷台)」を「一体式リヤキャリア(荷台)」と無償交換
自転車	トレック・ジャパン(株) 0120-939-007 09:00～17:00(祝・祭日は除く) http://www.trekbikes.co.jp/news/news_20131213a.pdf	TREK2013 年モデル MA don E5. 2 /MA don E5. 9 MA don E6 シリーズ /MA don E7 シリーズ	2012 年 6 月 27 日～ 2013 年 11 月 29 日	2013/12/13 (HP)	当製品において、フロントブレーキキャリアの調整ボルトが緩み、ブレーキの部品が外れ、フロントブレーキの制動力を失う恐れのあることが判明。	無償交換 (良品ブレーキ)
自転車用ヘルメット	スペシャライズド・ジャパン合同会社 0800-123-2453 10:00～12:00/13:00～17:00(土・日・祝日除く) http://www.specialized.com/ja/ja/news/latest-news/17561	SPECIALIZED 2014 年モデル S-WORKS EVADE(エスワークス イヴェード) 型番: 60714-7742/60714-7744 60714-7712/60714-7714 60714-7722/60714-7724 60714-7732/60714-7734	2013 年 11 月～ 2013 年 12 月	2013/12/13 (HP)	当製品において、ストラップのマウントが破損するおそれがあることが判明。	無償交換

【身のまわり品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ドラム・スティック	(株)神田商会 03-3254-3611 10:00～18:00(第二土曜・日曜・祝日を除く) FAX番号: 03-3254-3610 http://www.kandashokai.co.jp/flos/grover_trophy/information/20130507_094056.html	ブランド名: Grover/Trophy(グロバー/トロフィー) 製品名: 「Firestix FX-12」ドラム・スティック レッド: 0082652079502 グリーン: 0082652086241 ブルー: 0082652079496	2011年12月13日～	2013/05/07(HP)	当製品において、内蔵電池を交換する際に内蔵のボタン電池が破裂する事故が発生。	回収(返金)
サンダル	(輸入元) 東光(株) (販売元) (株)ワールド 0120-977-917 09:30～17:00(平日のみ) http://www.world.co.jp/3can4on/news/brand/6480/	3 can 4 on(サンカンシオン) スタッズウエッジソールミュール 品番: 587-32216 色番: 004(白)、041(薄茶)、042(濃茶)	2013年6月4日～ 2013年7月7日	2013/07/10(HP)	当製品の一部において、甲部分のバンドが抜ける可能性があることが判明。	回収(返金)
婦人用靴	(株)サンエー・インターナショナル 0120-305-221 10:00～18:00(土・日・祝日を除く) http://www.naturalbeautybasic.com/info/index.html#news_id_008479	ブランド名: NATURAL BEAUTY BASIC 商品名: レザーパンプス 017-186317 カラー: ブラック(010) 23.0 cm / 4543056168417、ブラック(010) 23.5 cm / 4543056168424、ベージュ(040) 23.0 cm / 4543056168608、ベージュ(040) 23.5 cm / 4543056168615 * (24.0 cm・24.5 cmは対象外)	2013年4月10日～ 2013年7月9日	2013/07/13(HP)	当製品の一部においてヒール部分の強度不足によりヒールが取れる恐れがあることが判明。	回収(返金)
サンダル	(株)クロスカンパニー 0120-806-008 09:00～18:00(平日) http://www.crosscompany.co.jp/news/?c=zoom&pk=275	ブランド名: erath music & ecology (1) キャンバスウエッジ / SD 10136 K 10010 Black / Red / Beige / Brown / Yellow (2) Ribbon / SD 10132 K 11050・10132 K 11056 Red / Brown / Navy (3) Ribbon Lame / SD 10132 K 11060・10132 K 11066 Beige (4) Ribbon Lace / SD 10132 K 11070・10132 K 11076 Ivory	(1) 2013年5月29日～ 2013年7月16日 (2) (3) (4) 2013年4月16日～ 2013年7月16日	2013/07/26(HP)	当製品の一部において、強度不足によるバンドの抜け等、破損の恐れがある事が判明。	回収(返金)
眼鏡フレーム	(株)インターメスティック (株)ゾフ 0120-013-883 または 03-5774-6868 10:00～19:00 http://www.zoff.co.jp/information/ メールフォーム https://www.zoff.co.jp/contact/	ZJ 31004 A: B-1/ B-2/ B-4/ C-1/ C-2 ZJ 31005 A: B-1/ B-2/ B-4/ C-1/ C-2 ZJ 31006 A: B-1/ C-1/ C-2/ C-3 ZJ 31007 A: B-1/ C-1/ C-2/ C-3	2013年2月22日～ 2013年7月30日	2013/07/31(HP)	当製品において、耳にかかるラバー製の部分(モダン部分)から色落ちが発生するケースが確認されました。また、当該製品を使用した一部の方から、肌のかゆみや炎症の報告がありました。 ・2013年8月7日に追加情報をホームページに掲載	回収(部品交換、製品交換、返品)
電子レンジ 加熱式蓄熱具	(株)ほんやら堂 0120-635-376 09:00～17:30(指定定休日、年末年始、土日祝日を除く) http://www.honyaradoh.com/00e00company/news_detail.php?id=611	うさぎ先生の知恵よもぎの力元用 型番: HOT 84936 JANコード: 4991936849367 うさぎ先生の知恵よもぎの力肩用 型番: HOT 84937 JANコード: 4991936849374 うさぎ先生の知恵よもぎの力腰用 型番: HOT 84938 JANコード: 4991936849381	2013年8月9日～ 2013年10月17日	2013/10/18(HP)	当製品において、異物が混入している可能性があることが判明。	回収(返金)
婦人靴	(株)卑弥呼 0120-033-792 09:00～17:00(土曜・日曜・祝祭日を除きます) http://www.himiko.co.jp/attention1018.html	ブランド名: WANO NANO 婦人靴パンプス 529032: クロ・ノウチャ・D グレー 529033: ブラウン / c・グリーン / c 婦人靴ショートブーツ 529044: クロ・ノウチャ・アカ 529045: キヤメル ※型番は履き口内側に印字されています。	2013年8月1日～ 2013年10月10日	2013/10/18(HP)	当製品において、ヒール部分の取り付け強度不足により、ヒールが取れるおそれがあることが判明。	回収(返金または無償修理(希望者のみ))

【身のまわり品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
腕時計	セイコーウオッチ(株) 0120-061-012 09:30～17:30(土・日・ 祝日・年末年始を除く) http://www.seiko-watch.co.jp/popup/wired/notice.html	ワイアード AGAW419・AGAW420・AGAW421・ AGAW422・AGAW637・AGAW425・ AGAW426・AGAW645 *対象製品の確認方法 時計の裏蓋に「V K 67- K 090」と 刻まれている製品が対象です。	2013年1月7日～ 2013年11月 22日	2013/11/29 (HP)	当製品の一部において、 ケースの12角形のガラス縁 (ベゼル)の仕上げに不具 合があるものが混入してい ることが判明。	点検・修理 (現品を確認の上、 異常があつた場合)
ペンライト (景品)	(株)パル 06-6227-5517 03-6418-2052 10:00～18:00(土・日・ 祝日・年末年始を除く) http://www.palgroup.co.jp/important/20140201-01/	ペンライト 3 COINS / 3 コインズPUL S / 3 コインズOOPS / colleの一部店舗 で販売促進品として配布 *配布店舗は下記URLを参照	2013年2月13日～ 2013年11月 19日 (配布期間)	2014/02/01 (HP)	当製品において、使用中に ボタン電池の一つが破裂す るという事故が1件発生しま した(なお、お怪我はありま せんでした。)*当該販促ペ ンライトをお持ちのお客様は 使用を中止し、下記の問合 せ先に連絡してください。	回収 (別の販促 品進呈)
婦人靴	(株)ジュン 0120-298-133 10:00～19:00(日曜定 休) http://www.adametrope.com/important/group/post_4.php	PABLO GILABERT / MUTON T BOOTS 品番: EUA-6367 カラー: ブラック、ブラウン ＜アダム エ ロベ＞柏ステーションモー ル、札幌パルコ、渋谷パルコ、池袋 パルコ、名古屋パルコ、ラゾーナ川 崎プラザ、ルミネ町田、ルミネ立川、 ルミネ横浜、ルミネ北千住、ららぽー とTOKYO-BAY、ルミネ有楽町、 新宿ルミネⅡ、大宮ルミネ2、新潟ビ ルボードブレイス、仙台、福岡パルコ、 天王寺MIO、ルクア大阪、広島パル コ、三宮OPA、心斎橋OPA、なん ばCITY、三井アウトレットパーク滋賀 竜王、マリノアシティ福岡 ＜アッサンブラージュ アダム エ ロベ ＞名古屋パルコ、札幌ステラブレ イス、梅田イーマ ＜サロン アダム エ ロベ＞アトレ吉 祥寺	2013年8月13日 ～2014年02 月11日	2014/02/17 (HP)	当製品において、ソールの 強度不足により、破損する 可能性があることが判明。	回収 (代金返 金)
玩具	日本トイザラス(株) 0120-44-6560 (または044-522-6560) 平日10:00～17:00(祝 日を除く) http://www2.toysrus.co.jp/truj/pdf/20140219.pdf	ブルーイン「りんりんボール」 カラー: グリーン&イエロー、ブルー &オレンジ 商品特徴: 直径10cmほどのボール で、さらにその内部には鈴が入った 直径4cm程の半透明のボールが入っ ています。内部のボールが2色(イ エロー&白、またはオレンジ&白の 組み合わせ)の場合回収対象となり ます。*青1色の場合は、良品のた め回収対象外となります。	2012年4月中 旬 ～2014年2月 10日	2014/02/19 (HP)	当製品においての一部にお きまして、ボール内部にある 鈴の破片が外部に出てくる 可能性があることが判明。	回収 (代金返 金)
婦人靴	(株)サンエー・ビーディー 0120-305-221 10:00～18:00(土・日・ 祝日を除く) http://www.saneibd.com/topics/info/20140221.html	JILL by JILL STUART 商品名: INHEEL SIDE GOA 品番: 127-285188 カラー: SUEDE (010) CROCO (011)	2013年9月3日～ 2014年2月4日	2014/02/21 (HP)	当製品の一部において、着 用中に金属部材の一部が ブーツ内部に露出する可 能性があることが判明。	製品点検

【レジャー用品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ぬいぐるみ	(株)ボーネルンド 0120-358-518 10:00～17:00(月～金) http://www.bornelund.co.jp/img/pdf/Recall_MT130813.pdf	ランキーキャッツGOLD 品番: MAN 103970 製造ロット: HE/LD ランキーキャッツBlack 品番: MAN 104140 製造ロット: HE/LD / IE	2012年8月～	2013/08/13 (HP)	当製品の一部において、細 い小さな金属片が混入して いたことが判明。	回収 (代替品交 換)
ギター	ヤマハ(株) 0120-008-224 10:00～12:00、13:00～ 17:00(土・日・祝日お よび弊社休日を除く) http://www.yamaha.co.jp/service/2013/13082801.html	ヤマハクラシックギター 機種名: GC 32 C、GC 32 S 製造番号: HIN、HIO、HIP、HIX、 HIY、HIZ、HJH、HJI、HJJ、HJK *機種名と製造番号の記載箇所 機種名はサウンドホール内に貼ら れているシール(GC32C、GC32S) を確認してください。製造番号は、同 シール左下の7桁のアルファベットと 数字で記載された「No. *****」 の頭3桁を確認してください。	2012年7月～ 2013年3月(製 造)	2013/08/28 (HP)	当製品において、下駒の接 着強度不足により、ごくまれ に下駒が外れ、使用中の場 合には弦の張力により勢い よく跳ね上がり、怪我に至る おそれがあることが判明。 ※上記対象製品に該当しな いものは問題ありません。	無償点検 (必要な場 合、無償補修ま たは製品交 換)

【レジャー用品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ダイビング 用高圧ホース	㈱エフエル・コーポレーション 042-489-7341 10:30 ~ 18:00 (平日) http://www.flcorp.co.jp/pdf/130829_recall.pdf	スント社のエアークンプレッシャー ンダイブコンピューター、ダイブコン ピューターコンボ、およびアナログコン ンボ用高圧ホース 1) ・ 黒色のラバー高圧ホース ・ ホースに 5000 PSIG PRESSU RE TESTED ・ MADE IN USA ・ 直径 : 約 12.5 mm (1/2 インチ) ・ 長さ : 約 84 cm (33 インチ) ・ 製造ロット番号 1812 が印刷 * 製造ロット番号 1812 以外の高圧 ホースは影響を受けておらず、交換 の必要はありません。 2) 該当する高圧ラバーホースを使用 している製品 ・ コンボゲージ FL2090/CB-206/6417084052414 FL0291/CB-500/6417084174741 FL2093/CB-501/6417084174949 FL2092/CB-502/6417084052513 FL2094/CB-303/6417084174925 FL2095/CB-503/6417084174802 ・ SM -36 残圧計 FL 2030/ SM -36 ラバーケース 付 /6417084051127, FL 3003/ 高圧 ホース /6417084122308, FL 2017/ S M -36 高圧ホース付 / ・ Cobra、Cobra 3 FL 2076/ コブラ 3 ・ コンボ製品の Vyper および Zoop FL2050/CB-303 ヴァイパー、FL2052/ CB-502 ヴァイパー、FL2051/CB-503 ヴァイパー、FL2061/CB-303 ズー プ、FL2063/CB-502 ズープ、FL2062/ CB-503 ズープ	2012 年 11 月 ~ 2013 年 8 月	2013/08/28 (HP)	当製品の一部のロットにお いて、耐久性に影響を及ぼ す可能性をもった材料が使用 されており、エア漏れまたは 破裂を引き起こし、重大な 怪我や死亡事故につながる 恐れ、また予想以上の速さ で呼吸ガスの損失に至るお それのある事が判明。	回収 (無料代替 品交換 : 高 圧ホース)
キックボ ード	㈱K 2 ジャパン 0120-626-665 10:00 ~ 18:00 (平日) http://www.k2japan.com/KB_ReCall.pdf	Revo Kick レボキック JANコード : 4048387457228 4048387713546 Urban Kick アーバンキック JANコード : 4048387713553	2011 年 3 月 31 日 ~ 2013 年 4 月 10 日	2013/11/01 (HP)	当製品において、ハンドルに接 続されているフロント・アセン ブリの一方以上が折れ、当該部 分が部分的にまたは完全に外れ る等のおそれがある事が判明。	回収 (返金)
スキー用エ アバッグ	㈱ソネ (輸入) ㈱キャラバン (販売) 0120-937-565 09:15 ~ 18:00 (土・日・ 祝日除く) http://www.caravan-web.com/notice/07.html	BCA フロートアバランチ・エアバッグ 7900253 フロート 18,7900254 フロート 30 (*トリガーがTハンドルのフロート は対象外です) ,7900294 フロート 22 190 ブラック,7900294 フロート 22 660 ブルー,7900255 フロート 36, 7900295 フロート 32 レッド	2011 年 8 月 ~ 2013 年 1 月	2013/11/07 (HP)	当製品において、トリガーを 引いてもエアバッグが膨らま ない可能性があることが判 明。	部品交換 (トリガー)
カメラ	キヤノン㈱ 0120-272-313 平日 09:00 ~ 20:00 土、日、祝日 09:00 ~ 17:00 (1/1 ~ 1/3 除く) http://cweb.canon.jp/e-support/products/dcam/131224pssx50hs.html	キヤノンコンパクトデジタルカメラ PowerShot SX50 HS JAN コード : 4960999914244	2013 年 9 月 1 日 ~ 2013 年 11 月 15 日 (製造)	2013/12/24 (HP)	当製品の一部において、 ビューファインダーのラバー 部材が短期間で白く変色す る可能性があることが判明。	無償交換 (ビューファ インダーの ラバー部 : 保証期間を 過ぎても対 応可)
スノーボー ード用 ブーツ	ヨネックス㈱ 北海道 011-728-2330, 東 北 022-232-1221, 関東・ 北陸甲信越 03-3836-1221 東海 052-323-5541, 関 西・四国 06-6768-7261, 九州 092-472-8751 09:30 ~ 17:00 (土・日・ 祝祭日を除く) http://www.yonex.co.jp/news/2014/02/1402191030.html	スノーボード ステップインブーツ 品番 : BTFLAB 13 品名 : FLINT AB カラー : ブラック、ホワイト 品番 : BTAEAB 13 品名 : AERIO AB カラー : ブラック、グリーン、 オレンジ 品番 : BTPRAB 13 品名 : PRIMACY AB カラー : ブラック、ベージュ、 ホワイト	2013 年 9 月 ~	2014/02/18 (HP)	当製品において、アッパー 部と接するミッドソール及び ラバーアウトソール側面周囲 部との接着不良により、ソール 剥がれが生じる可能性がある 事が判明。	回収 (返金)
ダンベル	㈱カインズ 0120-87-7111 10:00 ~ 18:00 https://www.cainz.co.jp/images/information/pdf/140314_dumbbell.pdf	ウエイトを追加できるダンベル 5kg (型番 : 3622 BK) JANコード : 4936695477734	2011 年 11 月 21 日 ~ 2013 年 6 月 10 日 (販売)	2014/03/14 (HP)	当製品の一部において、ナット が緩くなりウエイトの脱落 につながる恐れのあることが 判明。	返金もしくは ナットの交換

【レジャー用品（続き）】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
ソフトボールバット	ゼットクリエイト(株) (輸入) ゼット(株) (販売) 0120-276-010 月曜日～金曜日 9:30～12:00、13:00～17:00(土、日、祝、年末年始及び夏季休暇を除く) http://zett.jp/news-topics/newsrelease/newsrelease_20140331.html Eメールアドレス： custinfo@zett.ne.jp	中学 学校体育用ソフトボールバット 品番：BPT 531	2012 年 1 月～ 2014 年 3 月 (販売)	2014/03/31 (HP)	当製品において、グリップエンドが破損する可能性のある製品が一部混在している事が判明。	回収 (返金)

【乳幼児用品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
玩具	(株) 西松屋チェーン 0120-11-8780 10:00～18:00(土・日・祝日・弊社所定休日を除く) http://www.24028.jp/news/2013/05/post_484.html	はねるリンリンボール (カラー：赤&緑と、青&黄 の2通り) JANコード (赤&緑) 4582140227777、 (青&黄) 4582140227784 商品特徴：直径 10 cmほどのボールで、さらにその内部には鈴が入った直径 4 cmほどの半透明のボールが入っています。	2012 年 6 月 25 日～	2013/05/30 (HP)	当製品において、ボール内部にある鈴の破片が外部に出てくる事例が発生。	回収 (代金返金)
ベビーカー	コンビ(株) 0120-055-051 10:00～17:00(土日祝日を除く※2014年1月の土曜日・日曜日は受け付けいたします。) http://www.combi.co.jp/topics/ent_20140116.html	F2(エフツー)/AB-240 及びミッキーマウス	2012 年 1 月～ 2012 年 12 月	2014/01/16 (HP)	当製品において、使用環境による複合要因により一部製品のアームレストが破損する不具合が発生。	無償部品交換

【繊維製品】

製品	製造事業者名等	型式等	販売等期間 (製造時期)	社告日	社告等の内容	対処方法
子供服	(有)ラスタ・アート・デザイン 06-6541-6881 月～金 10:00～17:00 (土・日・祝日を除く) http://www.manis-rasta.jp/news.html	ブランド名：Manis ローズニットワンピース (O-13524) ローズニッスカー (S-13531) ローズニット帽子 (A-13514) フラワー付ニット帽子 (A-13512)	2013 年 9 月～ 2014 年 1 月 2 日	2014/01/08 (HP)	当製品の一部において、花コサージュ取り付け時、仮止めの針が入ってる可能性があることが判明。	注意喚起
スポーツウェア	(株)ナイキジャパン 0120-500-719 09:00～17:00(土・日除く) 2013 年 7 月 28 日迄 09:30～17:00(土・日・祝日除く) 2013 年 7 月 29 日以降 http://nike.jp/nikebiz/news/other_130716.html	(1) ナイキボーイズエッセンシャルP DKジャケット 製品番号：524704 (2) ナイキDRI-FITファンダメンタルS / SVネックトップ 製品番号：539558 (3) ナイキウィメンズDRI-FIT UV レオパードニットカプリパント 製品番号：582542	(1) 2013 年 1 月～ (2) 2013 年 4 月～ (3) 2013 年 7 月～	2013/07/16 (HP)	当製品の一部において、ミシン針の破片が混入した可能性があると判明。	返金又は同製品在庫品と交換
子供服	ギャップジャパン(株) 0120-99-3314 10:00～20:00(土・日・祝日を除く) http://gapjp.tumblr.com/post/60017695272/babygap	ブランド：babyGap 商品名：スリーブウェア (24カ月未満乳幼児向け) 品番：295547 サイズ：80 cm、90 cm	2013 年 6 月 11 日～ 2013 年 8 月 20 日	2013/09/09 (HP)	当製品の一部において、プリント部分から基準値を僅かに超えるホルムアルデヒドが検出されたことが判明。	製品回収 (返金)

NITE「製品事故 100 選」

～典型的な製品事故事例から見た 危害シナリオとリスクアセスメント（RA）～

独立行政法人製品評価技術基盤機構
製品安全センター 製品安全技術課
酒井 健一



製品安全分野における、リスクアセスメント（RA）のポイントは危険源（ハザード）の特定であり、そのためには網羅的に抽出したハザードが危害（ハーム）の発生に至るシナリオ（危害シナリオ）を整理し、事故を想定することが有効である。NITE は平成 20 年度から平成 25 年度末までに収集した製品事故情報を基に R-Map（アールマップ）手法を用いてリスク分析を約 2 万件（重複を除く）実施した。この分析結果より、典型的な製品事故事例 100 件を抽出し、リスク低減の観点から危害シナリオを整理した「製品事故 100 選」について概要を解説する。

製品安全分野におけるリスクアセスメント（RA）と誤使用事故

製品の安全確保を実践するためには、設計開発段階であれば、意図される使用に加えて誤使用を明確化し、事前にハザードを抽出し、リスクを評価する一連のプロセスが必要であり、これが RA である。このプロセスは国際規格や JIS にも規定されており、製品の安全に関する一般的な概念である。具体的には製品の使用目的・使用方法を想定し、意図される使用及び合理的に予見可能な誤使用を抽出し、消費者の属性等も考慮した危害シナリオをあらかじめ用意する。

RA を理解するには、国際規格 ISO/IEC Guide51^①（ガイド 51）を制定するに至った欧州の歴史的背景を押さえておく必要がある。ポイントは次の 5 点である。

- ① 1957 年オールドアプローチ（国家が技術基準を細部にわたって規定する方法を採用）
- ② 1972 年ローベンス報告（英国の労働安全

政策の抜本的改革。国家の強制規格から事業者の任意規格による自主規制を導入）

- ③ 1985 年 EU ニューアプローチ決議（最低限の必須要求事項と整合規格の活用。必要最低ラインから最高水準の技術基準を要求）

④ 同年製造物責任法に係る EC 指令・通告（無過失責任（欠陥責任）の導入。事業者に故意・過失がなくても、発生した損害に対して責任を負う厳格責任を採用）

- ⑤ 1990 年ガイド 51 制定（リスクアセスメントの導入。人は間違える（ヒューマンエラー）、機械は故障することをゼロにできず、人間に規則を守らせる対応だけでは、安全確保に限界があることを踏まえ、ISO と IEC の共同作業で安全側面からの規格を導入）。

ガイド 51 では、リスクは「危害の発生確率（頻度）と危害のひどさ（大きさ）の組合せ」、安全は「許容可能でないリスクがないこと」、許容可能なリスクは「社会における現時点での評価に基づいた状況下で、受け入れられるリスク」と定義される。また、許容可能なリスクに到達

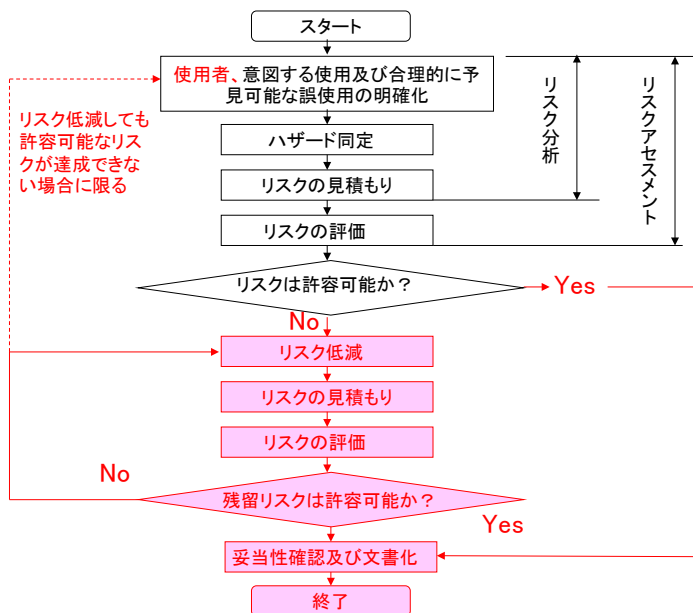


図1 RAのプロセスフロー（2014年4月にガイド51第3版が発行され、用語の定義やRAのプロセスフロー等が変更されている）

するために、一つひとつのハザードについてのRAとリスク低減の反復プロセスが必須と明記されている。RAのプロセスフローを図1に示す。

製品事故の原因のうち、消費者の「誤使用（不注意も含む）」による事故（誤使用事故）は、事業者は製品起因でないと判断し再発防止措置の検討がおろそかになりがちである。しかし、「誤使用」の中には製品側に問題があるケースがしばしばある。よって、誤使用事故を防止するために、事業者は誤使用事故が全て消費者

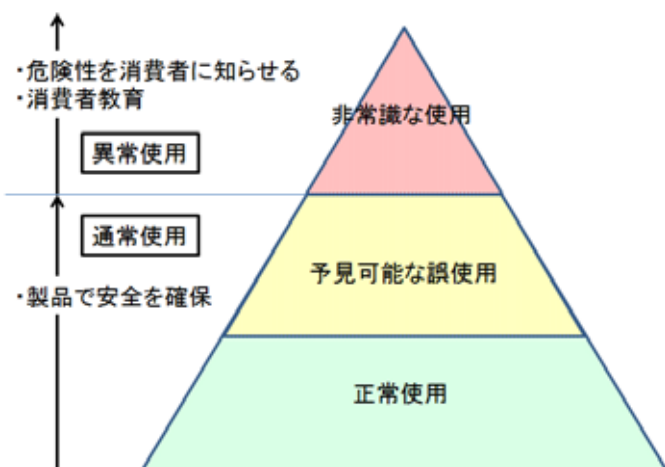


図2 誤使用の分類（消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック^[2]に加筆、修正）

の責任とみなさず、特に「予見可能な誤使用」は事業者が対応すべきである。誤使用の分類^[2]を整理したものを図2に示す。

この分類において、「正常使用」は事業者、消費者双方が正しい使用として理解が一致したものである。「非常識な使用」は事業者だけでなく一般常識を持つ消費者の理解も一致したものである。「予見可能な誤使用」は非常識な使用と正常使用の中間に位置するものであり、かつ、事業者と消費者の理解にギャップがある。しかし、予見可能な誤使用は、正常使用ではないが異常な使用でない以上、危険性を事業者が事前に（合理的に）予見すべき誤使用である。また、境界は消費者の属性、環境、使用状況等により、常に変化する。なお、製造物責任法（PL法）における「通常の使用」は、この分類の正常使用と（合理的に）予見可能な誤使用を含んだ概念である。事業者はこの範囲においてリスクを低減し、製品の安全性を確保する義務を負う。安全性を確保するための方法がスリーステップメソッドである。

R-Map手法の概要とスリーステップメソッド

R-Map手法^[3,4]で使用されるリスクマトリックスは、IEC国際規格で標準的に使用されていた、縦軸に発生確率、横軸に危害のひどさをとり、二次元座標軸でリスクの大きさを表現する方法を、日本科学技術連盟のR-Map実践研究会で実用性の観点から改善したRAのオリジナル手法である。A、B、Cの記号はリスクレベルを層別するために付けた記号で、それぞれのリスクレベルに対する解釈は安全に関する国際規格を参考にしている。

A領域：Intolerable region はリコール領域である。ハザードがもたらす危害の程度やその発生

頻度を低減させて、他のリスク領域までリスクを低減することが求められる。設計開発段階であれば、死亡や重傷あるいは後遺症の生じる障害を発生させる確率が社会的に許容できないレベルであり、リスクが低減できない場合は、製品化を断念すべき領域である。また、市場に製品がある場合は、リコールすべきである。

B 領域：ALARP region(ALARP：as low as reasonably practicable)はALARP（アラープ）領域である。危険効用基準あるいはコストを含めて、リスク低減策の実現性を考慮しながらも、最小限のリスクまで低減すべき領域である。技術的に実現可能かどうかは、その時点で入手可能な科学技術水準が判断基準となる。

C 領域：Broadly acceptable regionは安全領域である。危害の程度や発生頻度は低いと考えられ、リスクが無視できると考えられる領域であり、社会的に受け入れ可能なリスクレベルである。

A、B、C 領域の分け方は、例えば A3 セルは、次の B 領域まで 3 セル（-3、1/1000）という意味である。NITE は平成 20 年度から平成 25 年度末までに収集した製品事故情報を基に R-Map 手法を用いてリスク分析を約 2 万件（重複を除く）実施した。R-Map 手法は NITE に

限らず、多くの企業でリスク評価に使用されている。R-Map 手法で使用されるリスクマトリックスを図 3 に示す。

スリーステップメソッド^[3,4]とは、設計段階から実施する安全確保の方法で、具体的にはステップ 1、2、3 の順番でリスクを低減するものである。ステップ 1 は本質安全設計でリスク除去・低減、ステップ 2 は保護装置で危害の拡大を防止、ステップ 3 は情報提供で消費者にリスクの扱いを委ねるものである。この方法はガイド 51 において明文化されていることから分かるように、国際的な共通概念^[5]である。セーフティーモジュール^[3,4]とは、「その製品の持つリスクを、安全領域まで低減するための対策要素の組合せ」を意味する言葉で、R-Map 実践研究会で作成した造語である。具体的には事故発生頻度をマトリックスにプロットし、許容可能リスクまでリスク低減する保護方策の組み合わせを「見える化」したものである。セーフティーモジュールとスリーステップメソッドを R-Map 上にプロットしたものを図 4 に示す。

R-Map で使用する危害の程度^[3,4]は、定性的な表現は IEC 国際規格を、人に対する危害は欧州の RAPEX システムや医療機器分野の国際規格などを、火災の程度は国内の家電製品協会の基準^[6]をそれぞれ参考にしたものである。表 1 に概要を示す。

R-Map で使用する発生頻度^[3,4]は、危害の大きさごとに、累積稼働台数と事故件数から発生頻度を計算するものである。発生頻度は 1 台の製品を 1 年間稼働した時に事故が発生する確率である。図 5 に概要を示す。

重大な危害の発生する頻度はゼロではないが、社会が受け入れ可能なリスクとして許容できる発生頻度を R-Map では「ゼロレベル」^[3,4]と定義した。発生頻度の単位は「件 / 台・年」

発生頻度	5	(件/台・年) 10-4 超	頻発する	C	B 3	A 1	A 2	A 3
	4	10-4 以下 ~10-5	しばしば発生する	C	B 2	B 3	A 1	A 2
	3	10-5 以下 ~10-6	時々発生する	C	B 1	B 2	B 3	A 1
	2	10-6 以下 ~10-7	起こりそうにない	C	C	B 1	B 2	B 3
	1	10-7 以下 ~10-8	まず起こりえない	C	C	C	B 1	B 2
	0	10-8 以下	考えられない	C	C	C	C	C
A3~A1:リコール領域				無傷	軽微	中程度	重大	致命的
B3~B1:ALARP領域				なし	軽微	通院加療	重傷 入院治療	死亡
C:安全領域				なし	製品発煙	製品発火 製品発煙	火災 (周辺焼損)	火災 (建物延焼)
				0	I	II	III	IV
				危害の程度				

図 3 R-Map の基礎マトリックス
(リスクアセスメントハンドブック実務編^[3]に加筆、修正)

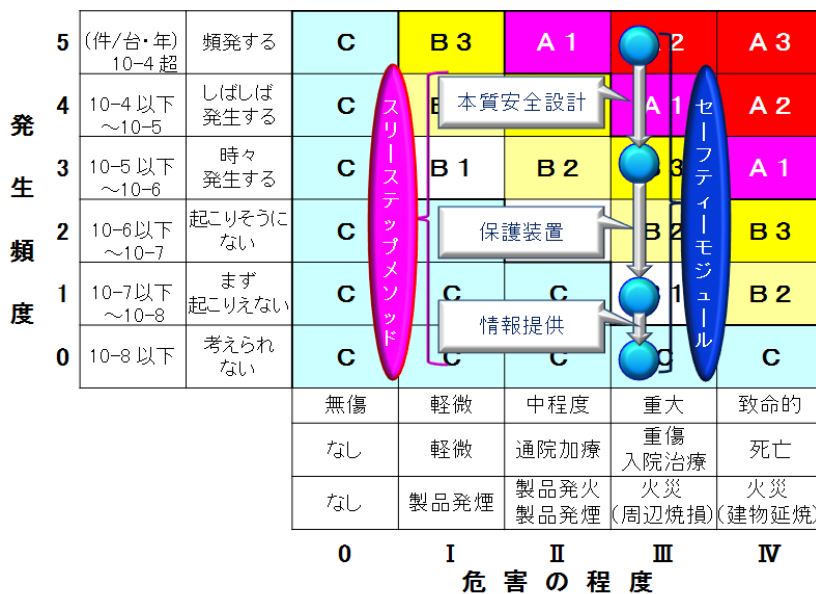


図4 R-Map 上のセーフティモジュールとスリーステップメソッド
(リスクアセスメントハンドブック実務編^[3]に加筆、修正)

で表し、その製品を購入したことによる消費者のリスクの増加分を年間1台当たりで示したものである。NITEは消費生活用製品の「ゼロレベル」を、R-Map実践研究会の研究成果^[7]と経済産業省の平成19年度の調査委託結果^[8]を踏まえて、10⁻⁸ (1E-8, 0.01ppm)を採用した。また、製品群毎に「ゼロレベル」を推定し、電動アシスト自転車や電動車いすは10⁻⁷ (1E-7, 0.1ppm)、自転車は10⁻⁶ (1E-6, 1ppm)を採用した。表2に概要を示す。

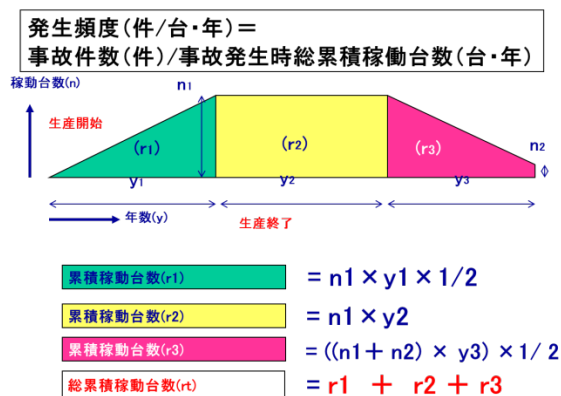


図5 発生頻度の計算^[3]
(リスクアセスメントハンドブック実務編^[3]に加筆、修正)

R-Map手法における、消費生活用製品のリスク低減の具体的な方法とその低減効果を整理したものを「リスク低減の原則」^[3]として表3に示す。

この表ではリスク低減レベルⅠ～Ⅲに対して、その対策を実施すると危害の程度や発生頻度がどの程度低減されるかをR-Map上での移動セル数と確率で低減効果として表現した。各リスク低減レベルにおける、低減効果は「通常」を目安に判断するが、現在の科学技術でも分析しきれない要因を多く内在しているため、先進企業の経験値に頼らざるを得ない面がある^[3]。R-Map上で1セル下がることは、-1又は1/10の低減効果を意味し、一見すると効果を小さく感じる。しかし、見方を変えれば、10件中9件の事故を防止するという意味であり、十分に効果的である。

表1 危害の程度^[3]

	定性的な表現		人に対する危害	火災
Ⅳ	致命的	Catastrophic	死亡	火災、建物焼損
Ⅲ	重大	Critical	重傷、入院治療を要す	火災
Ⅱ	中程度	Marginal	通院加療	製品発火、製品焼損
Ⅰ	軽微	Negligible	軽傷	製品発煙
Ⅰ	無傷	None	なし	なし

表2 発生頻度^[3]

レベル	定性的な表現		定量的表現（件/台・年）		
5	頻発する	Frequent	10-2超	10-3 超	10-4 超
4	しばしば発生する	Probable	10-2以下 ～10-3超	10-3 以下 ～10-4超	10-4 以下 ～10-5超
3	時々発生する	Occasional	10-3 以下 ～10-4超	10-4 以下 ～10-5超	10-5 以下 ～10-6超
2	起りそうに無い	Remote	10-4以下 ～10-5超	10-5以下 ～10-6超	10-6以下 ～10-7超
1	まず起り得ない	Improbable	10-5以下 ～10-6超	10-6以下 ～10-7超	10-7以下 ～10-8超
0	考えられない	Incredible	10-6以下	10-7以下	10-8 以下

表 3 リスクの低減方法とその効果（リスク低減の原則）
（リスクアセスメントハンドブック実務編^[3]に加筆、修正）

リスク低減レベル	具体的な方法	低減効果（セル数と確率）		
		最大	通常	最小
I リスクの除去 （本質安全：製品自身でリスク除去）	・運動、位置、熱、機械、電気、化学、電磁波、音、磁気などのエネルギーや、放射性物質、有害物質、微生物、シャープエッジなどが及ぼす影響が、人体に危害を加えるレベル以下にする	-4 1/10,000	-3 1/1,000	-2 1/100
II リスクの低減 （本質安全：製品自身でリスク低減）	a. 発生頻度の低減 ・故障やミスをして直ちに危険状態に至らない設計（フェイルセーフ、冗長性、多重化、安全確認型） ・誤操作の確率低減（フルプルーフ、タンパープルーフ、人間工学） ・隔離（立入禁止、保護カバー、操作部との分離、インターロック、分離固定） ・安全率、ディレーティング、信頼性、難燃・断熱・絶縁・防水・防音材料 b. 危害・障害の程度の低減 ・使用／発生エネルギーの低減 ・作用するエネルギーの低減（保護接地、フィルター、距離）	-3 1/1,000	-2 1/100	-1 1/10
III 保護装置（安全装置・防御装置）	・危険状態を早期に検出して遮断する… 停止による拡大防止（過電流保護装置、各種検出保護装置などの安全装置） ・防護装置、保護眼鏡、防護服… 防護による拡大防止	-2 1/100	-1 1/10	-1 1/10
IV 警報（アラーム）	・警報装置… 装置による異常検出 ・異常状態の人による発見のしやすさと危険回避行動の容易性（速度の低減、非常停止装置）	-1 1/10	-1 1/10	0
V 取扱説明書・注意銘板	・使用者、管理・監督者、周囲の人などに対する注意、警告 ・教育・訓練	-1 1/10	0	0

「製品事故 100 選」の事例解説

危害シナリオ^[3]とはハザードからハームに至る事故発生のシナリオである。NITE は平成 26 年度中に、「製品事故 100 選」を公表予定である。「製品事故 100 選」は、NITE 事故情報 DB^[9]から典型的な製品事故事例 100 件を抽出し、リスク低減の観点から危害シナリオを整理したものである。具体的には、① R-Map のマトリクス上に未対策時の危害シナリオについて発生頻度を「5：頻発する」と仮定し、にプロットする。②実際の事故発生頻度をプロットする。③保護方策について、表 3 のリスク低減の原則より、低減効果に応じて事故発生頻度が下がったところにプロットする。④ ①～③のプロットをつなげて未対策時から実際の事故を経て安全領域までリスク低減する保護方策の組み合わせをセーフティーモジュール^[3,4]で「見える化」した。今回は誤使用の危害シナリオ（天ぷら火災、就寝火災）について検討結果を以下に示す。

1. ガスこんろ火災事故（天ぷら火災）

- ・ハザード：極端な温度（裸火）、可燃物（調理油、周辺材料等）
- ・ハーム：火災
- ・危害シナリオ：ガスこんろで調理油を加熱中に

その場を離れたところ、調理油が発火し、周囲の可燃物に燃え広がった。図 6 参照。（危害の程度Ⅲ）

- ・原因：調理油を加熱中に消費者がガスこんろを消火せずにその場を離れている間に、調理油が過熱されることがきっかけである。なお、今回事故を起こした製品（当該製品）は立ち消え安全装置が搭載されているが、現行製品で搭載済みの温度センサー（調理油過熱防止装置）や消し忘れタイマーは搭載されていない機種である。また、取説や表示において、調理中にその場を離れないことも注意喚起済みである。（既存の安全策）

- ・リスクレベル：NITE 事故情報 DB^[9]より、今回の危害シナリオにおける現状のリスクは R-Map 上で A1 領域である。

- ・解説：調理油を加熱中に消費者がガスこんろを消火せずにその場を離れることは、予見可能な消費者の誤使用であるが、取説や表示での注意喚起、消費者安全教育で皆無にすることは不可能である。当該製品は取説や表示において、調理油を加熱中に消費者がガスこんろを消火せずにその場を離れると調理油が過熱され、発煙、発火するおそれを注意喚起済みであった。よって、既存の安全策である取説や表示のリスク低減効果は発生頻度レベル 5 から 1 桁低減されて、1/10 と推定した。

発生頻度レベル 4 の A1 領域から C 領域に到達するために、調理油発火のリスク低減策として NITE が推奨するものは、現行製品に搭載されている、温度センサーである。概要を図 7



図 6 ガスこんろの天ぷら火災^[10]

に示す。

温度センサーでなべ底の温度を検知し、調理油が発火する手前の約 250 度で自動消火するため、リスク低減効果は最大の 1/100 と推定した。よって、温度センサー搭載後のリスクは R-Map 上で A1 領域から 2 桁低減された B2 領域に到達した。しかし、それでもまだ C 領域に到達しないため、同じ調理器具である IH こんろの一部の製品に搭載されている、人感センサーが必要である。概要を図 8 に示す。

人感センサーで無人を検知し、自動消火するため、リスク低減効果は最大の 1/100 と推定した。これで、人感センサー搭載後のリスクは R-Map 上で B2 領域から 2 桁低減された C 領域に到達した。

その他、①こんろ周辺の可燃物に着火するリスク低減策として、画像センサー（こんろ周辺の可燃物を検知し、自動消火）を付ける、②点火ボタンを押し間違えてこんろの火を消し忘れるリスク低減策として、ボタンレイアウト（こんろとグリルの点火ボタンを押し間違えることを防

表 4 ガスこんろ火災事故（天ぷら火災）の「製品事故 100 選」アウトプットイメージ

品名	ガスこんろ	
危害の発生	火災	
危害の程度	Ⅲ	
R-Map結果	A1	
検索キーワード	天ぷら火災	
危害シナリオ	ガスこんろを消火せずにその場を離れたところ、調理油が発火し、周囲の可燃物に燃え広がった。	
ハザード	極端な温度（裸火）、可燃物（調理油、周辺材料等）	
既存の安全策	取扱説明書、表示：1/10	
事故原因	ガスこんろを消火せずにその場を離れている間に、調理油が過熱した。	
代表的なリスク低減策	・全口のこんろに油温を検知し、規定温度以上は自動消火する、調理油過熱防止装置（温度センサー）を付ける：1/100 ・無人を検知し自動消火する、人感センサーを付ける：1/100	
その他のリスク低減策	・こんろ周辺の可燃物を検知し自動消火する、画像センサーを付ける。 ・こんろとグリルの点火ボタンを押し間違えない、ボタンレイアウトに変更する。 ・壁との距離が現状よりも大きい離隔距離をとる。	
教訓	・ガスこんろの消し忘れタイマーはとも火調理を可能とするために設定時間を長くせざるを得ず、リスク低減策として不十分である。	

止する配置、色、形状等に工夫）を変更する、③当該製品と壁面の離隔距離を現状よりも大きくとる等がある。これらは実用化されていないが、天ぷら火災のリスク低減効果が期待できる。なお、立ち消え安全装置と消し忘れタイマーについて、前者は煮こぼれ等で火が消えた時に自動的にガスを止める装置であり、後者はとも火調理を可能とするために設定時間を長く（約 2 時間）した装置のため、いずれも天ぷら火災のリスク低減策としては不十分であると判断した。

天ぷら火災について、リスク低減策と低減効果を R-Map 上のセーフティーモジュールで「見える化」した「製品事故 100 選」のアウトプットイメージを表 4 に示す。



図 7 ガスこんろの温度センサー^[10]

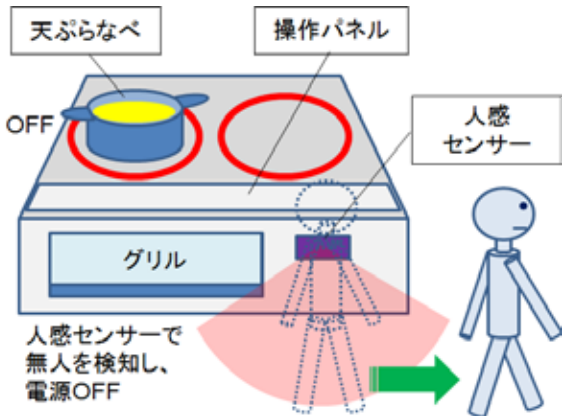


図 8 IH こんろの人感センサー

2. 電気ストーブ火災事故（就寝火災）

- ・ハザード：電気エネルギー（発熱）、可燃物
- ・ハーム：火災、死亡
- ・危害シナリオ：消費者が就寝中に電気ストーブを使用していたところ、布団が発火し、周囲の可燃物に燃え広がり、一酸化中毒で死亡。図 9 参照。（危害の程度Ⅳ）
- ・原因：消費者が電気ストーブをつけっ放しで就寝したため、布団が接触し、過熱、発煙、発



図9 電気ストーブの就寝火災^[10]

火したことがきっかけとなる。なお、当該製品は本体ガードと転倒 OFF スイッチが搭載されている。また、取説や表示において、就寝中は使用を禁止することも注意喚起済みである。（既存の安全策）

- ・リスクレベル：NITE 事故情報 DB^[9]より、今回の危害シナリオにおける現状のリスクは R-Map 上で B3 領域である。
- ・解説：就寝中に使用することは、予見可能な消費者の誤使用であるが、取説や表示による注意喚起、消費者安全教育で皆無にすることは不可能である。既存の安全策に、消費者が可燃物着火に気付いて延焼前に消火に成功することを合わせて、可燃物着火のリスク低減効果は、発生頻度レベル 5 から 3 桁低減されて、1/1000 と推定した。発生頻度レベル 2 の B3 領域から C 領域に到達するために、可燃物着火のリスク低減策として NITE が推奨するものは、一部の製品に搭載されている対物センサーである。概要を図 10 に示す。

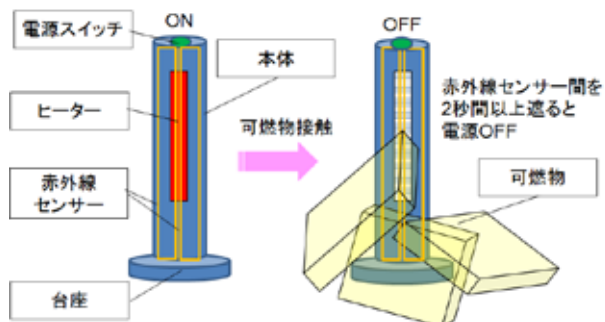


図 10 対物センサーの概要

対物センサーで可燃物の接触を検知して電源が切れるため、リスク低減効果は最大の 1/100 と推定した。これで、対物センサー搭載後のリスクは R-Map 上で B3 領域から 2 桁低減された C 領域に到達した。

その他のリスク低減策として、①光センサーを付ける、②人感センサーを付けることが考えられる。①で周囲が暗くなると自動的に電源を切る、②で無人を検知して自動的に電源を切めることは、実用化されていないものの、就寝火災のリスク低減効果が期待できる。しかし、①と②は、買い替え費用の発生やセンサー搭載に伴う価格上昇が見込まれるため、手軽な暖房器具を求める消費者のニーズと一致しないかもしれない。なお、転倒 OFF スイッチは可燃物が接触しても、電気ストーブを倒さないで作動しないため、就寝火災のリスク低減策として不十分であると判断した。

就寝火災について、NITE が推奨する具体的なリスク低減策と低減効果を R-Map 上のセーフティーマジュールで「見える化」した「製品事故 100 選」のアウトプットイメージを表 5 に示す。

表 5 電気ストーブ火災事故（就寝火災）の「製品事故 100 選」アウトプットイメージ

品名	電気ストーブ
危害の発生	火災、死亡
危害の程度	IV
R-Map結果	B3
検索キーワード	就寝火災
危害シナリオ	就寝中に電気ストーブを使用していたところ、布団が発火し、周囲の可燃物に燃え広がり、一酸化中毒で1名が死亡した。
ハザード	電気エネルギー（発熱）、可燃物
既存の安全策	・取扱説明書、表示、延焼前に消火成功、本体ガード及び転倒OFFスイッチを合わせる：1/1000
事故原因	電気ストーブをつけたまま就寝したため、布団が接触し、過熱、発煙、発火した。
代表的なリスク低減策	・可燃物の接触を検知し電源が切れる、対物センサーを付ける：1/100
その他のリスク低減策	・消し忘れタイマーを付ける。 ・周囲が暗くなると電源が切れる、光センサーを付ける。 ・無人を検知し電源が切れる、人感センサーを付ける。
教訓	・転倒OFFスイッチは、可燃物が接触して電気ストーブを倒さないで作動しないため、リスク低減策として不十分である。



■ おわりに

「安全かどうかは社会が決める」と1990年にガイド51で謳われて久しい。安全を確保する方法は科学技術の進歩に伴い、同じ危害シナリオでもリスク低減対策は1つとは限らなくなった。今回、NITEの「製品事故100選」が、製品安全レベルの質的向上にとどまらず、消費者の誤使用も配慮することで、社会全体にリスクベースで製品安全を考えるマインドが醸成され、RAを通して社会的リスクの低減に少しでも貢献できることを願っている。

〈引用文献〉

- [1] ISO/IEC Guide 51 : 2014 安全側面－規格への導入指針(第3版)
- [2] NITE、消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック、2005年
- [3] 経済産業省、2011年、リスクアセスメントハンドブック(実務編)、
http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.html
- [4] R-Map 実践研究会編、2007年、製品安全リスクアセスメントのためのR-Map入門(第1版)、http://www.juse.or.jp/reliability/r_map/documents_download/
- [5] 向殿政男、2007年、よくわかるリスクアセスメント－事故未然防止の技術－、中災防新書
- [6] 家電製品協会、2007年、家電製品の安全確保のための基本要件2007-10
- [7] 日科技連 R-Map 研究会編著、2004年、R-Map 実践ガイド、日科技連出版社
- [8] 経済産業省、2008年、製品安全対策に係る事故リスク評価と対策の効果分析の手法に関する調査報告書、
http://www.meti.go.jp/product_safety/policy/riskhyouka.pdf
- [9] NITE、事故情報DB、
<http://www.jiko.nite.go.jp/php/jiko/index.html>
- [10] NITE、プレスリリース、
<http://www.nite.go.jp/jiko/press/index.html>

〈参考文献〉

- ・経済産業省、2010年、消費生活用製品向けリスクアセスメントのハンドブック(第1版)、http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/risk_assessment.html
- ・鈴木順二郎、牧野鉄治、石坂茂樹、1982年、

FMEA・FTA 実施法、日科技連出版社

・松本浩二、2011年、不具合未然防止のための“実習”

FTAの使い方、日経ものづくり2011.11-2012.3

セーフティふぁいる

1 本のナイロンザイル

消費生活用製品安全法（消安法）制定のひとつの契機になったのが、昭和 30 年に発生した登山用ナイロンザイルが切断した事故です。後にナイロンザイル事件に発展し、井上靖氏の小説「氷壁」の題材になり、映画化されるなど社会問題化しました。

今春、群馬県桐生の燃焼技術センターで今号の表紙の「落下衝撃試験装置」を用いた調査を行いました。それが、「氷壁」のナイロンザイルの調査でした。

きっかけは、昨年から今年にかけて開催された名古屋大学博物館記念展『『氷壁』を越えて～ナイロンザイル事件と石岡繁雄の生涯』です。記念展は、事故で実弟を失い、その後ナイロンザイルの欠陥を主張し続けた石岡氏のご息女と教え子たちによる「石岡繁雄の志を伝える会」が、5 年がかりで整理した資料や研究開発品などを石岡氏の母校である名古屋大学に寄贈したことにより、開催に至ったものです。

展示されていた事故品のナイロンザイルは、日本初の山岳博物館である北アルプス麓の「市立大町山岳博物館」が所有しており、滑落した体に巻き付いていたものです。本来は、門外不出ですが展示会開催時はちょうど、博物館が大がかりな改修のために休館中で、展示が実現しました。そして、事故現場の岩に残っていたナイロンザイルは「石岡繁雄の志を伝える会」が所有していました。

「市立大町山岳博物館」と「石岡繁雄の志を伝える会」の協力のもと、それぞれのナイロンザイルの科学的調査が実現しました。調査は、「60 年前の切断部」と、現在の技術を元にしたせん断試験で切断した「事故品のナイロンザイル」、そして「現在市販されている登山用ロープ」の切断破面の形状を電子顕微鏡で比較するなど多岐にわたって行いました。結果、事故品の切断破面は、せん断試験での破面と類似しており、岩角でのせん断力がナイロンザイルに働いて切断したものと推定できました。これにより、事故当時の石岡氏の主張が正しかったことが、科学的調査で裏付けられました。

N I T E では、ナイロンザイル事故をひとつの契機に制定された消安法に基づき、現在は国に報告された重大製品事故を含む製品事故の原因究明を実施していますが、約 60 年の時を越えてザイルの調査が実現しました。「落下衝撃試験装置」による試験は、かつて神戸で行われていました。阪神大震災で建物が被害を受けたため業務は桐生に移されましたが、神戸にあった「落下衝撃試験装置」は、設置時に石岡氏に幾度も足を運んでいただき、アドバイスを受けたという経緯があります。今、ナイロンザイルが 1 本につながった。そう感じています。

製品リコールについて考える

千葉工業大学
金融・経営リスク科学科 教授
越山 健彦



「製品安全」とは何か、「消費者用製品」の安全はなぜ難しいのか、「販売前」と「販売後」の安全管理のフェーズのこと、そして現在の社会が抱える問題の一つである「販売後」の安全管理である「製品リコール」がなぜなかなか有効に機能しないのかについて、問題を整理する。

まず「製品安全」とは何かについて

私の大学では「製品安全マネジメント」と称する講義を必修科目として設けている。金融経済、環境、情報分野等のリスクにフォーカスを当てた学科にあって、製品安全の問題をリスク科学的な視点で考えるよう設置された科目である。この科目の中で「製品安全」を次のように定義している。

「その製品が本来求められる機能や利便性を果たす上で、消費者（利用者等）に対して危害を与えない状態を作り出す総合的な取り組みをいう。」

この中にはいくつかのポイントがある。製品が安全であることを当たり前と思てはいけないということ。総合的、すなわち、安全は、作る側、売る側、買う側、使う側、行政側、消費者団体等の各方面の支援機関等による総合的な取り組みによらないと図れないからである。そして、前提条件となる製品は、その製品が本来求められる機能や利用者等への利便性が果たされなければ製品とは認められない。つまり製品は安全なら売れるとは限らないとの含みがあるのである。

本稿では、この「製品安全」という概念に関し、主として販売後の安全対応にフォーカスをあてて私の考えなどを述べていきたいと思う。

「消費者用製品」をどう捉えるか

英語で言う consumer product は「消費者用製品」又は「消費生活用製品」と日本で訳されている。これらの表現は、会社や専門家が仕事で用いる用器具と区分するためのものである。工場で使う機械や、医療従事者が用いる医療用器具、一定の資格や技能がある人しか購入・使用できない材料や部品などは、その製造・販売・購入・使用に法的な許認可を伴う。しかし、消費者用製品は、購入者・利用者が一般の消費者であり、製造・販売する側もそのことをわかっていて販売している。製造・輸入事業者には、一部の製品などでは安全上や衛生上の規則遵守の義務は負うものの、全てが許認可の対象になっているわけではない。それらのことも含めて、「消費者用製品」を考えると以下のような特徴がある¹。

- ① 製品の購入時には特別の専門知識がいらず、自由に消費者が選択できる。（自由選択）
- ② 製品の使用に当たっても、使用方法や取り扱い上の注意を専門の誰かに指導や教育を受けることがほとんどない。（使用の自己責任）

1 柴田清，越山健彦等，『初めて学ぶリスク科学 ―前向きにリスクを語ろう―』，日科技連，2013，pp.21-22

- ③ 購入者イコール使用者とは限らない。例えば、家の誰かが購入し、子どもに使用されたりすることがある。この場合、購入時に提供される情報や注意は使用者には伝わらない。(注意情報の伝達性)
- ④ 購入条件(贈与や貸与なども含まれる)によらず、使用者には、乳幼児、高齢者、障害や何らかのハンディキャップを有する人、言葉が分からない外人など、配慮が必要な人の使用がごく普通に存在する。(使用者の多様性)
- ⑤ 製品の製造業者から購入することは稀であり、ほとんどの場合は販売店からとなる。さらに、近年ではネット販売、レンタル、中古品、直輸入などの様々な販売チャンネルが存在する。(入手ルートの多様化)
- ⑥ 製品の機能が多様化、高技術化、多機能化している。(進歩的な機能)
- ⑦ マーケット、商品の流通、行政・規制などを含む環境の変化が早く、また、グローバル化しているため、一般の消費者には環境の変化や状況が判断できない。(消費環境の複雑性)

以上の点は、製造・販売する側には大きなリスク要因が伴っていることも表している。購入(自由選択)、利用(自己責任)、さらには使用環境の想定の高さ(注意情報の伝達性や使用者の多様性)なども、事業者はある程度配慮しておかなければならないということである。このような点が、入手ルートの多様性や、進歩的な機能等も加わり、ますます、消費者用製品の安全問題を難しいものにしてきているといえる。

■ 販売前と販売後の安全管理

では、消費者用製品の安全の問題、すなわち消費者が製品事故にあわないよう未然防止

し、被害が拡大しない方策のことをここで考えてみたい。「製品安全」のための総合的な取り組みは、大きく「販売前」と「販売後」の二つに分かれる。企業は危険な製品を製造・出荷しないよう、企画・設計・製造・流通段階までの安全管理を徹底する。これが「販売前」である。

しかし、安全管理は「販売前」の管理であるとの考え方は、次の二つの節目で変化している。その一つに国際的な潮流の中、日本でも1994年に製造物責任法が制定されたことがある。被害者からの損害賠償が「過失」から「欠陥」に変更されたことで、責任が厳格化し、企業側は損害賠償のリスクを軽減するために表示の問題も含めて徹底的に販売前安全管理を行うようになった。一つの重要な節目である。

第二の節目には、次がある。2007年に消費生活用製品安全法が改正され、重大製品事故の報告制度が導入され、第38条第1項において、製品事故報告時には危害の発生及び拡大のために講じる是正措置の方策を含める必要が発生した点である。このことで、自動車や医薬品等と同様に危害の拡大防止のための、回収等の是正措置、すなわち「販売後」の安全管理がこの消費者用製品の分野でも制度化したことになる。

ここで問題となるのは、販売後の安全管理とはどのようなものであるかである。企業にとっては、販売した後の製品は一端企業の手元から離れた製品であるため、安全管理といっても、安全対応には限界がある。しかし、近年でもリコール中の製品が回収されないまま製品事故に至るケースが毎年約100件発生しており、回収という対策一つであったとしても十分な効果が得られていないのが実情である。次節では、この「販売後」の安全管理である回収、すなわち「製品リコール」の問題にフォーカスをあてる。

「製品リコール」の問題を総合的に考える

この問題を考えるには、まず消費者用製品の「製品リコール」のことを整理しておきたい。越山は、製品リコールを以下のように定義している（2002）。

「製品リコールとは、出荷後の危険な製品から消費者を守るための事業者による是正措置であり、注意喚起等の情報提供、流通製品の回収、そして消費者の手元にある販売後の製品の交換等の措置をいう。」

すなわち、製品事故の拡大防止を目的として事業者が実施すべき販売後の安全対応であり、その中身は①危険の告知、②流通製品の回収、そして③消費者の手元にある製品の回収や修理等の総合的な措置である。

ここで、製品リコールに対する消費者の認識を混乱させていると思われる点がある。すなわち、消費者用製品の場合、それが全て自主回収であるということである²。にもかかわらず、新聞等による社告のタイトルには、「お詫び」、「お知らせ」、「使用中のお願い」、「無償点検修理」、「破損の恐れ」、「部品の無料交換」などの表現、さらにはあえて「商品自主回収」のような表現を行うケースがある。JIS S0104「消費生活用品のリコール社告の記載項目及び作成方法（2008）」に示される「製品リコール」とのタイトルが未だ徹底されていないのである。

消費者の手元の製品に危険や不具合の可能性がある場合（消費者や消費生活に不利益をもたらす場合を含む）があれば、日本の制度上は自主リコールしかありえないのであるから、素直に「製品リコール」と表記し、消費者を混乱させるのをやめて欲しい³。

さて、ここで製品リコールの問題を考えてみる。上記のように、基本的には消費者の安全対策として、注意喚起し、回収・修理等をすべき義務は事業者側にある。ここでは、より円滑で効果的な製品リコールがなぜ難しいかについて問題点を整理する。図1がその問題点の整理である。

事業者に求められる製品リコールに対する意思決定には、①実施するか、②どう実施するか、そして③いつまで実施するかがある。製品リコールは、企業にとっては、一大意思決定である。①については、製品リコールの実施の判断をする際に、重大事故か、事故の件数は何件か、必ずしも原因が欠陥とは言い切れない場合があったり、軽微な危険の恐れに過ぎない

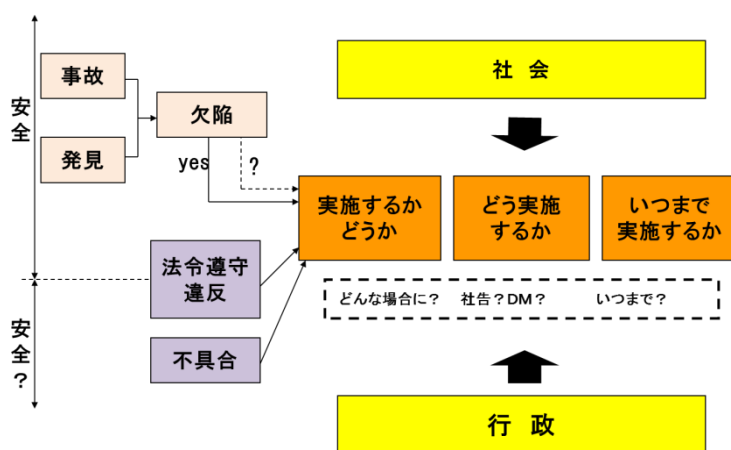


図1 製品リコールのための3つの重要な意思決定

2 製品リコールの中には、消費生活用製品安全法の危害防止命令を受けて是正措置を徹底するケースはある。しかし、そのような特殊なケース以外は、事業者が危害の拡大を防止するために当然実施すべき是正措置として実施する回収等の製品リコールは基本的には事業者側の自主的な対応である。

米国においては、消費者製品安全委員会（CPSA）による RECALL HANDBOOK（1999）において、CPSA Fast Track Product Recall Program が定められており、事業者が迅速に是正措置を判断し、実行しない場合は、国（CPSC）が介入し、その判断を行うとしており、その結果、事業者は自主的にリコール等の是正措置をせざるを得ない状況に追い込まれる仕組みである。

3 本件は、以下の文献の第6章で筆者が担当している「リコールマネジメント」の箇所も参照されたい。大羽宏一編著（2009）、『消費者庁誕生で企業対応はこう変わる』、日本経済新聞出版社、pp.213-250 3

場合もあったりし、事業者も通常は慎重に考えてしまう。②は、実施方法であるが、最もコストと労力を要する箇所であり、パフォーマンスを求められるが、それに値する告知等の対策は体力のある大企業でなければなかなか難しい。本件は、そのような実情を踏まえて社会的な問題として考えていくべきなのかも知れない。

特に③は②の実施方法とも関連するやっかいな問題である。多くの事業者は重大製品事故報告に伴う是正措置策は用意しなければならない。しかし、そのフォローに関しては、実施方法の工夫がなければ単に事業者自身の体力や根気にかかってしまい、回収率が上がらなくても、事故再発が防げていれば追加の措置は特に行わない。

回収率がなかなか上がらず、リコール品での事故が毎年約 100 件発生している理由に、告知方法が不十分であるとの理由があると考えられる。消費者側が、そのタイトルの不親切さや、リスクの記述が不明瞭であるとの理由等で、必ずしも常に理性的かつ積極的にリコール情報に接するとは限らないと考えることもできる。その関係をモデル化したものが図2である。消費者が積極的に危険情報に向き合わない理由には、①新聞片隅の小さな文字での告知ではその告知自体の存在すら十分に伝わらない、②危険（リスク）を認知できる説明が不十分である（「商品には万全を期していますが、稀に不具合が発生する可能性もあり、万が一のことを考え自主回収いたします」ではリスクは伝わりますか？）、そして③危険情報を認知し、危険

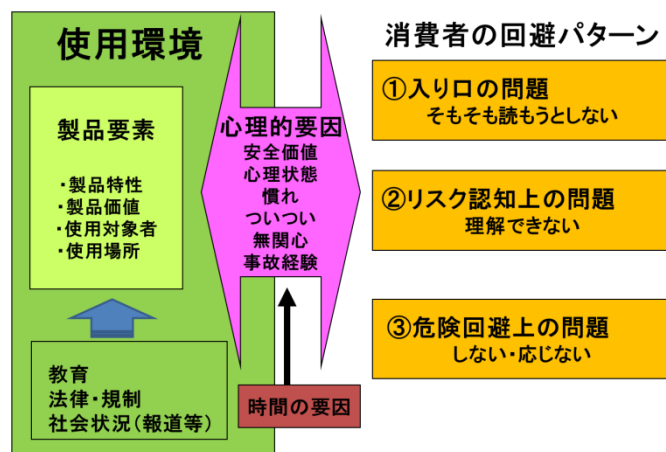


図2 警告情報に対する消費者の危険回避メカニズム・モデル（越山、小松原、鳥井塚モデル（2009））

を理解しているが、自分は事故には至らないとの思い込んでしまったりする場合である。本件については、2009 年より再三追加調査を実施して実態調査を行ってきており、それぞれの占める割合は製品や時期によって差異はあるものの、それらの存在は確認されてきた⁴。

まとめ

本稿では、私の製品リコールに対するこれまでの研究結果などを紹介し、それらの知見をできるだけ多くの大学生、関係機関、一般消費者等に情報提供し、意見を仰いできた内容について概説した。

製品安全の問題は、答えがない社会的な課題の一つである、何かへの解答が見つかって、今度は違う問題が浮上するような世界である。引き続き多くの関係者との協力、ご理解のもとよりよい方向に進むことを願うものである。

4 以下の報告などがある。

- ・越山健彦，鳥居塚崇，小松原明哲（2009）「消費生活用製品における警告表示の認知性と遵守性」，日本リスク研究学会第 22 回研究発表会講演論文集，Vol.22，pp.289-294
- ・越山健彦（2011），「消費生活用製品の事故・リコールリスクに関する体系的考察」，日本リスク研究学会第 24 回研究発表会講演論文集，Vol.24，pp.74-79
- ・越山健彦（2013），「製品事故防止のための警告情報と消費者行動 ―消費者の製品安全に対する日頃からの姿勢に関する調査から―」，消費者教育，Vol.33，pp.131-140

ガス・石油機器における製品安全への取り組み

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会
安全対策委員会

2005 年の F F 式石油暖房機器、2006 年の半密閉式ガス湯沸器、2007 年の小型ガス湯沸器に係る死亡事故が相次いで発生した。これら製品の長期使用に伴う劣化（経年劣化）が主因となる重大な事故の発生を受け、2007 年に消費生活用製品安全法が改正された。この改正により、2009 年 4 月から石油燃焼機器の特定製品（PSC マーク表示）指定・長期使用製品安全点検制度・長期使用製品安全表示制度の 3 つが施行された。また、ガスコンロによる建物火災は、消費者の誤使用により年間 5,000 件超（2007 年：総務省消防庁）発生していたが、消費者の誤使用であっても、事故の未然防止を図るべきとの観点から、家庭用ガスコンロについても、ガス事業法及び液石法の規制対象品目として指定された（2008 年 10 月施行）。その他、ガス給湯器の業界の自主的な取り組み等も踏まえ、ガス・石油機器における製品安全への取り組みについて以下に紹介する。

石油機器の製品安全への取り組み

1. 事故分析から見た石油機器の事故の傾向

当工業会の事故データによると 2012 年 1 月～12 月における石油機器の製品事故は 132 件発生している（図1）。そのうち石油暖房機（石油ストーブ、石油ファンヒーター、石油こんろ等）の事故件数は 75 件と、石油機器の中で半数以上を占めている。その中でも石油ストーブと石油ファンヒーターが大部分を占めている。これらのうち、大部分が消費者の誤使用や使

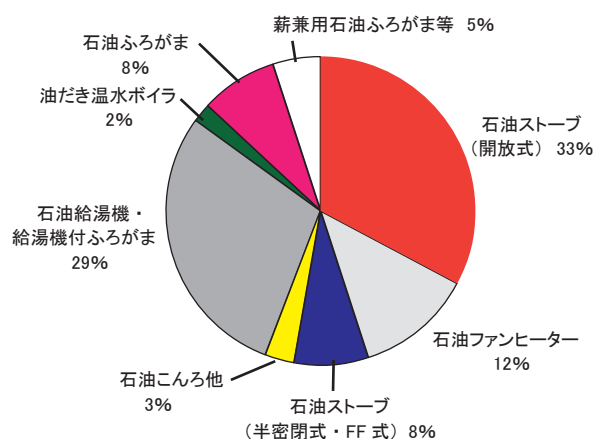


図1 石油燃焼機器の事故データ分析

JGKA データ 2012 年分 重大製品事故＋非重大製品事故＝132 件

い方の不注意と考えられるものとされる事故である。さらに、石油ストーブの事故原因を見ると図2のように給油時の油漏れやガソリン誤給油など 給油時に関連するものが 4 割弱を占めている。

事故原因を分析すると、カートリッジタンクの口金をしっかり締めなかったために灯油が漏れてしまった事と、給油時にストーブを消火していなかったために、漏れた灯油に引火したものと推測されるので、給油時消火装置付のPSC対応品への買替え促進を図る事により大幅な事

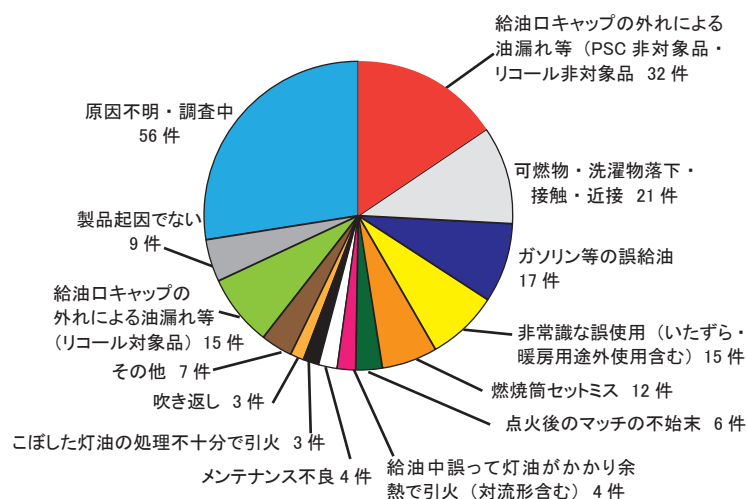


図2 石油ストーブの事故分析結果（原因別件数）

JGKA データ 2007 年、2009 年～2012 年、合計 204 件

故の低減が期待できる。

2. P S C（特定製品）への対応

「消費生活用製品安全法」の規制品目は次のとおり指定されている。

石油給湯機：（灯油の消費量 70kW 以下、熱交換器容量 50 リットル以下）

石油ふろがま：（灯油の消費量 39kW 以下）

石油ストーブ（石油ファンヒーター含む）：（灯油の消費量 12kW 以下、開放燃焼式で自然通気型は7kW 以下）

各製品の主な技術基準の内容は表1のとおり。

表1 石油機器の主な技術基準の内容

	技術基準	しん式 ストーブ	ファン ヒーター	半密閉式 暖房機	FF 式温風 暖房機	石油 給湯機	石油 ふろがま
1	燃焼時の CO/CO ₂ 値	0.001 以下	0.002 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下
2	不完全燃焼防止装置作動時の CO/CO ₂ 値 （対流用送風機を有するもの）		0.003 以下	0.01 以下	0.01 以下		
3	連続不完全燃焼通知機能 〔連続して 4 回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、連続して作動したことを使用者へ認識させる機能〕		●	●	●		
4	再点火防止機能（インターロック） 〔連続不完全燃焼通知機能が作動した後、さらに連続して 3 回を上限として不完全燃焼防止装置が作動した後は、通常の操作により再び点火する状態にならないようにする機能〕		●	●	●		
5	給油時消火装置（開放式）	機器からタンクを抜いたとき 90 秒以内で消火	●	●			
6	タンク給油口ふたの構造	閉止が音、目視又は感触で確認できること	●	●			
7	耐震自動消火装置の作動	195 cm / s ² 以下	195 cm / s ² 以下	195 cm / s ² 以下	195 cm / s ² 以下	170 cm / s ² 以下	195 cm / s ² 以下
8	浴槽内からふろがまに循環する水の温度（60 度以下）					●	
9	その他表示関係	ガソリン厳禁又はガソリン使用禁止、衣類乾燥厳禁の注意事項を追加					

ガス機器の製品安全への取り組み

1. ガスコンロ

①安全装置・機能

2008 年、家庭用ガスコンロは、ガス事業法及び液石法の規制対象品目として指定され、全口のコンロバーナーに調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の搭載を義務づけることとなった。

なお、法律により指定される以前から、以下のとおり業界として自主的な取り組みを実施してきた。

また、グリル部の火災防止についても従前か

ら各社独自に取り組んできたが、2012 年には自主基準を定め、全てのガスコンロのグリル部についても火災防止機能を搭載することとした。

1987 年：全機種に立ち消え安全装置搭載

2005 年：調理油過熱防止装置（コンロ部に1口以上搭載）

2008 年：調理油過熱防止装置（2口以上のものは全口に搭載、組込型1口タイプに搭載）、消し忘れ消火機能（コンロ部、グリル部）

2012 年：グリル火災防止機能〔グリル部消し忘れ消火機能＋（グリル過熱防止機能・炎あふれ防止機能のいずれか1つ又は2つ）〕

②ガスコンロの火災件数の推移（図3）

業界の自主的な取り組み並びにガスコンロの政令指定化により、火災件数は2008年から着実に減少しており、2012年には2005年の火災件数に比べ約4割減となっている。これら

ガスコンロの総称を『Siセンサーコンロ』として、業界団体は普及促進を図っている。また、2013年9月にはSiセンサーコンロの総出荷台数は、2,000万台を超えており、普及率も約4割程度と推定される。

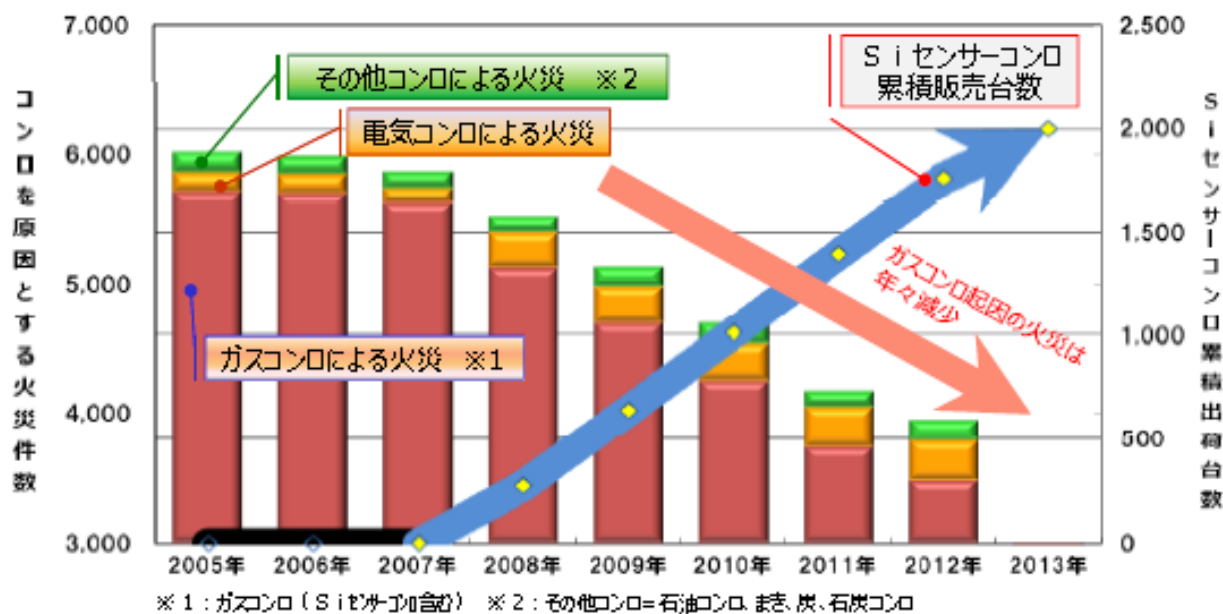


図3 ガスコンロの火災件数の推移とSiセンサーコンロの累積出荷台数

2. BF式ふろがま

①安全装置・機能

過去から設置されているBF式ふろがまにおいて、操作つまみの誤操作等により機器内部に滞留した未燃焼ガスに着火する異常着火等による事故が継続して報告された。このような異常着火を防止するため、2011年4月以降出荷するものは、全て乾電池を搭載しマイコン制御によって点火性能を向上させるなど、次の4つの項目の安全機能が付加された。

- ・誤操作・異常動作による異常着火防止
- ・冠水による機器内部焼損・異常着火防止
- ・ふろ消し忘れ防止（沸き上がり消火タイマーではない）
- ・点検時期お知らせ機能の搭載（10年使用相当でお知らせ）

②BF式ふろがまの火災件数の推移

前記取り組みを行った結果、電池化されて

以降の製造品からは、異常着火による事故は発生していない（表2）。

表2 BF式ふろがまの異常着火による事故件数

	従来機器(参考)			電池化機器		
製造年度	08年度	09年度	10年度	11年度	12年度	13年度
事故発生	製造3年以内事故	製造2年以内事故	製造1年以内事故	製造3年以内事故	製造2年以内事故	製造1年以内事故
定保・修理等時の異常発見	0	2	3	0	0	0
誤使用による異常着火	8	6	7	0	0	0
施工不良	2	0	0	0	0	0
その他製品起因など	0	0	3	2	0	0

出典 JGA 事故データベース

長期使用製品安全点検制度

1. 所有者票登録率

2009年4月から施行された長期使用製品安全点検制度における2014年3月末時点での所有者票の登録件数は、ガス機器 1,670 千件（登録率 42%）、石油機器 1,056 千件（登録率

表3 長期使用製品安全点検制度の品目別登録率など

特定保守製品		所有者票登録 累計件数(千台)	製造・輸入 累計台数(千台)	累計登録率	2013年度 登録率
機器別	ガス機器	1,670	3,948	42%	46%
	石油機器	1,056	2,896	37%	41%
	合 計	2,726	6,844	40%	44%
品目別	屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス)	784	1,633	48%	50%
	屋内式ガス瞬間湯沸器(LPガス)	496	1,511	33%	38%
	屋内式ガスふろがま(都市ガス)	330	615	54%	60%
	屋内式ガスふろがま(LPガス)	61	189	32%	35%
	石油給湯機	731	1,854	39%	44%
	石油ふろがま	58	162	36%	41%
	密閉燃焼式石油温風暖房機	267	879	30%	35%

産業構造審議会 製品安全小委員会報告書より

37%)となっている。品目別は表3のとおりである。所有者票の登録率向上のために経済産業省のガイドラインが改訂され、所有者票の記入様式の簡素化と販売事業者による代行記入が可能であることを新たに記載されたこと並びに製造事業者による周知活動により、2013年度の登録率が向上した。

2. 点検時期お知らせ機能の搭載

点検制度を補完するものとして、工業会では自主基準を定めて、点検時期お知らせ機能を搭載することとしており、昨年度生産分の搭載率は表4のとおりである。石油ふろがまについ

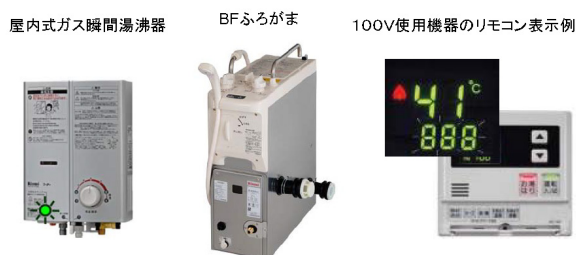


写真1 機器とリモコン表示例など

表4 点検時期お知らせ機能の搭載

特定保守製品		2013年度 登録率
品目別	屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス)	94%
	屋内式ガス瞬間湯沸器(LPガス)	
	屋内式ガスふろがま(都市ガス)	89%
	屋内式ガスふろがま(LPガス)	
	石油給湯機	72%
	石油ふろがま	0%
	密閉燃焼式石油温風暖房機	66%

ては、本年4月からの搭載としていることから、今後増加することとなる。

※点検時期お知らせ機能とは、設計標準使用期間に相当する機器の使用回数を設定して、累計使用回数がその設定値に達するとランプ点滅表示でお知らせする機能

安全啓発活動の推進

上記のとおり、製造事業者は、安全・安心な製品を市場に送り出しているが、市場には上記の安全装置・機能の搭載されていない製品がまだまだ数多く存在している。業界団体としては、①それらを使用する際の注意喚起、②新しい製品への買換え促進を図ることが市場の安全確保に繋がるとの観点で次のとおり各種安全啓発活動を推進している。

また、経済産業省や関連団体からの要請により、製品安全に関するセミナー等へ講師を派遣するなど連携活動も行っている。

1. 石油機器の安全啓発活動

石油機器に関しては、新しい安全基準に適合した暖房機の名称として、『キチッとホッと』(写真2)という業界共通のネーミングにより、周知活動を展開し、安全・安心な製品への買換え促進を図っている。



写真2 『キッチッとホット』のロゴ

また、PSC製品でないものを使用されている消費者への事故の未然防止を図るために、「石油機器の安全チェックリスト」(写真3)を作製し、全国の消防署へ送付し消防啓発活動に利用されている。



写真3 石油機器の安全チェックリスト

2. ガス機器の安全啓発活動

Siセンサーコンロについては、グリル火災の低減を図るために、主な要因であるグリル汚れなどへの対応として、ガスコンロの掃除に関するノウハウ情報を提供するために、消費者向け「コンロお手入れ編」動画を作成し、消費者センター等へ配布や、YouTubeへも掲載した。

カセットこんろ・ボンベに関しては、教育関係の新聞記事を掲載したり、教材として全国の中学校にDVDを配布したり、ワカサギ釣りやキャンプ関連の雑誌の広告掲載や、釣り場等へのチラシ配布などを実施している。

3. 点検制度に関する啓発活動

所有者票の記入について販売事業者による代行記入が可能であることを新たに記載されたことをうけ、販売事業者への周知チラシ(第1弾～第3弾)(写真4)を作製し、製造事業者の営業機会の際に配布し、代行記入の啓発を

行っている。



写真4 販売事業者への点検制度の周知チラシ

その他の工業会の製品安全に関する内容については、

- ①コンロの間違った使い方
- ②カセットコンロ安全な使い方
- ③石油機器の安全な使い方
- ④経年劣化

等色々な動画を掲載しているので、ぜひ当工業会のホームページをご覧ください。
(<http://www.jgka.or.jp/>)

事故情報収集制度とNITE

◎暮らしの中で起こった製品の事故情報を集めています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、経済産業省の製品安全行政の一環として、暮らしの中で使用する製品で起こった事故の情報を集めています。平成19年5月に改正消安法が施行され、重大製品事故の発生を知った製造・輸入事業者は、国へ事故の情報を報告することが義務付けられました。この消安法に基づいて国へ報告される重大製品事故以外の事故はNITEで収集しています。なお、最新の受付情報は毎週公表しています。

NITEは、昭和49年10月から事故情報を収集しています。

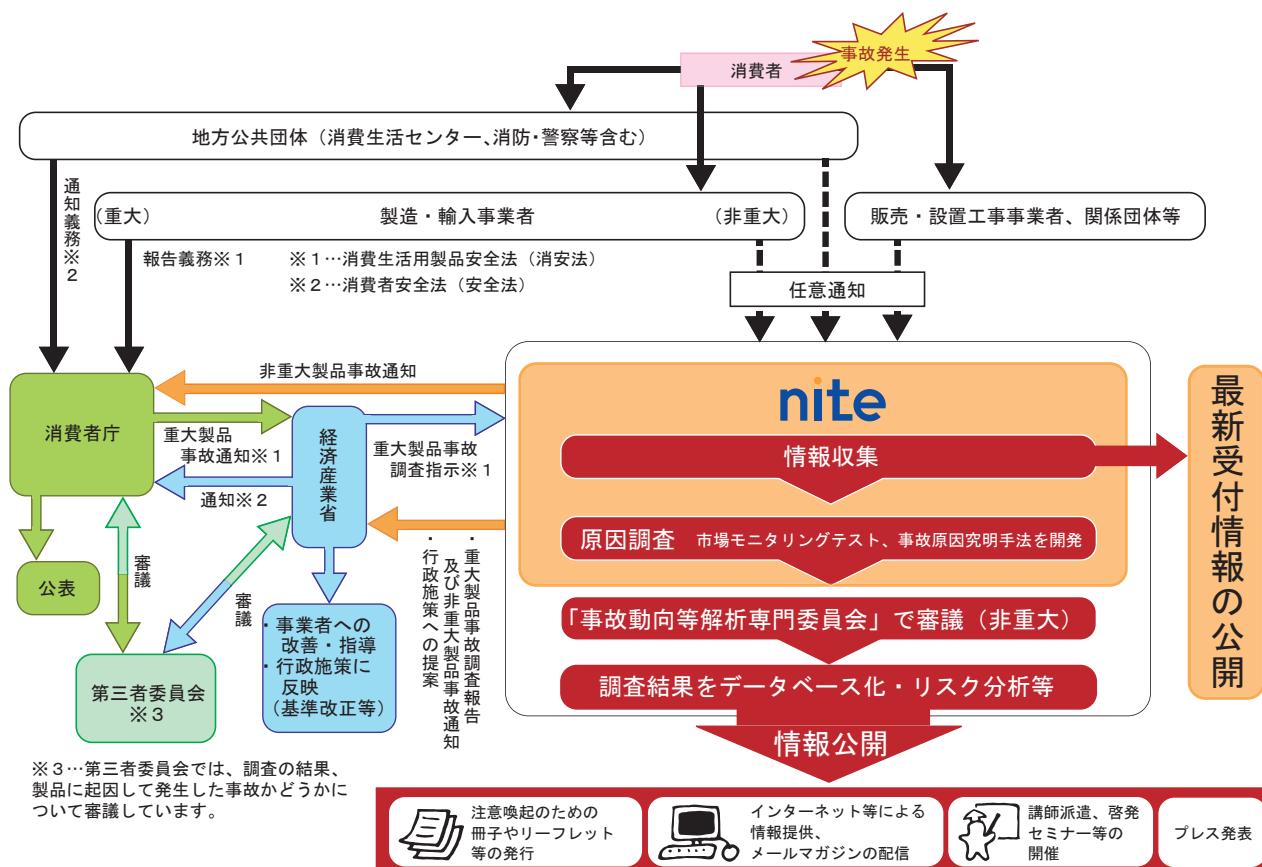
◎集めた事故情報を調査し、その結果を公表して製品事故の未然・再発防止に役立っています。（被害者救済のための調査などは行っていません）

NITEには、集めた事故情報のすべての事故について調査・分析をして、原因究明を行っています。調査結果は、学識経験者や消費者代表等により構成される事故動向等解析委員会による審議・評価を経た上で、事故原因や事業者の再発防止措置を含め、定期的に公表しています。

また、国へ報告された重大製品事故のうち、安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示により、NITEが調査を行っています。

◎必要な場合、経済産業省から行政上の措置が講じられます。

集めた事故情報や調査・分析情報は、随時、経済産業省及び消費者庁に報告し、必要な場合には、経済産業省から事業者や事業者団体に対して行政上の措置が講じられます。



編集後記

◇今号の特集に「流通事業者」を取り上げました。1人暮らし世帯が最も多い現代社会を考えると、流通事業者は顧客データの活用や、宅配などの密接な顧客対応を通じて、製品安全のみならずダイレクトに高齢社会を支えるような存在になり得る可能性を感じさせてくれます。

◇ヒヤリ・ハット情報は実際に被害がなかったため、製造事業者に情報として届きにくいものです。しかし、小売店の販売担当の人たちは、細かな注意点などの確なアドバイスをしてくれます。日々の顧客との会話の中で交わされるヒヤリ・ハット情報が生きているように思います。

◇ナイロンザイル事件から約60年。62ページの「セーフティ・ファイル」で、ナイロンザイルの科学的調査の実現に至るまでを紹介しました。事故の原因究明にかけた強い思いと長い時間の重みを感じます。

◇製品安全センターの秋の恒例行事「製品安全業務報告会」を今年も開催します。大阪は11月6日に天満橋のドーンセンター、東京は11月20日に渋谷文化総合センター、それぞれ昨年と同じ会場です。詳細が決まりしだい、PSマガジンやホームページでご案内させていただきます。

***** 編集者 *****

○生活安全ジャーナル編集委員会

○生活安全ジャーナル編集事務局

長田 敏 池谷 玲夫 穴井美穂子

山田 秀和 松島 実 用貝 成子

平成26(2014)年7月 第16号発行

編集

生活安全ジャーナル編集事務局

〒540-0008

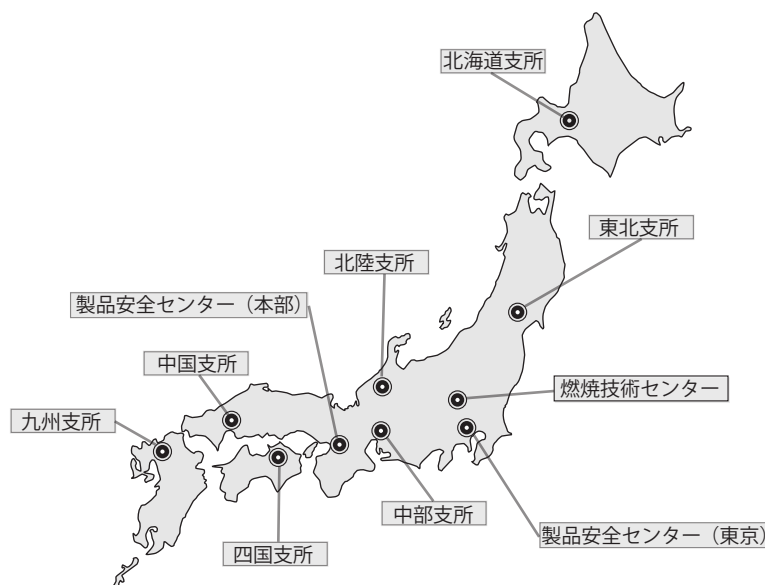
大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館

独立行政法人製品評価技術基盤機構

製品安全センター 製品安全調査課

電話:06-6942-1113 FAX:06-6946-7280

NITE 製品安全センター 各支所の案内



製品安全センター

■製品安全センター（本部）

〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-67

大阪合同庁舎第 2 号館別館

○計画課 電話 06-6942-1112 FAX 06-6946-7280

○製品安全調査課 電話 06-6942-1113 FAX 06-6946-7280

○製品安全技術課 電話 06-6942-1114 FAX 06-6946-7280

検査業務室 電話 06-6942-1116

○製品リスク評価課

経年劣化対策室 電話 06-6942-1119

情報分析・未然防止対策室 電話 06-6942-1115

■燃焼技術センター

〒376-0042 桐生市堤町 3-7-4

電話 0277-22-5471 FAX 0277-43-5063

■北海道支所

〒060-0808 札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第 1 合同庁舎

電話 011-709-2324 FAX 011-709-2326

■東北支所

〒983-0833 仙台市宮城野区東仙台 4-5-18

電話 022-256-6423 FAX 022-256-6434

■中部支所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1

名古屋合同庁舎第 2 号館

電話 052-951-1933 FAX 052-951-3902

■製品安全センター（東京）

〒151-0066 渋谷区西原 2-49-10

○製品安全企画課 電話 03-3481-6566 FAX 03-3481-1870

標準・技術基準室 電話 03-3481-6933 FAX 03-3481-1870

○技術業務課 電話 03-3481-1820 FAX 03-3481-1934

○製品リスク評価課 電話 03-3481-0916

電気用品安全室 電話 03-6682-3266

■北陸支所

〒920-0024 金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎

電話 076-231-0435 FAX 076-231-0449

■中国支所

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎第 3 号館

電話 082-211-0411 FAX 082-221-5223

■四国支所

〒760-0023 高松市寿町 1-3-2

高松第一生命ビルディング 5F

電話 087-851-3961 FAX 087-851-3963

■九州支所

〒815-0032 福岡市南区塩原 2-1-28

電話 092-551-1315 FAX 092-551-1329

